

## 第3回合併協議会

# 合併協定項目資料

高崎地域合併協議会 日時：平成16年11月25日(木)午後3時30分 場所：倉淵村中央公民館  
高崎市・箕郷町合併協議会 日時：平成16年11月29日(月)午後3時 場所：箕郷町文化会館



高崎地域合併協議会  
高崎市・箕郷町合併協議会

## 合併協定項目資料目次

協議第 8 号	合併協定項目 6 組織機構、支所及び出張所の取扱いについて . . . . .	1
協議第 9 号	合併協定項目 9 土地利用の取扱いについて . . . . .	1 3
協議第 1 0 号	合併協定項目 1 1 地方税の取扱いについて . . . . .	2 3
協議第 1 1 号	合併協定項目 1 3 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて . . . . .	3 7
協議第 1 2 号	合併協定項目 1 8 慣行の取扱いについて . . . . .	4 9
協議第 1 3 号	合併協定項目 2 2 附属機関の取扱いについて . . . . .	6 5
協議第 1 4 号	合併協定項目 2 3 公共的団体等の取扱いについて . . . . .	7 3
協議第 1 5 号	合併協定項目 2 5 - 1 各種事務事業の取扱いのうち、 姉妹友好都市交流事業の取扱いについて . . . . .	8 1
協議第 1 6 号	合併協定項目 2 5 - 2 各種事務事業の取扱いのうち、 文化事業の取扱いについて . . . . .	8 7
協議第 1 7 号	合併協定項目 2 5 - 3 各種事務事業の取扱いのうち、 広報広聴事業の取扱いについて . . . . .	1 0 7
協議第 1 8 号	合併協定項目 2 5 - 4 各種事務事業の取扱いのうち、 交通関係事業の取扱いについて . . . . .	1 1 3
協議第 1 9 号	合併協定項目 2 5 - 5 各種事務事業の取扱いのうち、 防災関係事業の取扱いについて . . . . .	1 2 1

協議第 2 0 号 合併協定項目 2 5 - 2 0  
各種事務事業の取扱いのうち、  
建設関係事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 5

協議第 2 1 号 合併協定項目 2 5 - 2 4  
各種事務事業の取扱いのうち、  
上・下水道事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 5



## 合併協定項目 6

組織機構、支所及び出張所の取扱いについて

## 1 支所で行う主な業務

支所で行う業務のうち、主なものは次のとおりです。

地域の特性により現在各町村役場で独自に行っている業務は、実情に応じて支所で行います。

### 地域振興部門

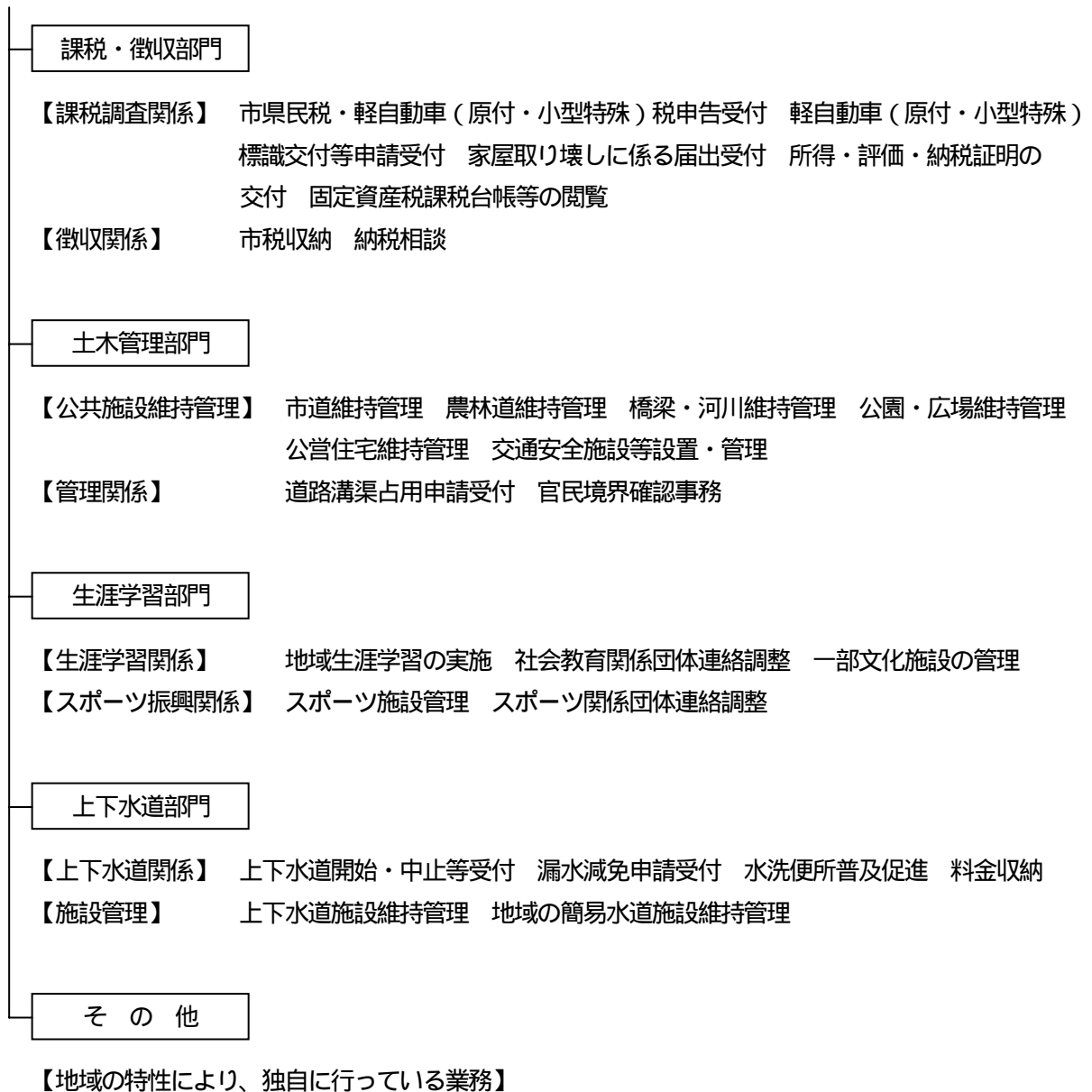
- 【地域振興関係】 地域自治会の支援・調整 市民相談業務 地域イベント支援 本庁組織との連絡調整
- 【支所総務関係】 支所の総括 支所の予算・庁舎・公印・文書等の管理
- 【地域防災・災害対応関係】
- 【農林業関係】 農業振興 林業振興 相談業務 農業委員会事務
- 【商工観光関係】 商業観光振興 工業振興 相談業務 地域の祭等支援 商工会等団体対応 各種補助金申請受付
- 【収納関係】 窓口での公金収納
- 【施設管理】 コミュニティー施設管理

### 生活・環境部門

- 【住民登録・証明関係】 戸籍・住民異動届出 戸籍謄抄本・住民票写の交付 印鑑登録申請・証明の交付 外国人登録 埋葬・改葬・火葬許可 児童生徒転入・転出手続 相談業務
- 【国民健康保険関係】 加入脱退届出 被保険者証等の交付 出産育児一時金・葬祭費・高額療養費等支給申請受付 人間ドック検診助成受付 療養費支給申請受付 相談業務
- 【国民年金関係】 加入脱退届出 保険料免除申請受付 相談業務
- 【医療費助成関係】 老人保健医療受給者証交付申請受付 高齢者医療受給者証交付申請受付 福祉医療受給者証交付申請受付 福祉医療費給付申請受付 高額医療費支給申請受付 相談業務
- 【環境衛生関係】 有価物集団回収奨励金支給申請受付 公害等相談 畜犬登録

### 保健・福祉部門

- 【保健関係】 母子健康手帳交付 健康手帳交付 各種検診業務 予防接種 健康管理指導 栄養指導 相談業務
- 【介護保険関係】 要介護認定申請受付 居宅サービス計画書作成依頼届 住宅改修費・福祉用具購入費・高額介護サービス費申請受付 相談業務
- 【福祉関係】 高齢者在宅サービス申請受付 ひとり暮らし高齢者対策申請受付 児童手当・児童扶養手当申請受付 保育所入所申込受付 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳申請受付及び各種支援業務 支援費申請受付 生活保護相談



（注）支所の各部門の規模は、所管区域における業務量等に応じたものとなります。

## 2 各市町村の組織数及び職員数

	組織数			職員数(人)
	部	課	係(担当)	
高崎市	18	83	197	1,843
倉渕村	-	11	35	82
群馬町	-	15	48	230
新町	-	16	38	113
高崎地域計	18	125	318	2,268
箕郷町	-	14	32	143
高崎箕郷計	18	97	229	1,986
合計	18	139	350	2,411

平成16年4月1日現在

(職員数は、平成16年度地方公共団体定員管理調査)

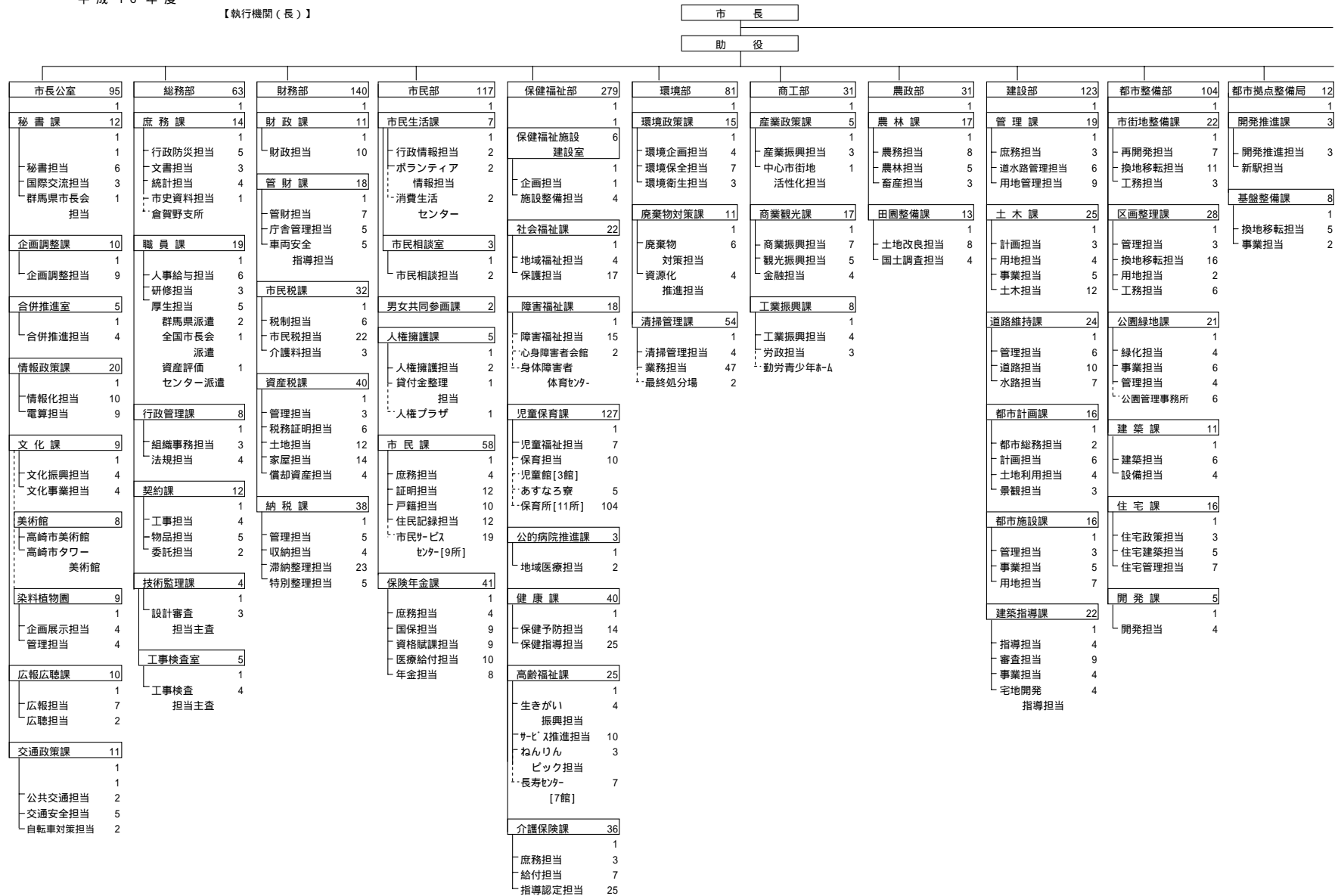


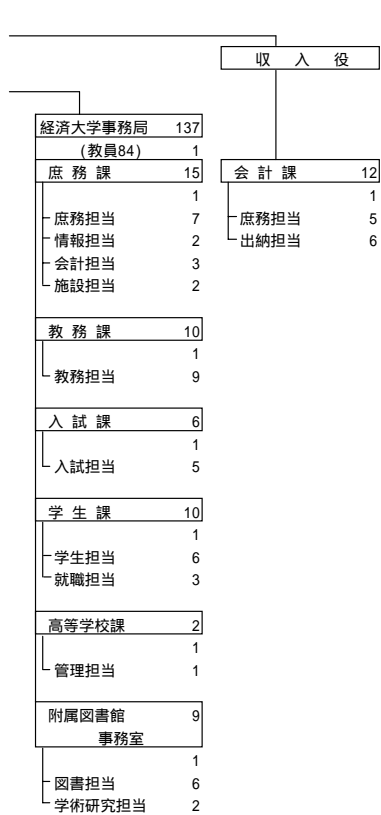
### 3 各市町村機構図

〔高崎市〕

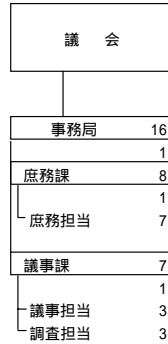
平成 16 年度

【執行機関（長）】

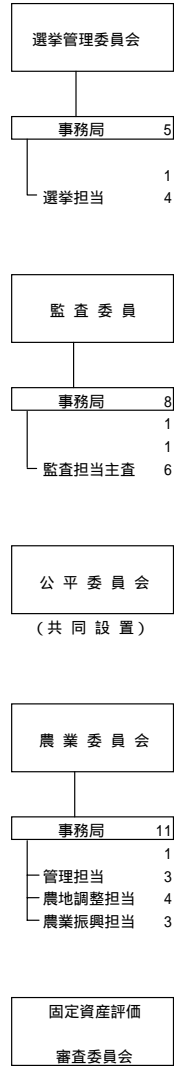
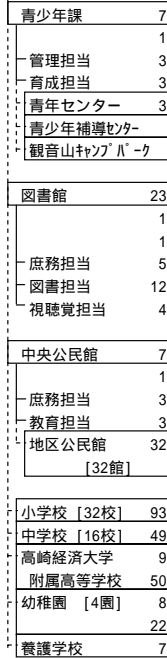
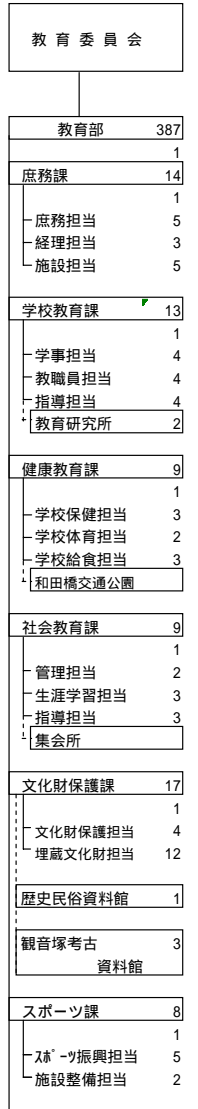




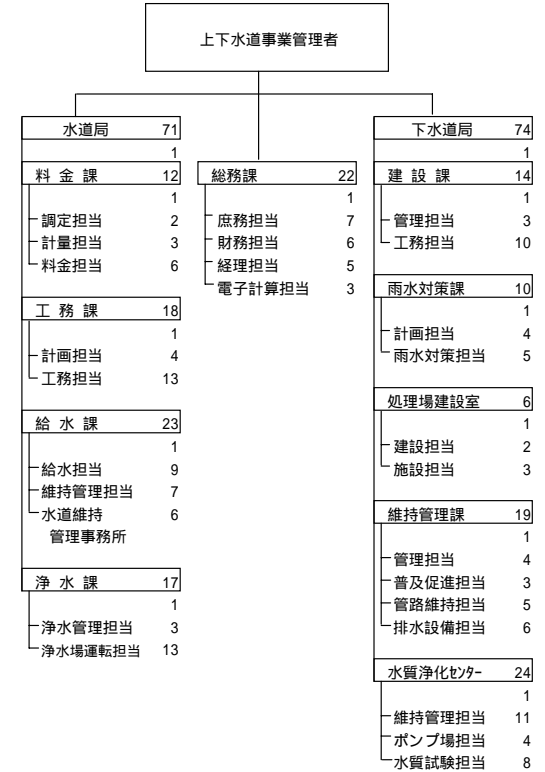
**【議決機関】**



**【執行機関（委員会及び委員）】**



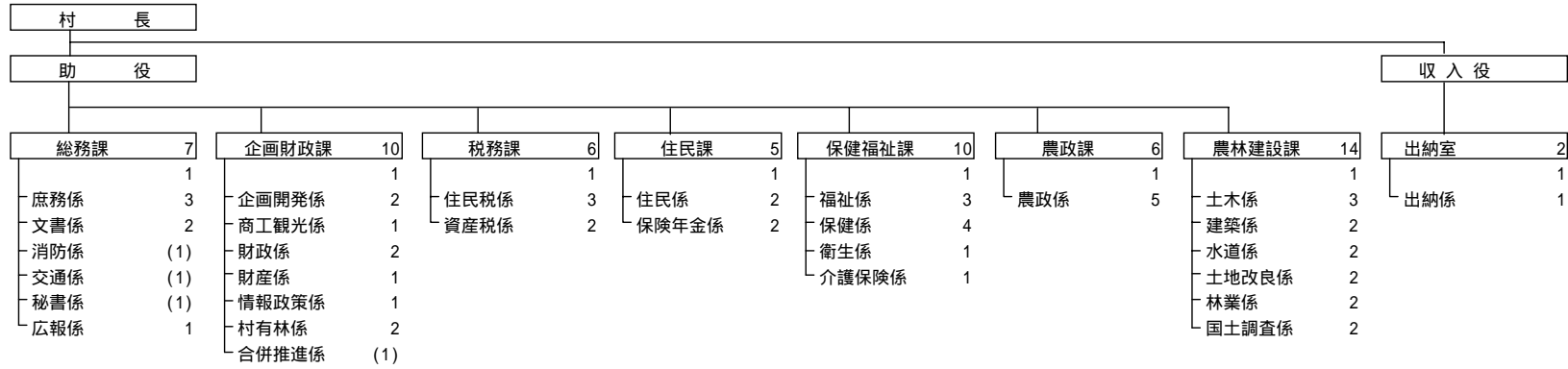
**【公 営 企 業】**



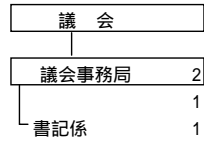
# 〈 倉 淵 村 〉

平成 16 年度

## 【執行機関（長）】



## 【議決機関】



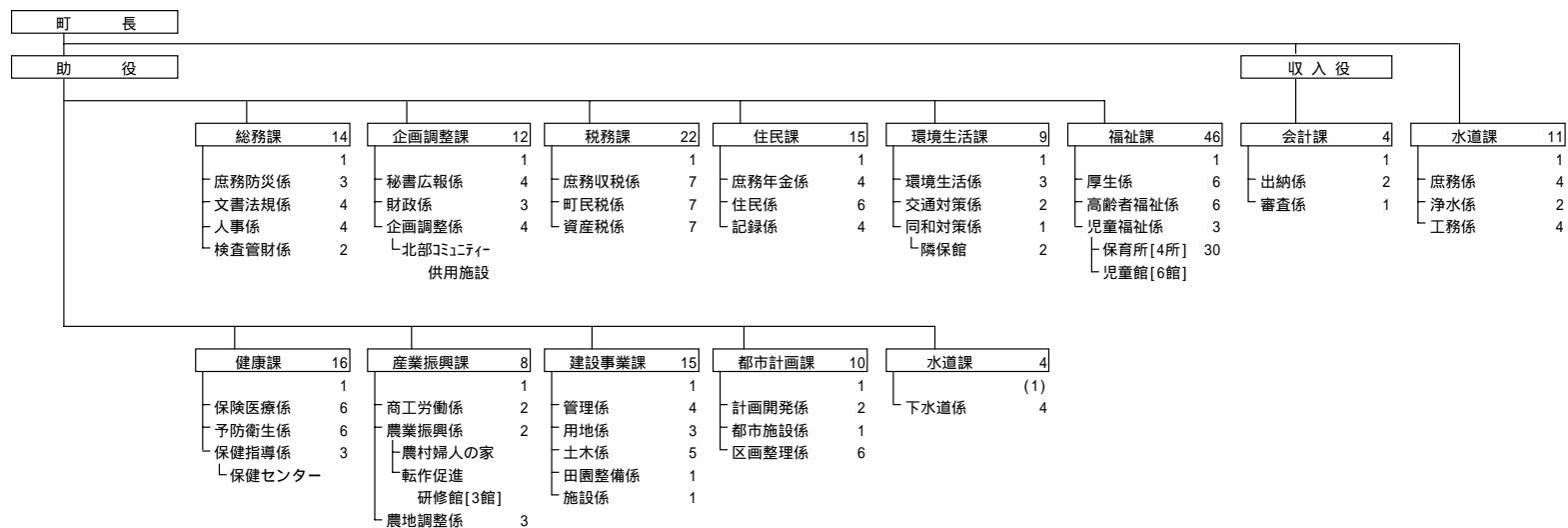
## 【執行機関（委員会及び委員）】



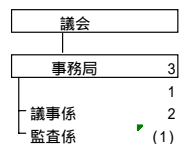
# 〈群馬町〉

平成16年度

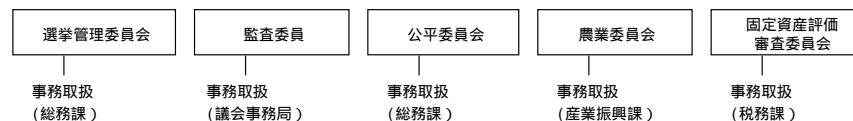
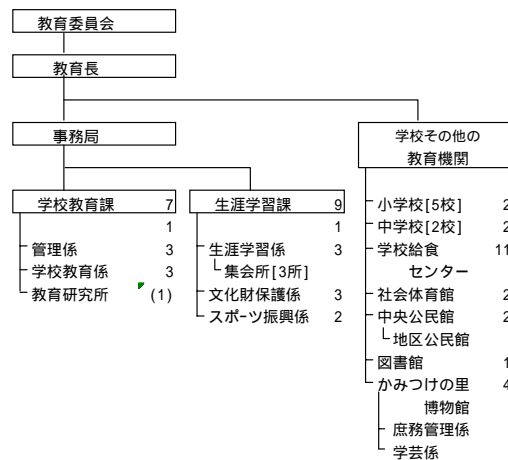
## 【執行機関（長）】



## 【議決機関】



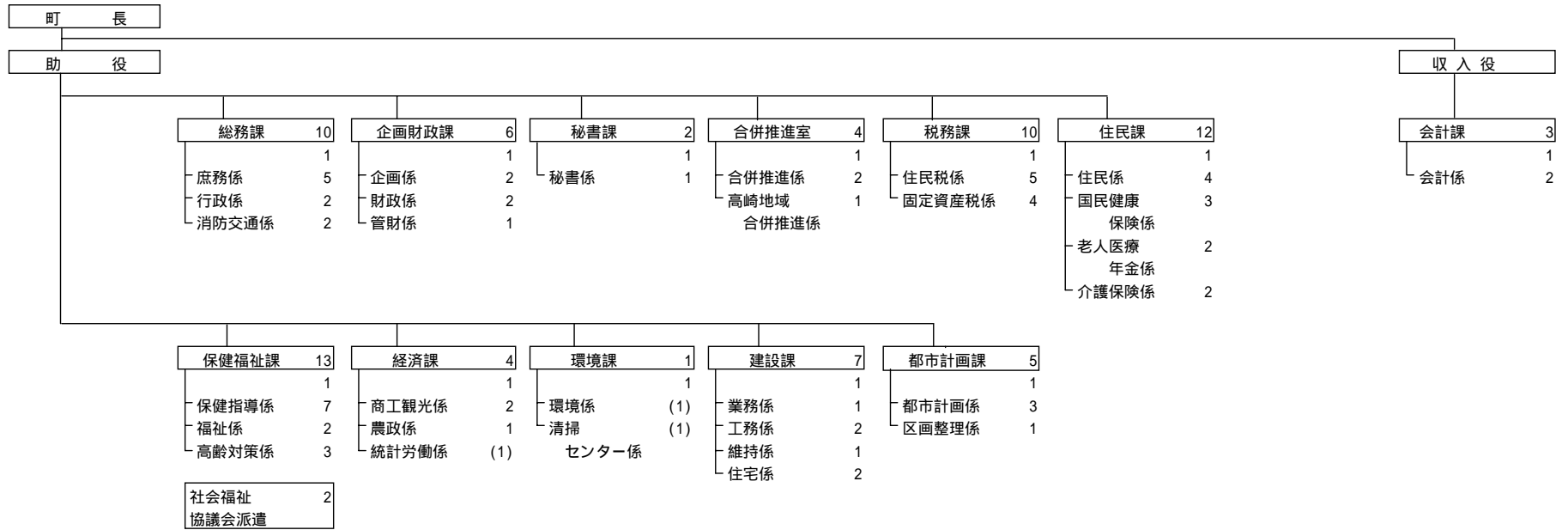
## 【執行機関（委員会及び委員）】



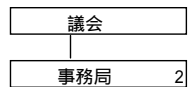
# 〈新町〉

平成16年度

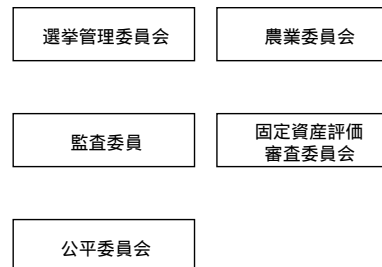
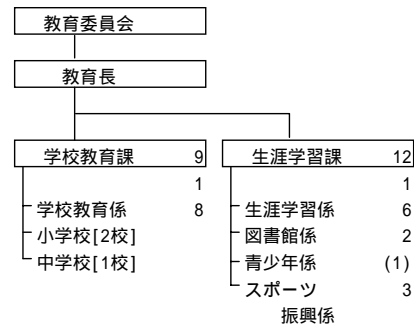
## 【執行機関（長）】



## 【議決機関】



## 【執行機関（委員会及び委員）】



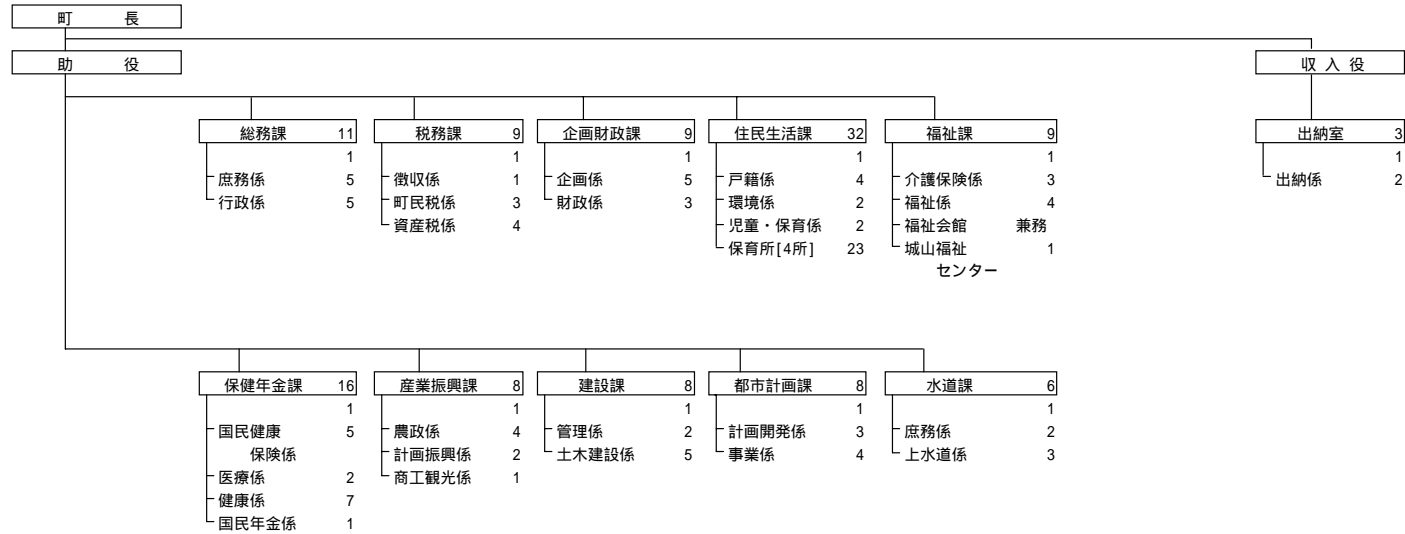
## 【公営企業】



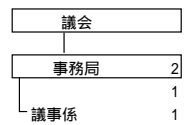
# 【 箕 郷 町 】

平成 16 年度

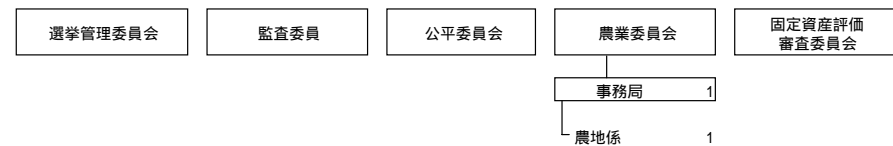
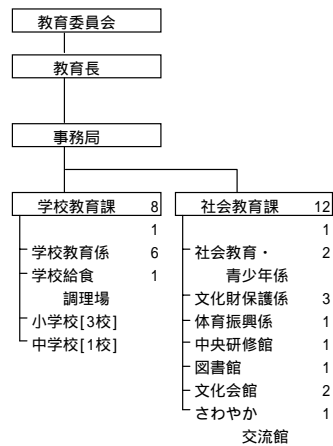
## 【 執 行 機 関 ( 長 ) 】



## 【 議 決 機 関 】



## 【 執 行 機 関 ( 委 員 会 及 び 委 員 ) 】



○ 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
茨城県	日立市	合併年月日	平成 16 年 11 月 1 日	<p>現在の十王町役場については、その行政区域を所管する支所とするものとする。</p> <p>事務組織及び機構については、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう、住民サービスに十分配慮して整備するものとする。</p>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町	
		人口	206,589人 (平成 12 年国勢調査)	
三重県	四日市市	合併年月日	平成 17 年 2 月 7 日 (予定)	<p>組織機構については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮しつつ、次の方針に基づき整備するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に分かりやすく、利用しやすいもの</li> <li>・行政課題に迅速かつ適確に対応できるもの</li> <li>・簡素で効率的なもの</li> <li>・責任の所在が明確なもの</li> </ul>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町	
		人口	302,102人 (平成 12 年国勢調査)	
山口県	宇部市	合併年月日	平成 16 年 11 月 1 日	<p>管理部門等の統合や各事務事業の調整内容を考慮し、楠町の組織の再編・見直しを行った上で、合併後の事務を円滑に執行するため、現楠町役場を新市の総合支所(部相当の組織とし、課及び係を下部組織として設置する。)として位置付ける。</p> <p>出張所等の窓口サービスが低下しないよう十分配慮する。</p>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町	
		人口	182,031人 (平成 12 年国勢調査)	
福岡県	久留米市	合併年月日	平成 17 年 2 月 5 日 (予定)	<p>新市の組織・機構は、地域自治組織制度の創設などの地方分権の進展や、総合的な住民サービスの向上に十分配慮しながら次の点により整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</li> <li>・市民が利用しやすく分かりやすい組織・機構</li> <li>・簡素で効率的な組織・機構</li> <li>・指揮命令系統が明確な組織・機構</li> <li>・新たな行政課題など時代の変化に柔軟に対応できる組織・機構</li> </ul> <p>総合支所(仮称)の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併前の町の区域を所管区域とする総合支所(仮称)を設置する。</li> <li>・合併時においては、田主丸町、北野町、城島町及び三潆町の現有庁舎を有効活用する。</li> <li>・本庁において処理する事務を除き、地域の市民サービスに係る事務を総合的に所掌する。</li> </ul>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市4町	
		人口	304,884人 (平成 12 年国勢調査)	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成 16 年 12 月 5 日 (予定)	<p>大胡町役場、宮城村役場及び粕川村役場は、支所とする。</p> <p>支所の組織は、住民に急激な変化を来たすことのないよう配慮し、合併から5年後を目処に段階的に再編、見直しを行う。</p>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町2村	
		人口	320,465人 (平成 12 年国勢調査)	





合併協定項目9

土地利用の取扱いについて

## 1 都市計画とは

### 都市計画法（抄）

#### （目的）

第1条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### （都市計画の基本理念）

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

#### （都市計画区域）

第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

## 2 都市計画の意義

都市計画法で定められる都市計画とは、一体の都市としての広がりを持つ地域について都市の健全な発展と秩序ある整備をはかるための土地利用・都市施設の整備・市街地開発事業に関する計画である。

また、都市計画の機能は都市の区域において、都市活動を支えるため長期的な観点から、土地利用の面において都市構造の枠組みを定め、用途・機能の配分、密度等を定め、必要な道路、公園、下水道等の都市施設の位置、規模や、市街地開発事業の区域と方針を定め、これらに基づく「土地利用制限」と「事業」により全体として調和の取れた市街地を作り上げることである。

このように、土地利用についての定めと都市施設及び市街地再開発事業についての定めが、都市計画法において位置づけられるが、この位置づけが都市計画決定といわれている。

## 【用語解説】

### 都市計画区域

開発の進展に伴い、良好な生活環境や生産環境の確保が困難となるような区域において都市計画区域を指定し、土地利用の規制、誘導及び市街地開発事業による面的な都市環境の整備並びに都市施設の整備を行い、また貴重な自然や緑地について積極的に保全し、将来の当該地域の生活、生産環境の確保を図ることとしている。都市計画区域とは、市もしくは人口、就業者数など一定の要件を満たす町村の中心市街地を含め、かつ自然的、社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とされている。その範囲は、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、日常の生活圏等から総合的に判断されるものであり、実質的な都市として一体性がある場合は、行政区域にとらわれず、広域都市計画を定めることができる。

### 市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分・・・いわゆる線引き）は、都市の無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図り、公共投資の効率化と農林漁業との調和を図りつつ都市の健全な発展を図ることを目的に定められた制度である。

市街化区域は、既に市街化されている区域とおおむね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている。

市街化区域は、可住地人口密度が 60 人 / ha 以上となる地区を原則とし、農林水産省や環境省など関係省庁との調整を経て定めることとされている。

### 用途地域

用途地域は、現在の都市の状況及び将来像を勘案した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るため、土地利用の区分を行い、建築物等の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものである。

### 3 用途地域の種別と概要

用途地域の種別	用途地域の概要
1. 第1種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な店や事業所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。
2. 第2種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定の店などが建てられます。
3. 第1種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定の店などが建てられます。
4. 第2種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学のほか、1,500㎡までの一定の店や事務所などが建てられます。
5. 第1種住居地域	住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。
6. 第2種住居地域	主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられます。
7. 準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
8. 近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。
9. 商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。
10. 準工業地域	主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。
11. 工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅や店は建てられません。
12. 工業専用地域	専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		9土地利用の取扱いについて		詳細項目	部会名	7都市計画建設部会																																						
項目	24 都市計画区域及び区域区分（線引き）	現況																																										
		高崎市			倉渕村	群馬町			新町																																			
		当初決定 S 4. 3.16 当初線引 S 46. 3.31 最終変更 H11. 8.24			なし	当初決定 S 44. 5.20 当初線引 S 50. 7. 1 最終変更 H11. 8.24			当初決定 S 26. 3.14 当初線引 S 52. 8.31 最終変更 H11. 8.24																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域区分</th> <th>面積 ha</th> <th>構成比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>11,072</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>4,215</td> <td>38.1%</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>6,857</td> <td>61.9%</td> </tr> </tbody> </table>	区域区分	面積 ha	構成比率	都市計画区域	11,072	100%	市街化区域	4,215	38.1%	市街化調整区域	6,857	61.9%			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域区分</th> <th>面積 ha</th> <th>構成比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>2,194</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>587</td> <td>26.8%</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>1,607</td> <td>73.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区域区分	面積 ha	構成比率	都市計画区域	2,194	100%	市街化区域	587	26.8%	市街化調整区域	1,607	73.2%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域区分</th> <th>面積 ha</th> <th>構成比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>374</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>286</td> <td>76.5%</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>88</td> <td>23.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区域区分	面積 ha	構成比率	都市計画区域	374	100%	市街化区域	286	76.5%	市街化調整区域	88	23.5%		
区域区分	面積 ha	構成比率																																										
都市計画区域	11,072	100%																																										
市街化区域	4,215	38.1%																																										
市街化調整区域	6,857	61.9%																																										
区域区分	面積 ha	構成比率																																										
都市計画区域	2,194	100%																																										
市街化区域	587	26.8%																																										
市街化調整区域	1,607	73.2%																																										
区域区分	面積 ha	構成比率																																										
都市計画区域	374	100%																																										
市街化区域	286	76.5%																																										
市街化調整区域	88	23.5%																																										
		特定保留地 なし				特定保留地 菅谷高畑地区 1.4 ha			特定保留地 なし																																			

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目	9土地利用の取扱いについて	詳細項目		部会名	7都市計画建設部会												
項目	現況 箕郷町		備考														
24 都市計画区域及び区域区分（線引き）	<p>当初決定 S50.5.30 当初線引 指定なし 最終変更</p> <table border="1" data-bbox="477 480 846 743"> <thead> <tr> <th>区域区分</th> <th>面積 ha</th> <th>構成 比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>4,376</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>特定保留地 なし 線引きは、区分の指定なし</p>		区域区分	面積 ha	構成 比率	都市計画区域	4,376	100%	市街化区域			市街化調整区域					
区域区分	面積 ha	構成 比率															
都市計画区域	4,376	100%															
市街化区域																	
市街化調整区域																	

行政制度等調整方針調書（その2 - 1）

協定項目	9土地利用の取扱いについて	詳細項目	部会名	7都市計画建設部会																																																																																																																														
項目	現況																																																																																																																																	
	高崎市	倉渕村	群馬町	新町																																																																																																																														
25 都市計画地域地区（市町村決定、一部県決定）	既決定 当初決定S11. 8.18 最終変更H15. 3.24	なし	既決定 当初決定S50. 7. 1 最終変更H8. 5.31	既決定 当初決定S52. 8.31 最終変更H11. 8.24																																																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域地区</th> <th>面積 ha</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途地区</td> <td>4,215</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>第一種低層住居</td> <td>529</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一種中層住居</td> <td>559</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>第二種中層住居</td> <td>300</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>1,178</td> <td>27.9</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>181</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>63</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>180</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>293</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>403</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>282</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>247</td> <td>5.9</td> </tr> </tbody> </table>	地域地区	面積 ha	構成比	用途地区	4,215	100.0%	第一種低層住居	529	12.6	第二種低層住居			第一種中層住居	559	13.3	第二種中層住居	300	7.1	第一種住居地域	1,178	27.9	第二種住居地域	181	4.3	準住居地域	63	1.5	近隣商業地域	180	4.3	商業地域	293	6.9	準工業地域	403	9.5	工業地域	282	6.7	工業専用地域	247	5.9		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域地区</th> <th>面積 ha</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途地区</td> <td>587.6</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>第一種低層住居</td> <td>85</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一種中層住居</td> <td>299</td> <td>50.8</td> </tr> <tr> <td>第二種中層住居</td> <td>4.6</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>61</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>24</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>92</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>22</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域地区	面積 ha	構成比	用途地区	587.6	100.0%	第一種低層住居	85	14.5	第二種低層住居			第一種中層住居	299	50.8	第二種中層住居	4.6	0.8	第一種住居地域	61	10.4	第二種住居地域			準住居地域			近隣商業地域	24	4.1	商業地域			準工業地域	92	15.7	工業地域	22	3.7	工業専用地域			<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域地区</th> <th>面積 ha</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途地区</td> <td>286</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>第一種低層住居</td> <td>23</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一種中層住居</td> <td>86</td> <td>30.1</td> </tr> <tr> <td>第二種中層住居</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>73</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>13</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>18</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>73</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域地区	面積 ha	構成比	用途地区	286	100.0%	第一種低層住居	23	8.0	第二種低層住居			第一種中層住居	86	30.1	第二種中層住居			第一種住居地域	73	25.5	第二種住居地域			準住居地域			近隣商業地域	13	4.6	商業地域	18	6.3	準工業地域	73	25.5	工業地域			工業専用地域		
	地域地区	面積 ha	構成比																																																																																																																															
	用途地区	4,215	100.0%																																																																																																																															
	第一種低層住居	529	12.6																																																																																																																															
	第二種低層住居																																																																																																																																	
	第一種中層住居	559	13.3																																																																																																																															
	第二種中層住居	300	7.1																																																																																																																															
	第一種住居地域	1,178	27.9																																																																																																																															
	第二種住居地域	181	4.3																																																																																																																															
	準住居地域	63	1.5																																																																																																																															
	近隣商業地域	180	4.3																																																																																																																															
	商業地域	293	6.9																																																																																																																															
	準工業地域	403	9.5																																																																																																																															
工業地域	282	6.7																																																																																																																																
工業専用地域	247	5.9																																																																																																																																
地域地区	面積 ha	構成比																																																																																																																																
用途地区	587.6	100.0%																																																																																																																																
第一種低層住居	85	14.5																																																																																																																																
第二種低層住居																																																																																																																																		
第一種中層住居	299	50.8																																																																																																																																
第二種中層住居	4.6	0.8																																																																																																																																
第一種住居地域	61	10.4																																																																																																																																
第二種住居地域																																																																																																																																		
準住居地域																																																																																																																																		
近隣商業地域	24	4.1																																																																																																																																
商業地域																																																																																																																																		
準工業地域	92	15.7																																																																																																																																
工業地域	22	3.7																																																																																																																																
工業専用地域																																																																																																																																		
地域地区	面積 ha	構成比																																																																																																																																
用途地区	286	100.0%																																																																																																																																
第一種低層住居	23	8.0																																																																																																																																
第二種低層住居																																																																																																																																		
第一種中層住居	86	30.1																																																																																																																																
第二種中層住居																																																																																																																																		
第一種住居地域	73	25.5																																																																																																																																
第二種住居地域																																																																																																																																		
準住居地域																																																																																																																																		
近隣商業地域	13	4.6																																																																																																																																
商業地域	18	6.3																																																																																																																																
準工業地域	73	25.5																																																																																																																																
工業地域																																																																																																																																		
工業専用地域																																																																																																																																		
	その他の地域地区 次頁備考に掲載		その他の地域地区 なし	その他の地域地区 なし																																																																																																																														

行政制度等調整方針調書（その2 - 2）

協定項目		9土地利用の取扱いについて		詳細項目	部会名	7都市計画建設部会			
項目	現況			備考					
	箕郷町								
25	都市計画地域地区（市町村決定、一部県決定）	既決定 当初決定S46. 3.31 最終変更H 8. 5.31			高崎市 その他の地域地区				
		地域地区	面積 ha	構成比				地域地区	面積 ha
		用途地区	243	100.0%				高度利用地区	
		第一種 低層住居						鞆町地区	0.1
		第二種 低層住居						東口第一地区	0.4
		第一種 中層住居	162	66.7				西口第一地区	1.3
		第二種 中層住居						東口第一地区	0.4
		第一種住 居地域	49	20.0				西口第二地区	0.6
		第二種住 居地域						城址地区	0.3
		準住居地 域	8	3.2				東口第三地区	0.6
		近隣商業 地域	13	5.3				東口第四地区	0.6
		商業地域						西口旭町地区	0.5
		準工業地 域						西口北地区	1.6
		工業地域	11	4.5				防火地域	8.2
		工業専用 地域						準防火地域	153.2
その他の地域地区 なし			風致地区						
			観音山風致地区	210.62					
			駐車場整備地区	258					
			特別用途地区 特別業務地区	178.3					



先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	都市計画マスタープラン策定事業については、新市において新たに策定する。
		合併方式	新設	
		市町村数	2市	
		人口	176,959人	
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成13年5月1日	都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。各種計画は、合併後速やかに策定する。
		合併方式	新設	
		市町村数	3市	
		人口	1,008,902人	
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	新市に移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の見直しを行なう場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見を踏まえて対応する。
		合併方式	新設	
		市町村数	2市2町	
		人口	158,606人	
広島県	廿日市市	合併年月日	平成15年3月1日	佐伯町の都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。  吉和村(都市計画区域の指定なし)
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町1村	
		人口	89,649人	
千葉県	野田市	合併年月日	平成15年6月6日	都市計画マスタープラン等については、合併後新市において、見直しを図る。
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町	
		人口	153,353人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成16年12月5日 (予定)	合併から10年後には都市計画区域を統合し、市街化区域と市街化調整区域の区域区分(線引き)を実施する。
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町2村	
		人口	320,465人 (平成12年国勢調査)	



合併協定項目 1 1

地方税の取扱いについて

## 1 地方税とは

地方公共団体がその有する課税権に基づき、賦課徴収する租税をいい、地方税の賦課徴収については、基本的事項は地方公共団体の条例で定めることとされている。

このため、市町村ごとに税率が異なっている場合や、課税されていなかった市町村の区域が合併により新たに課税されることとなる場合があり協議が必要となる。

地方税には都道府県税と市町村税があり、今回の協議の対象となる市町村税には、市町村民税や固定資産税などの法定普通税と入湯税や都市計画税などの法定目的税がある。

### 地方税法（抄）

（地方団体の課税権）

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

（市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 略

## 5 市町村が課税している地方税

普通税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税
目的税	入湯税、都市計画税（倉淵村、箕郷町を除く）、国民健康保険税

5 市町村で税率、課税範囲が異なる税目

税 目	高崎市	倉渕村	群馬町	新 町	箕郷町
市 町 村 民 税 法 人 均 等 割	制限税率 (税率は次表のとおり)	制限税率 (税率は次表のとおり)	標準税率 (税率は次表のとおり)	制限税率 (税率は次表のとおり)	制限税率 (税率は次表のとおり)
入 湯 税	1 人 1 日 150 円 日帰り客 50 円 教育行事 50 円	1 人 1 日 (基本料金 15,000 円超) 150 円 (基本料金 15,000 円以 下) 100 円 日帰り客 50 円 教育行事 50 円	1 人 1 日 (基本料金 6,000 円超) 150 円 (基本料金 6,000 円以 下) 100 円 日帰り客 50 円 教育行事 50 円	1 人 1 日 150 円	1 人 1 日 150 円
都 市 計 画 税	100 分の 0.25	-	100 分の 0.2	100 分の 0.3	-

## 市町村民税法人均等割税率

法人等の区分		年 税 額	
資本等の金額	市内従業者数	制限税率	標準税率
50億円超	50人超	3,600,000円	3,000,000円
10億円超 50億円以下	50人超	2,100,000円	1,750,000円
10億円超	50人以下	492,000円	410,000円
1億円超 10億円以下	50人超	480,000円	400,000円
	50人以下	192,000円	160,000円
1千万円超 1億円以下	50人超	180,000円	150,000円
	50人以下	156,000円	130,000円
1千万円以下	50人超	144,000円	120,000円
	50人以下	60,000円	50,000円

## 2 市町村合併における特例措置

合併市町村の一体性及び負担の公平を期する観点から合併市町村の全区域にわたって均一に課税することが本来である。しかし、合併後直ちに均一課税することが著しく衡平を欠くと認められる場合には、特例措置として市町村合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り課税免除、不均一課税が認められている。

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 略

### 3 5 市町村の現況

#### (1) 税率 (平成 16 年度)

区 分		基 準		高崎市	倉渕村	群馬町	新 町	箕郷町		
普 通	個 人	均 等 割 (円)		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		
		所得 割 (%)	200 万円以下		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
			200 万円超 ~ 700 万円以下		8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	
			700 万円超		10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
	市 町 村 民 税	法 人	均 等 割 (円)	50 人 を 超 え る 法 人	50 億円超	3,600,000	3,600,000	3,000,000	3,600,000	3,600,000
					10 億円超 ~ 50 億円以下	2,100,000	2,100,000	1,750,000	2,100,000	2,100,000
					1 億円超 ~ 10 億円以下	480,000	480,000	400,000	480,000	480,000
					1 千万円超 ~ 1 億円以下	180,000	180,000	150,000	180,000	180,000
					1 千万円以下	144,000	144,000	120,000	144,000	144,000
			50 人 以 下 の 法 人	10 億円超	492,000	492,000	410,000	492,000	492,000	
				1 億円超 ~ 10 億円以下	192,000	192,000	160,000	192,000	192,000	
				1 千万円超 ~ 1 億円以下	156,000	156,000	130,000	156,000	156,000	
				1 千万円以下	60,000	60,000	50,000	60,000	60,000	
			法 人 税 割 (%)		14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	
	固 定 資 産 税 (%)		1.4	1.4	1.4	1.4	1.4			
税	軽自動車税	原 動 機 付 自 転 車	総排気量 50cc 以下	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
			総排気量 50cc を超え 90cc 以下のもの	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200		
			総排気量 90cc を超え 125cc 以下のもの	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600		
			ミ 二 力 一	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500		
		軽自動車及び 小型特殊自動車	二 輪 車	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400		
			三 輪 車	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100		

区 分		基 準		高崎市	倉渕村	群馬町	新 町	箕郷町		
普 通 税	軽自動車税	軽自動車 及び小 型特殊 自動車	四輪貨物	自家用	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
				営業用	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
			四輪乗用	自家用	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	
				営業用	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	
			農耕作業用自動車 (トラクター等)	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600		
			その他のもの (フォークリフト等)	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700		
			ボートトレーラー	2,400	2,400	2,400		2,400		
			フルトレーラー	2,400	2,400					
		二輪の小型自動車	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000			
		市町村たばこ税 (円)	特例	1,000本につき旧3級品 以外紙巻たばこ	2,977	2,977	2,977	2,977	2,977	
				1,000本につき旧3級品 紙巻たばこ	1,412	1,412	1,412	1,412	1,412	
	特別土地保有税 (%)		保有分	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4		
			取得分	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0		
目 的 税	都市計画税(%)			0.25	都市計画区域外	0.2	0.3	都市計画区域外		
	入 湯 税	1人1日(円)			150	150又は100	150又は100	150	150	
		軽減措置	日帰り客			50	50	50		
			学校教育上の行事			50	50	50		
		税を課さない場合			・12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	



(2) 納期

・市町村民税の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高崎市			↔		↔		↔			↔		
倉渕村			↔		↔		↔		↔			
群馬町			↔		↔		↔		↔			
新 町			↔		↔		↔		↔			
箕郷町			↔		↔		↔	↔				

・固定資産税の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高崎市	↔			↔		↔			↔			
倉渕村		↔		↔		↔		↔				
群馬町		↔		↔		↔		↔				
新 町	↔			↔		↔		↔				
箕郷町		↔		↔		↔			↔			

・軽自動車税の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高崎市		↔										
倉渕村	↔											
群馬町	↔											
新 町		↔										
箕郷町	↔											

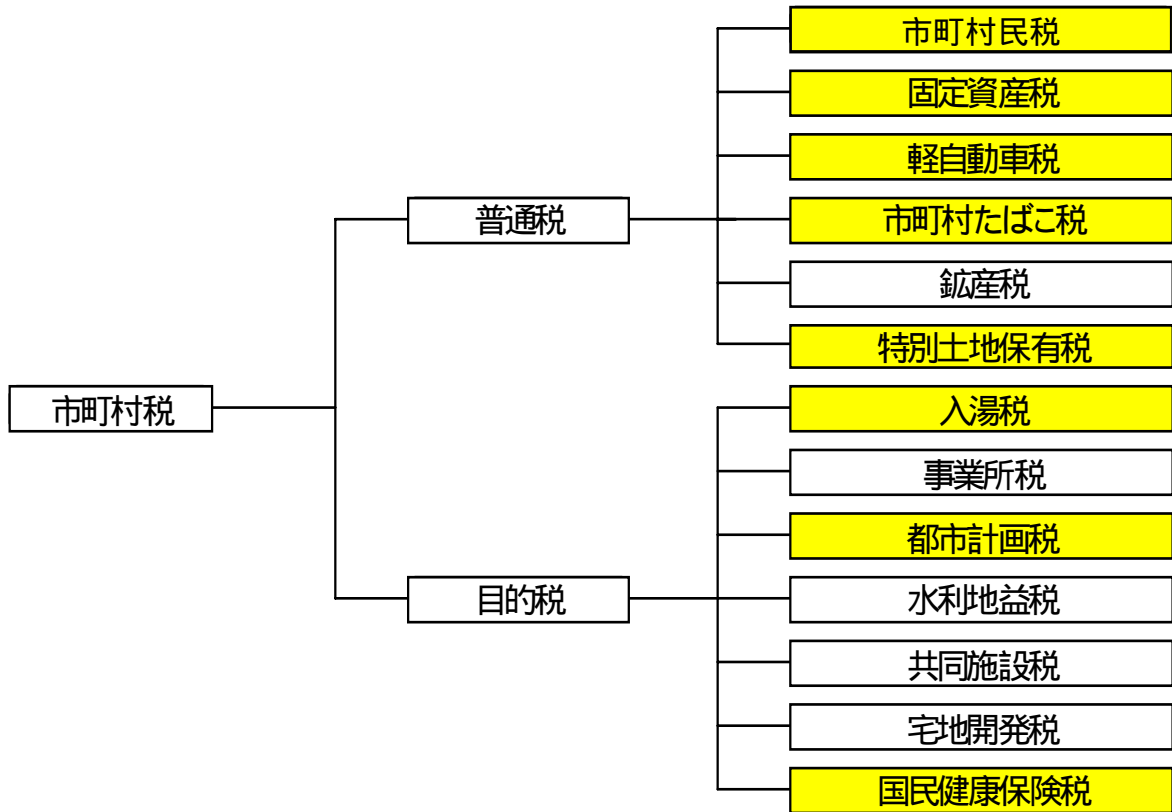
## (3) 税目別収入額(平成15年度決算)

(単位:千円)

		高崎市	倉渕村	群馬町	新 町	高崎地域計	箕郷町	高崎箕郷計	合 計
普 通 税	市町村民税個人	10,476,882	84,264	1,317,599	459,964	12,338,709	553,829	11,030,711	12,892,538
	市町村民税法人	5,227,258	24,440	336,367	130,544	5,718,609	61,195	5,288,453	5,779,804
	固定資産税	18,626,409	345,852	1,813,721	587,942	21,373,924	796,384	19,422,793	22,170,308
	軽自動車税	274,669	10,667	49,020	12,399	346,755	29,922	304,591	376,677
	市町村たばこ税	1,788,540	21,930	194,522	171,957	2,176,949	99,636	1,888,176	2,276,585
	特別土地保有税	-	-	-					
	小 計	36,393,758	487,153	3,711,229	1,362,806	41,954,946	1,540,966	37,934,724	43,495,912
目 的 税	都市計画税	2,707,991		156,196	120,900	2,985,087		2,707,991	2,985,087
	入湯税	5,696	7,440	20,398		33,534		5,696	33,534
	小 計	2,713,687	7,440	176,594	120,900	3,018,621		2,713,687	3,018,621
合 計		39,107,445	494,593	3,887,823	1,483,706	44,973,567	1,540,966	40,648,411	46,514,533

#### 4 地方税の種類

地方税は、地方税法、条例により定められており、下図のとおり13の市町村税に分けられている。



は、現在5市町村のいずれかが課税している税

## 5 税目別の概要

### (1) 市町村民税

市町村民税は、県民税とあわせて一般に住民税と呼ばれるものである。個人に対して課税するものを市町村民税個人、法人に対し課税するものを市町村民税法人という。納税義務者は、市町村民税個人については毎年1月1日現在でその市町村に住所があるかどうか、市町村民税法人についてはその市町村に事務所などがあるかどうかで判断される。

#### 市町村民税個人

ア 均等割：市町村民税個人の均等割は、標準税率で3,000円に定められている。(地方税法第310条)

イ 所得割：市町村民税個人の所得割は、前年中の所得に対して課税される。標準税率(地方税法第314条の3第1項、附則第40条第5項)は、課税所得の金額に応じて3%、8%、10%の3段階に区分されている。

#### 市町村民税法人

ア 均等割：市町村民税法人の均等割は、所得の有無にかかわらず課税される。標準税率は、資本等の金額と従業者数に応じて9段階に分かれている。(地方税法第312条第1項)

イ 法人税割：市町村民税の法人税割は、原則として、国に納付する法人税額に、市町村の条例で定められている税率を乗じて計算される。標準税率(地方税法第314条の6第1項)は、12.3%、制限税率は14.7%となっている。

### (2) 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋や償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者となっている。固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額が算定される。固定資産税は、この課税標準に税率を乗じて計算される。

税率：固定資産税の標準税率は、1.4%となっている。(地方税法第350条第1項)

### (3) 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪、小型自動車の所有者、使用者にかかる税金である。

税率：軽自動車税の標準税率は、車種、総排気量などにより1台当りの年額で定められている。なお、制限税率は、標準税率の1.2倍と規定されている。(地方税法第444条第1項、第2項)

(4) 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの価格の中に国税、県税、市町村税が含まれている。納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売り販売業者となっている。

税 率：市町村たばこ税の税率（地方税法第 468 条）は、市町村たばこ税の税率の特例（地方税法附則第 30 条の 2）により一定税率として定められており、平成 15 年 7 月からは製造たばこ 1,000 本につき旧 3 級品以外 2,977 円、旧 3 級品（わかば、しんせいなど）1,412 円となっている。

(5) 特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられた税金で、土地の保有にかかるものと土地の取得にかかるものがあり、納税義務者は、一定規模以上の土地を取得したり保有している者である。税額は、土地の取得価格に税率を乗じ、その額から固定資産税や不動産取得税に相当する額を差し引いて計算される。ただし、平成 15 年度からは地方税法の改正により、特別土地保有税の課税については停止されている。

税 率：特別土地保有税の税率（地方税法第 594 条）は、一定税率として定められており、保有分については 1.4%、取得分については 3%となっている。

(6) 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村において、環境衛生施設、観光施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯にかかる税金である。

税 率：入湯税の標準税率（地方税法第 701 条の 2）は、入湯客 1 人 1 日について 150 円となっている。

(7) 都市計画税

都市計画税は、都市計画区域のうちの全部又は一部で、条例で定められた区域内の土地や家屋にかかる税金で、市町村が行う都市計画事業や区画整理事業に要する費用に充てられる。税額の計算方法は固定資産税とほぼ同じで、課税標準額に税率を乗じて計算される。

税 率：都市計画税の税率（地方税法第 702 条の 4）は、0.3%が制限税率となっている。

(8) 事業所税について

税の目的

- ・都市環境の整備及び改善に関する事業に要する経費に充てることとなっている。  
(地方税法第701条の30)

対象都市

- ・政令指定都市
- ・首都圏整備法に規定する既成市街地を有する都市
- ・人口30万人以上で政令で指定するもの。

平成14年3月30日公布「地方自治法等の一部を改正する法律」により改正された「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併が行われた日から起算して、5年を経過する日までの間は政令での指定は行わないものとされています。ただし、合併後の人口が政令で定めるところにより算出した人口以上となった場合は、5年を経過していなくても課税団体の指定が行われることとなります。(市町村の合併の特例に関する法律第10条第2項)

納税義務者

- ・事業を行う者

課税標準及び税率

- ・資産割

事業所用家屋床面積(m<sup>2</sup>) × 600円

- ・従業者割

従業者給与総額 × 0.25%

従業者に対して課税されるものではなく、事業者に課税される。

免税点

- ・事業所の合計床面積が1,000m<sup>2</sup>以下の事業者の場合資産割を、従業員数100人以下の事業所の場合従業員割を課税されない。

納期

- ・法人：事業年度終了後2ヶ月以内
- ・個人：事業年の翌年の3月15日まで
- ・申告納付

標準税率：地方団体が課税する場合に通常による税率として法定されている税率をいう。

財政上必要があるときは、これと異なる税率を定めることができる。

制限税率：地方団体が課税する場合において超えてはならないものとして法定されている税率をいう。

一定税率：地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることができないとして法定されている税率をいう。

先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
福岡県	宗像市	合併年月日	平成 15 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度は現行の税率を採用し、不均一課税とする。</li> <li>・都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、宗像市の例により調整する。</li> <li>・入湯税については、標準税率を採用する。</li> </ul>
		合併方式	新 設	
		市町村数	1 市 1 町	
		人 口	92,808 人	
山口県	周南市	合併年月日	平成 15 年 4 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税は標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年間は現行の税率を採用する。</li> <li>・都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。</li> <li>・入湯税は、熊毛町の例により調整する。</li> </ul>
		合併方式	新 設	
		市町村数	2 市 2 町	
		人 口	158,606 人	
新潟県	新潟市	合併年月日	平成 13 年 1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税は新潟市の制度に統一する。ただし、</li> <li>・住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併が行われた年度及びこれに続く 3 ケ年度は、不均一課税を実施する。</li> <li>・入湯税に関しては、福祉向上を図るため設置された黒埼荘での入湯については課税免除とする。</li> </ul>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町	
		人 口	527,271 人 (平成 12 年国勢調査)	
広島県	廿日市市	合併年月日	平成 15 年 3 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税の均等割額は、標準税率である 2,500 円に統一する。ただし、地方税法の規定により、合併する日が属する年度及びその翌年度は現行の税率を採用する。</li> <li>・個人市民税の納期については、廿日市市の例による。</li> <li>・法人市民税の法人税割は、廿日市市の例により、14.5%とする。</li> </ul>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町 1 村	
		人 口	89,649 人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成 16 年 12 月 5 日 ( 予 定 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税の取り扱いについては、前橋市の制度に統一する。ただし、国民健康保険税の税率については、別途定める。</li> </ul>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町 2 村	
		人 口	320,465 人 (平成 12 年国勢調査)	





合併協定項目 1 3

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

## 1 農業委員会について

### (1) 農業委員会の役割

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条に基づき、農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持、農地の交換分合及び農地の効率的利用の促進や農業経営の合理化等の農業振興に関する事務を執行し、その区域内の農業及び農民に関する事項について他の行政庁に建議をすることのできる行政委員会である。

### (2) 農業委員会の設置数

農業委員会は、1市町村につき1つの農業委員会を定めることとされている。ただし、市町村の区域面積が24,000ha又は農地面積が7,000haを超える市町村については、区域を2以上に分けて、その各区域に置くことができる。

### (3) 委員の構成及び定数

農業委員会は、直接農業者から選挙される委員と、一定の要件を備えた農業協同組合、農業共済組合、市町村議会がそれぞれ推薦し、市町村長が選任する委員で構成される。

#### ア 選挙による委員

選挙による委員は、次に掲げる基準により、条例で定めることとされている。

農地面積が1,300ha以下又は基準農業者数が1,100以下の場合

20人以下

農地面積が1,300haを超え、かつ、基準農業者数が1,100を超え、 に該当する農業委員会以外の場合

30人以下

農地面積が5,000haを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える場合

40人以下

(注) 基準農業者数は、10a以上の農地を耕作する個人のその区域内における世帯数及び10a以上の農地を耕作する農業生産法人の合計数をいう。

#### イ 選任による委員

選任による委員は、次に掲げる者を、市町村長が選任することとされている。

農業協同組合及び農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事各1人  
議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人以内

(4) 委員の任期

ア 選挙による委員

選挙による委員の任期は、選挙の日から起算して3年とされている。

イ 選任による委員

選任による委員の任期は、選挙による委員の任期満了の日までとされている。

(5) 選挙区

農業委員会の選挙区は、原則として1委員会に1選挙区とされているが、市町村長が、特に必要と認めるときは、一定の要件を満たす場合、2以上の選挙区を設けることが認められている。

2 農業委員の任期

( )内は選挙による委員数：選任による委員数

年度	平成16	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
市町村		H17.3.31	H18.3.31		
高崎市 (28人:6人)		H17.7.19			H20.7.19
倉渕村 (16人:3人)	H16.11.30			H19.11.30	H20.7.19
群馬町 (20人:5人)		H17.7.19			H20.7.19
新町 (10人:2人)		H17.7.19			H20.7.19
箕郷町 (18人:4人)		H17.7.19			H20.7.19
合計 (92人:20人)	5市町村の委員の合計は112人				

3 農地面積等

区分	高崎市	倉渕村	群馬町	新町	高崎 地域計	箕郷町	高崎 箕郷計	5市町 村計
行政面積(ha)	11,072	12,726	2,194	374	26,366	4,376	15,448	30,742
経営耕地面積(ha)	2,127	445	608	36	3,216	718	2,845	3,934
実農家(戸)	3,688	705	978	78	5,449	1,014	4,702	6,463

(行政面積はH13.10.1全国都道府県市区町村別面積調べより、  
経営耕地面積・実農家数は2000年農業センサスより)

#### 4 市町村合併に伴う農業委員会の設置等

##### (1) 合併後の市町村に1つの農業委員会を設置する場合

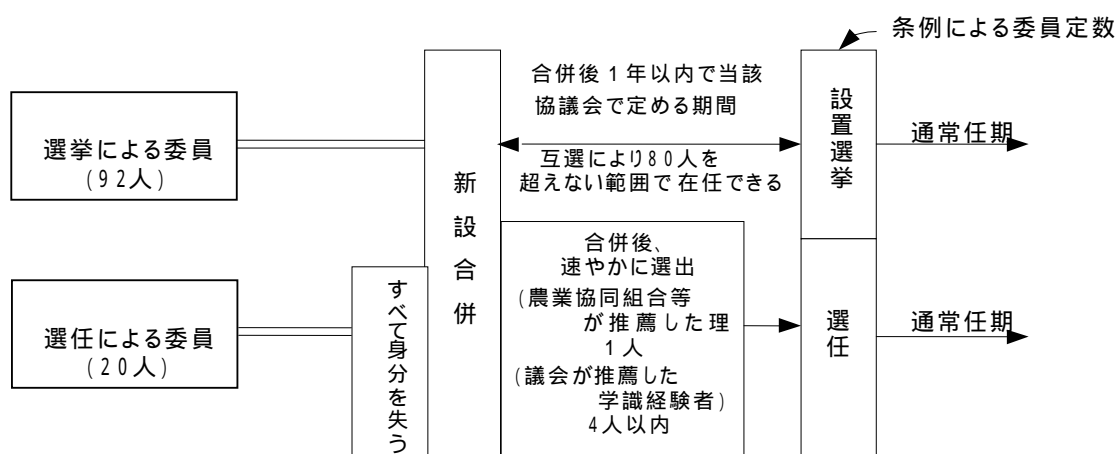
###### 新設合併

###### 原則

合併関係市町村の農業委員会の委員は、選挙による委員及び選任による委員ともに全て身分を失い、農業委員会の設置の日（市町村の設置の日と同日）から50日以内に一般選挙を行うことになる。

###### 合併特例法の適用

合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員に限り、合併関係市町村の協議により、80人を超えない範囲で定めた数の者に限り、合併日から1年以内で定めた日まで、引き続き新設市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。したがって、選挙による委員によっては、旧市町村の最後の任期と延長される任期を合わせると任期が3年を超える場合が生じる。なお、この特例法適用期間を経過した後は、一般原則に戻り、一般選挙が行われることになる。



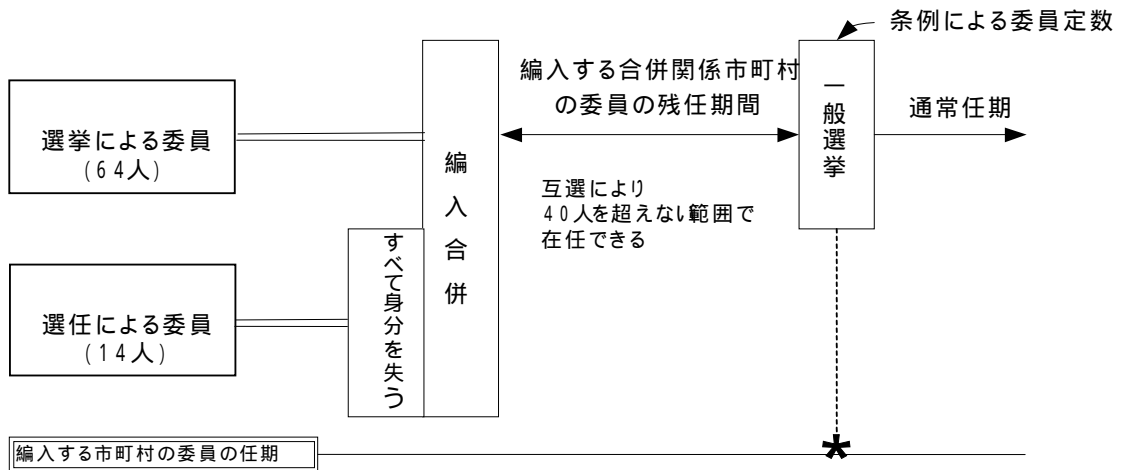
###### 編入合併

###### 原則

編入する市町村の農業委員会の委員（選任による委員を含む。）はそのまま在任するが、編入される市町村の農業委員会の委員は、身分を失う。

###### 合併特例法の適用

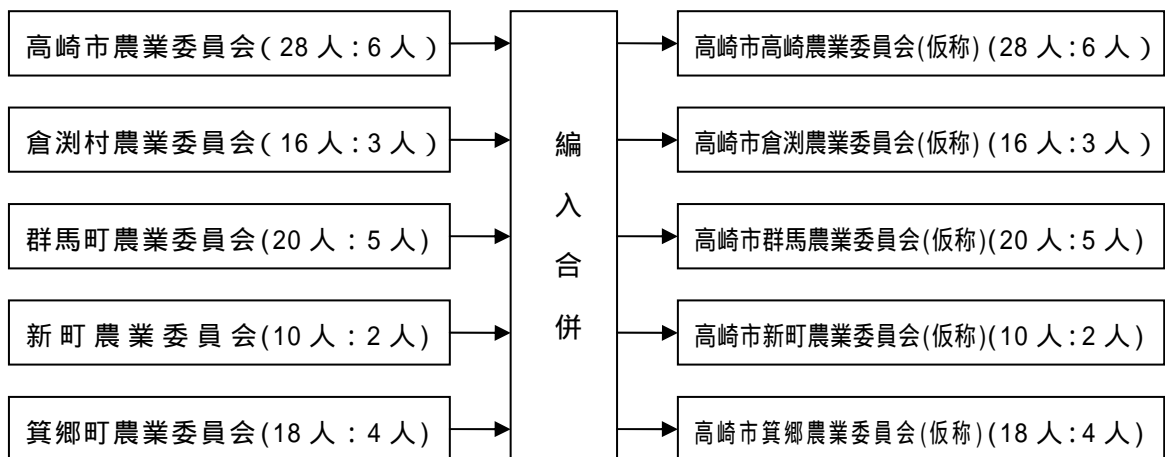
編入される市町村の農業委員会の選挙による委員は、合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定めた数の者に限り、その編入する市町村の農業委員会の委員の残任期間、引き続き新市町村の農業委員会の委員として在任することができる。



(2) 合併後の市町村に2つ以上の農業委員会を設置する場合（新設合併・編入合併）

合併前の市町村に設置された農業委員会の区域を区域とする農業委員会を設置する場合（区域の変更がない場合）  
 この場合は、農業委員会等に関する法律第34条の特例が適用され、従前の区域と変わらない農業委員会の委員は、選挙による委員及び選任による委員並びに事務局職員ともに引き続き在任する。

( )内は選挙による委員数：選任による委員数



合併前の市町村に設置された農業委員会の区域を区域としない農業委員会を設置する場合（区域に変更がある場合）で合併特例法を適用

新設合併で合併後の市町村に1つの農業委員会を設置する場合の合併特例法の適用と同様に、合併関係市町村の協議により各農業委員会ごとに80人を超えない範囲で定めた数のものに限り合併日から1年以内で定めた日まで選挙による委員に限り、引き続き委員として在任できる。旧の選挙による委員は、住所地により各農業委員会に振り分けられる。

## 農業委員会について

### 農業委員会等に関する法律（抄）

#### （設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

#### 4 から6まで 略

#### （選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40人を超えない範囲内で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

#### （選挙の単位）

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

#### （選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人

2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人以内

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令(抄)

(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

(選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

市町村の合併の特例に関する法律(抄)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに依じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。



行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		13 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて		詳細項目	部会名	6 産業部会
項目		現況				
		高崎市	倉淵村	群馬町	新町	
60	農業委員会の構成	委員の構成 選挙による委員 28 法12条1号委員 1 法12条2号委員 5	委員の構成 選挙による委員 16 法12条1号委員 1 法12条2号委員 2	委員の構成 選挙による委員 20 法12条1号委員 1 法12条2号委員 4	委員の構成 選挙による委員 10 法12条1号委員 1 法12条2号委員 1	
61	農業委員の任期	3年 平成17年7月19日 任期満了	3年 平成16年11月30日 任期満了	3年 平成17年7月19日 任期満了	3年 平成17年7月19日 任期満了	
62	農業委員の報酬	会長 年額 1,236,000円 会長職務代理 年額 816,000円 部会長 年額 756,000円 部会長職務代理 年額 660,000円 委員 年額 630,000円	会長 年額 240,000円 会長職務代理 年額 210,000円  委員 年額 200,000円	会長 年額 317,000円 会長職務代理 年額 267,000円  委員 年額 237,000円	会長 年額 155,000円 会長職務代理 年額 115,000円  委員 年額 102,000円	

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		13 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて		詳細項目	部会名	6 産業部会
項目	現況		備考			
	箕郷町					
60	農業委員会の構成	委員の構成 選挙による委員 18 法12条1号委員 1 法12条2号委員 3				
61	農業委員の任期	3年 平成17年7月19日 任期満了				
62	農業委員の報酬	会長 年額 361,900円 会長職務代理 年額 273,600円  委員 年額 241,600円				

先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
滋賀県	東近江市	合併年月日	平成17年2月11日 (予定)	<p>新市に1つの農業委員会を設置することとし、その選挙委員の定数は法令に基づき類似都市を参考に合併時までに調整を行う。</p> <p>ただし、平成17年7月19日までの間は、農業委員会等に関する法律(昭和22年法律第88号)第34条を適用し、各市町の農業委員会をそのまま引き継ぐ。</p> <p>新市の農業委員会の選挙は、選挙区を設け実施する。選挙区の区域は、新市の最初の選挙までに調整する。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	1市4町	
		人口	77,362人 (平成12年国勢調査)	
山口県	宇部市	合併年月日	平成16年11月1日	<p>新市の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第2項の規定を適用し、平成17年7月19日まで宇部市、楠町に設置されているそれぞれの農業委員会の区域ごとに設置するものとし、平成17年7月20日に統合する。</p> <p>新市の農業委員会委員の報酬は、それぞれの農業委員会委員の現行報酬額とする。</p>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町	
		人口	182,031人 (平成12年国勢調査)	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成16年12月5日 (予定)	<p>農業委員会等に関する法律第3条第2項及び第34条第2項の規定を適用し、現在4市町村に設置されている農業委員会の区域ごとに現行のまま農業委員会を設置する。</p> <p>4つの農業委員会は、平成17年7月20日から合併後の前橋市を区域とする農業委員会に統合する。農業委員会の委員の報酬は、4つの農業委員会が設置される期間に限り、現行のままとする。</p>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町2村	
		人口	320,465人 (平成12年国勢調査)	



合併協定項目 1 8

慣行の取扱いについて

## 1 慣行とは

市町村が行う事務事業のうち、法令等に定義付けされることなく、市町村が慣例として行っているもののうち、市町村章、市町村民憲章、市町村の歌、市町村の木・花・鳥等の取扱いを慣行として協議の対象としている例が多いが、名誉市町村民制度、市町村功労者制度についても慣行に準ずるものとして取り扱うこととする。

## 2 協議の必要性

- (1) 市町村章、市町村の木・花・鳥については、自治体のシンボルとなるものであることから、その取扱いについて協議する必要がある。
- (2) 市町村の歌については、自治体の姿、文化、一体感などを表すものであることから、その取扱いについて協議する必要がある。
- (3) 市町村憲章については、自治体の基本姿勢となるものであることから、その取扱いについて協議する必要がある。
- (4) 名誉市町村民制度、市町村功労者制度については、自治体の発展等に寄与し、また功績のあった者を顕彰する制度であることから、その取扱いについて協議する必要がある。

### 市町村章

新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。

### 市町村の花、木、鳥、歌等





新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の花、木、鳥、歌等が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。

### 市町村の憲章

新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の憲章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。

「市町村合併法定協議会運営マニュアル」合併協定項目の協議より

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		18 慣行の取扱い		詳細項目		部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況						
	高崎市	倉渚村	群馬町	新町			
31 市町村章	<p>大正9年制定 高崎市の「高」の古代文字を上下2個組合せ四隅に先端を有したもの</p> 	<p>昭和50年10月制定 くらぶちのくらの文字を躍動的に表現して、まわりの『ぶち』を表す。</p> 	<p>昭和47年制定 町名の頭文字「グ」を意匠化したもの</p> 	<p>昭和9年制定 新町の「新」を図法で示し、外郭は八咫鏡、三山、河川を図法化したもの</p> 			

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		18 慣行の取扱い	詳細項目	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況	備考		
		箕郷町			
31	市町村章	<p>昭和48年制定                      中央の三角形は上毛三山をあらわし、なかに箕郷町のミをあらわし、外の丸は兜の鍬形を意味して由緒ある城下町を象徴、三角の頂きが円の上を突出しているのは発展限りない町の躍進を示す。</p> 			



行政制度等調整方針調書（その2 - 1）

協定項目		18 慣行の取扱い		詳細項目		部会名	1 総務企画財政部会	
項目	現況							
	高崎市	倉淵村	群馬町	新町				
32	市町村民憲章	<p>昭和60年7月26日制定</p> <p>高崎は、古代から上毛三山を背景に、関東と甲信越をむすぶ交通と産業の中心としてひらけたまちです。</p> <p>私たち高崎市民は、このまちを愛し、さらにあすを開くために、豊かな自然と香り高い文化とともに、心のふれあいを大切にするまち、働きがいのある産業のまち、子供たちの未来を考えるまちへの道しるべとして、ここに市民憲章を定めます。</p> <p>楽しく明るいふれあいのまち 快適で緑ゆたかなまち 産業の活力あふれるまち 教育と文化を大切にするまち 幸せがみんなに広がるまち</p>	<p>昭和60年6月21日制定</p> <p>村民憲章は、村づくりの合いことばです。</p> <p>わたくしたちは、次のことを守り、努力して、明るい倉淵村の発展とみんなのしあわせをはかります。</p> <p>1 緑をそだて、きれいな水を守ります。</p> <p>1 みずから産業をおこし、たのしく働きます。</p> <p>1 あたたかい心で、健全な家庭と社会をつくりまします。</p> <p>1 伝統をとうとび、知性と教養を高めまします。</p> <p>1 体育をひろめ、健康な心と体をつくりまします。</p>	<p>昭和61年7月1日制定</p> <p>わたしたちは、郷土の歴史と恵まれた自然を活かし、人間性豊かな町をめざして、ここに憲章を定めます。</p> <p>1 緑豊かな文化に富んだ郷土をつくりまします</p> <p>1 思いやりの心とたくましい体をつくりまします</p> <p>1 やすらぎのある明るい家庭をつくりまします</p> <p>1 産業をおこし働きがいのある町をつくりまします</p> <p>1 調和のとれた活力あふれる社会をつくりまします</p>	<p>昭和52年7月30日制定</p> <p>わたくしたちは、秀麗な上毛の山々と、烏、神流の清流と、緑にかこまれた風土豊かな伝統ある郷土に誇りを持ち、人間性溢れる明るい町をきずくため、ここに町民憲章を定めます。</p> <p>1 自然を愛し、環境をととのえ、清潔な住みよい町をきずきまします。</p> <p>1 勤労を尊び、健康で活力ある明るい家庭をきずきまします。</p> <p>1 よい風習を生かし、老人を敬い、子どもの幸せをまもるあたたかい福祉の町をきずきまします。</p> <p>1 教養をたかめ、スポーツを楽しみ、未来につなぐかおり高い文化の町をきずきまします。</p> <p>1 郷土を愛し、理解と愛情を深め、希望にみちた人間性豊かな町をきずきまします。</p>			

行政制度等調整方針調書（その2 - 2）

協定項目		18 慣行の取扱い	詳細項目	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況	備考		
		箕郷町			
32	市町村民憲章	昭和60年8月制定 町づくりの合いことば わたくしたちは 梅香る古城の 里 箕郷の町民です お互いのしあわせと 伸びゆく わがふるさとの明日をめざして 1 思いやりの 心をもとう 1 すこやかなからだを つく るう 1 たのしく 働こう 1 美しい自然を まもろう 1 香り高い文化を 育てよう			

行政制度等調整方針調書（その3 - 1）

協定項目		18慣行の取扱い		詳細項目	部会名	1総務企画財政部会	
項目	現況						
	高崎市	倉淵村	群馬町	新町			
33	市町村の歌	昭和36年7月18日制定 高崎に市政がしかれて60年、これを記念し、一般より公募、ここに市歌と定めたものである 作詞 黒崎 親厚 作曲 塚田 佳男	なし 村歌として制定はされていないが、倉淵村合併20周年を記念し、一般より公募された音頭、小唄がある。 倉淵音頭 作詞 小坂橋良平 作曲 長谷川 猛 倉淵小唄 作詞 戸塚きみ 作曲 長谷川 猛	昭和32年3月7日制定 群馬町誕生を記念して、歌詞を一般より公募し、町歌と定めた 作詞 田島 嶺 補作 牧 房雄 作曲 三木 かおる 編曲 金井 三郎	制定なし ・新町おどり 作詞 鈴木比呂志 作曲 植村 亨 ・伸びゆく新町 作詞 鈴木比呂志 作曲 植村 亨		
34	市町村の木・花・鳥	昭和60年7月26日制定 高崎市の木 けやき、かし 高崎市の花 さくら、はくもくれん 高崎市の鳥 うぐいす	昭和58年9月21日制定 倉淵村の木 スギ 倉淵村の花 ヤマユリ 倉淵村の鳥 ウグイス	昭和61年7月1日制定 群馬町の木 マツ 群馬町の花 ウメ	平成2年8月1日制定 新町の木 やなぎ、もくせい、 ハナミズキ 新町の花 つつじ、さつき		

行政制度等調整方針調書（その3 - 2）

協定項目		18 慣行の取扱い	詳細項目	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況	備考		
		箕郷町			
33	市町村の歌	なし			
34	市町村の木・花・鳥	昭和56年9月28日制定 箕郷町の木：あかまつ 箕郷町の花：つつじ			

行政制度等調整方針調書（その４－１）

協定項目		18 慣行の取扱い		詳細項目	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況					
	高崎市	倉渕村	群馬町	新町		
3 名誉市町村民制度	<p><b>目的</b> 公共の福祉の増進、産業経済・学術文化等の振興に寄与した者、または高崎市の発展のため、特に功績のあった者に対し、その功績をたたえ、市民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。</p> <p><b>基準</b> 高崎市民または高崎市に縁故の深い者で、上記の功績が卓越し、市民から郷土の誇りとして尊敬される者で、市長が議会の同意を得て選定する。</p> <p><b>顕彰</b> 名誉市民の称号の贈与を証する証書、名誉市民章及び記念品を贈る。</p> <p><b>礼遇</b> ・市の公の式典へ厚遇をもって招待する。 ・死亡の際、相当の礼をもって弔意を表す。</p> <p><b>特別名誉市民</b> 友好、親善のため必要があるときは、外国人に対し、高崎市特別名誉市民の称号を贈ることができる。</p>	<p><b>目的</b> 公共の福祉の増進、産業経済、学術技芸等の興隆に卓絶な功労があり、村民の誇りとして尊敬される者に名誉村民の称号を贈ることを目的とする。</p> <p><b>基準</b> 上記の卓絶した功労がある者で、村長が委嘱する名誉村民推挙審査委員会によって推挙され議会の同意を得られた者。</p> <p><b>顕彰</b> 名誉村民の推挙状に名誉村民章を添えて贈る。</p> <p><b>礼遇</b> ・村の公の式典への参列。 ・村の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免。 ・死亡の際における弔意。 ・その他村長が必要と認められた特典又は待遇。</p>	<p><b>目的</b> 広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、公共の福祉の増進に寄与した者又は群馬町発展のために特に優れた功績があった者に対し、その功績をたたえ、もって町民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。</p> <p><b>基準</b> 群馬町民又は群馬町に縁故の深い者で、上記に掲げる功績が卓越しており、町民から郷土の誇りとして尊敬される者で、町長が議会の同意を得て推挙する。</p> <p><b>顕彰</b> 名誉町民の称号の贈与を証する証書、名誉町民章及び記念品を贈る。</p> <p><b>礼遇</b> ・町の公の式典への招待。 ・名誉町民の肖像画を町長が適当と認める場所に掲示する。 ・その他町長が必要と認める礼遇。</p>	<p><b>目的</b> 公共の福祉の増進、産業、教育、文化の進展及び社会公益上に、特別な貢献をなし、その功績が顕著である者に対し、称号を贈って表彰し、もって町の自治の振興繁栄を促進することを目的とする。</p> <p><b>基準</b> 新町住民又は本町の縁故の深い者で、上記の功績が顕著である者を町長が議会の同意を得て決定する。</p> <p><b>顕彰</b> 名誉町民の称号の贈与を証する証書を贈る。</p> <p><b>礼遇</b> ・町の公の式典への参列 ・死亡の際は町葬をもって弔意を表す。 ・その他、町長が必要と認められた礼遇。</p>		

行政制度等調整方針調書（その４－２）

協定項目	18 慣行の取扱い	詳細項目		部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況 箕郷町	備考			
3 名誉市町村民制度	<p>目的 社会文化の興隆に功績があつた者に対し、その功績と栄誉を称え、もって町民の社会文化の興隆に資することを目的とする。</p> <p>基準 箕郷町に居住する者、若しくは箕郷町に縁の深い者で、学問、芸術、産業、経済、社会文化の発展に貢献し、または町の功績を顕著し、その実績を、議会にこれを推挙する。</p> <p>顕彰 名誉町民の実績は、町の広報誌を通じて周知せしめこれを顕彰する。</p> <p>・名誉町民章及び賞状の授与。 ・町の公の式典への参列 ・死亡の際、相当の礼をもって弔慰する。 ・その他町長が必要と認めた特典。</p> <p>町民栄誉賞</p> <p>・目的 広く町民の誇りとなるべき功績のあつた者について、その栄誉を称える。</p> <p>・表彰の対象 文化の向上に貢献し、社会に明るい希望を与えて町の名を高め、広く町民に敬愛される者</p> <p>・表彰の方法 個人表彰又は団体表彰とし、栄誉賞を贈る。</p> <p>・栄誉賞の個人表彰は記章及び賞状とし、団体表彰は盾と賞状とする。</p> <p>・表彰を受けた者の氏名又は名称及び業績は、広報みさとに登載して公表する。</p>				

行政制度等調整方針調書（その5 - 1）

協定項目		18 慣行の取扱い		詳細項目		部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況						
	高崎市	倉淵村	群馬町	新町			
5 市町村功労者制度	<p>基準 資料1のとおり</p>	<p>基準 資料1のとおり</p>	<p>基準 永年勤続者 資料1のとおり 功労者 ・地方自治、教育、学芸文化若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上について、特に功績が顕著な者。 ・有益な研究、考案、発明、又は改良をした者。 善行者 ・災害の発生に際し、有効適切な行為によりその被害を最小限に止めた者。 ・善行が著しく町民の模範となる者。</p>	<p>基準 功労表彰 資料1のとおり 善行表彰 ・町の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その功績顕著な者。 ・一般町民の模範となるような善行をした者。</p>			

行政制度等調整方針調書（その5 - 2）

協定項目		18 慣行の取扱い		詳細項目	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況		備考			
	箕郷町					
5	市町村功労者制度	基準 資料1のとおり				



### 市町村功労者等（基準）

区 分	高 崎 市	倉 淵 村	群 馬 町	新 町	箕 郷 町	備 考
市町村長			4年以上	8年以上	4年以上	
市町村議会議員	8年以上		8年以上（議長職にあっては4年以上）	10年以上	8年以上	
教育委員	8年以上		8年以上	15年以上	8年以上	
選挙管理委員	8年以上		8年以上	15年以上	8年以上	
公平委員	8年以上		8年以上	15年以上	8年以上	
監査委員	8年以上		8年以上	15年以上	8年以上	
農業委員	8年以上		8年以上	15年以上	8年以上	
固定資産評価員			8年以上			
固定資産評価審査委員	8年以上		8年以上	15年以上	8年以上	
助役	8年以上		8年以上	12年以上	8年以上	
収入役	8年以上		8年以上	12年以上	8年以上	
教育長				12年以上	8年以上	
区長	8年以上	6年以上及び2年以上	8年以上	6年以上又は区長代理を含め10年以上	6年以上	
消防団長				副団長の職を含め10年以上	8年以上	
消防団員	15年以上で班長以上			25年以上		
人権擁護委員	9年以上			15年以上		
民生委員児童委員	12年以上			15年以上		
交通安全指導員	9年以上		8年以上	15年以上		
伝染病予防委員				15年以上		
環境保健委員	10年以上					
嘱託員	15年以上					
寄付者	個人200万円以上		100万円以上	30万円以上	30万円以上	
隣組長			8年以上			
産業医			8年以上			
群馬町表彰審議会			8年以上			
特別職報酬等審議会			8年以上			
総合計画審議会			8年以上			

区 分	高 崎 市	倉 淵 村	群 馬 町	新 町	箕 郷 町	備 考
群馬町情報公開・個人情報保護審査会			8年以上			
投票管理者			8年以上			
開票管理者			8年以上			
投票立会人			8年以上			
開票立会人			8年以上			
選挙立会人			8年以上			
統計調査員			8年以上			
民生委員推薦会			8年以上	15年以上		
介護認定審査会			8年以上			
介護保険運営協議会			8年以上			
同和対策審議会			8年以上			
町営住宅管理人			8年以上			
小集落改良住宅管理人			8年以上			
生活相談員			8年以上			
隣保館長			8年以上			
隣保館運営委員会			8年以上			
保育所運営審議会			8年以上			
保育所嘱託医			8年以上			
環境健康委員			8年以上			
廃棄物減量等推進審議会			8年以上			
健康づくり推進協議会			8年以上			
母子保健推進員			8年以上			
公害等防止協力員			8年以上			
環境保全対策審議会			8年以上			
産業協力員			8年以上			
商工委員会			8年以上			
小口資金融資斡旋審査委員会			8年以上			
都市計画審議会			8年以上			
土地区画整理審議会			8年以上	15年以上		
駅前土地区画整理事業評価員				15年以上		

区 分	高 崎 市	倉 渕 村	群 馬 町	新 町	箕 郷 町	備 考
防災会議委員			8年以上	15年以上		
語学指導助手			8年以上			
研究研修指導員			8年以上			
学校給食センター運営委員会			8年以上			
人権教育指導員			8年以上			
社会教育委員			8年以上			
青少年育成補導推進員			8年以上			
中央公民館長			8年以上			
公民館長				12年以上		
同和集会所運営委員会			8年以上			
文化財調査委員			8年以上			
図書館長			8年以上			
博物館長			8年以上			
かみつけの里博物館運営協議会			8年以上			
学校医			8年以上			
学校薬剤師			8年以上			
体育指導委員			8年以上			
人権教育推進協議会			8年以上			
水道事業運営委員会			8年以上			
保護司				15年以上		
裁判所調停委員				15年以上		
農業共済損害評価会委員				15年以上		
水防協議会委員				15年以上		
市町村職員				30年以上	30年以上在職し、職務に精励した者	
交通指導員隊長					8年以上	
その他	公益に関し功労顕著な者		多年にわたり公益・公務に尽力した者	特に功績があると認められた者	町政発展に寄与し、その功績顕著な者	

先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
愛媛県	新居浜市	合併年月日	平成 15 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市章 新居浜市の市章を用いるものとする。</li> <li>・市民憲章 新居浜市の市民憲章を用いるものとする。</li> <li>・市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。</li> <li>・市花・市樹 新居浜市の市花及び市樹を用いるものとする</li> </ul>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1村	
		人口	125,814人	
島根県	益田市	合併年月日	平成 16 年 11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市章については、現在の益田市の市章とする。</li> <li>・市民憲章、その他の憲章については、新市において新たに制定する。（現在の各市町を精神を引き継ぎ新市において、新たな制度の制定を含め見直す方向で調整する。）</li> <li>・市の花、市の木については、新市において新たに制定する。</li> <li>・市民歌については、新市において新たに制定する。</li> </ul>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市2町	
		人口	54,622人 (平成 12 年国勢調査)	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成 16 年 12 月 5 日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市章 前橋市の制度に統一する。</li> <li>・市民憲章 前橋市の制度に統一する。ただし、大胡町民憲章、宮城村民憲章及び粕川村民憲章は、それぞれ大胡地区、宮城地区、粕川地区の憲章として継承していく。</li> <li>・市の木及び花 前橋市の制度に統一する。ただし、宮城村の木及び粕川村の木、大胡町の花及び粕川村の花は、それぞれ大胡地区、宮城地区、粕川地区の推奨の木及び花として伝承していく。</li> <li>・市の歌 前橋市の制度に統一する。ただし、粕川村の歌は、粕川地区の愛唱歌として伝承していく。</li> </ul>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町2村	
		人口	320,465人 (平成 12 年国勢調査)	

合併協定項目 2 2

附属機関等の取扱いについて

## 1 附属機関

附属機関とは、地方自治法等の法令などの規定に基づき、市の執行機関が設置する審議会などの機関を言う。一般的に審議会などは、市が政策を立案するに際して、専門的・技術的な判断を要する事案について、広く関係者の意見を政策決定に反映させるための諮問機関として、または特定の事案について専門的見地から審査を行う機関として設置されている。

地方自治法（抄）

（委員会・委員及び附属機関の設置）

第138条の4 略

2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

## 2 附属機関等の委員

市民参加による行政の透明性、公平性を確保し、住民の理解と信頼を高めるため、新市においてはこれまで以上に、各界各層から委員を選任するよう努めるとともに、公募委員や女性委員を積極的に登用する必要がある。

また委員の構成や選任方法などについても十分に検討し、より多くの住民の声を反映できるよう適切に対応する必要がある。

高崎市附属機関等の設置及び運営等に関する要綱（抄）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市政への市民の意見を反映する機会を拡充し、市政に対する市民の理解と関心を深めるとともに市民の知る権利を保障することをもって、公正で透明な開かれた行政の実現と地方自治の本旨に基づく市民と行政との関係を築くため、附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置及び運営等について基本的な事項を定めるものとする。

（附属機関等の委員の選任）

第4条 附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。

- （1）附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。
- （2）附属機関等の委員の数は、20人以内とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- （3）女性の登用については、高崎市審議会等への女性委員登用推進要綱（平成9年6月26日市長決裁。平成9年7月1日施行）によるものとし、一の附属機関等における女性委員の割合が30%になるよう努めるものとする。

(4) 市職員は、法令に定めがある場合及び附属機関等の性質に照らしその専門的知識が必要になるもの等やむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。

(5) 委員の在任期間は、一の附属機関等において連続して3期を超えないものとする。

(6) 同一人を委員として選任できる機関の数は、5機関までとする。

2 前項第5号及び第6号の規定については、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。

(1) 特定の職にある者をもって委員に充てている場合

(2) 専門的な知識、経験を有する者が他に得られない場合など特別な事情があると認められる場合

(3) 法令に定めがある場合

(4) 前3号に定めるもののほか、特別の理由があると認められる場合

(委員の公募)

第5条 附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募について検討し、その実施に努めるものとする。

2 附属機関等の委員の公募に関しては、高崎市附属機関等の委員公募実施要領(平成11年2月19日市長決裁。平成11年4月1日施行)の定めるところによる。

(会議の公開原則)

第6条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。

2 略

#### 高崎市附属機関等の委員公募実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高崎市附属機関等の設置及び運営等に関する要綱(平成11年2月19日市長決裁。平成11年4月1日施行。以下「要綱」という。)第5条に規定する附属機関等の委員の公募について、基本的な事項を定めるものとする。

(公募の対象となる附属機関等)

第2条 委員の公募の対象となる附属機関等は、全ての附属機関等とする。ただし、市長が定める専門的な特定事項及び利害関係の処分等に関し、審査、審議、又は調査するものは除く。

2 委員の公募は、次に掲げる委員について行うものとする。

(1) 市民又は市民代表(団体の代表者を委員とすることを予定しているものを除く。以下同じ。)のうちから選任すると定められている委員

(2) 市民又は市民代表のうちから選任すると定められていない場合においては、当該定められている委員

3 公募により選任する委員の人数は、各附属機関等において委員定数のおおむね1割程度(1人に満たない場合は1人)とする。

(申込者の資格)

第3条 委員の公募に申し込むことができる者の資格は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 原則として申込時の年齢が満20歳以上の者

(2) 本市に引き続き1年以上居住し、かつ、本市に住所を有している者

(3) 本市の附属機関等の委員となっていない者

## 高崎市審議会等への女性委員登用推進要綱（抄）

### （目的）

第1条 この要綱は、高崎市の男女共同参画社会の実現に向け、女性の意見を市の政策形成の場へ反映させるため、本市の附属機関である審議会等の委員に女性を積極的に登用することを目的とする。

### （対象）

第2条 この要綱で女性を積極的に登用すべき審議会等とは、法令及び条例に基づき設置された附属機関をいう。ただし、規則、要綱等により設置された協議会等についてもこの要綱に準じる。

### （目標）

第3条 審議会等における女性委員の構成比率を、30%とすることを目標に、女性委員の登用を推進する。

2 審議会等は、女性委員のいない状況をできるだけ早く解消するように努める。

3 既に30%に達している審議会等については、さらに女性委員の比率を高めるように努める。

## 高崎市附属機関等の会議の公開に関する取扱要領（抄）

### （趣旨）

第1条 この取扱要領は、高崎市附属機関等の設置及び運営等に関する要綱（平成11年2月19日市長決裁。平成11年4月1日施行。以下「要綱」という。）第6条に規定する附属機関等の会議の公開について、基本的な事項を定めるものとする。

### （公開・非公開の決定方法及び非公開事項）

第2条 附属機関等の長は、会議の審議内容が次に掲げる事項に該当するおそれがあると認めるときは、附属機関等の事務局（以下「事務局」という。）から意見を聴取し、事前に会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合、会議開催時において、非公開の決定について会議に報告し、承認を得るものとする。

(1) 個人の経歴、信条、身体的特徴など、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる事項

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は事業を営む個人の競争上の地位その他社会的活動に不利益を及ぼす事項。ただし、人の生命、身体、健康又は市民生活に影響を及ぼす事項であって、公開することが公益上必要と認められるものを除く。

(3) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関の事務事業の円滑若しくは公正な執行を妨げ、著しい支障を生じ、又は不当な影響を及ぼす事項

(4) 法令の規定に基づき秘密とされている事項

(5) その他会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

2 附属機関等の長は、会議の開催時又は会議の進ちょく途中において、前項各号に掲げる事項に該当するおそれが生じたとき、又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合の審議は、必要に応じ附属機関等の長の判断で非公開で行うことができる。

### （会議開催の事前公表）

第3条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、事前に所定の方法により公表する。ただし、会議の開催が急を要し、その暇がないときはこの限りでない。

### （公表の内容）



第4条 公表する会議の内容は、会議名、議題、日時、場所、公開・非公開の別、傍聴の定員、その他必要な事項とする。ただし、非公開の場合は、その理由を付するものとする。

（会議録の作成及び確認）

第8条 附属機関等は、公開、非公開の会議にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、所定の事項を記載してとりまとめ、附属機関等の長又は附属機関等の長が指名するものの確認を得るものとする。

（会議録の公開）

第9条 附属機関等の公開会議の会議録は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号）の定めるところにより公開するものとする。

### 3 附属機関等の例

( 条例等により設置しているもの )

高崎市	倉淵村	群馬町
総合計画審議会	総合開発審議会	総合計画審議会
防災会議	防災会議	防災会議
情報公開審査会	情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会
国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会
民生委員推薦会	民生委員推薦会	民生委員推薦会
介護認定審査会	介護認定審査会(規則)	介護認定審査会
介護保険運営協議会	介護保険事業計画策定委員会(要綱)	介護保険運営協議会(規則)
都市計画審議会		都市計画審議会
都市景観審議会		
開発審査会		
青少年問題協議会	青少年問題協議会	青少年問題協議会
社会教育委員会議	社会教育委員会議	社会教育委員会議
文化財調査委員	文化財調査委員	文化財調査委員
公民館運営審議会	公民館運営審議会	
水道事業及び下水道事業運営審議会	簡易水道事業運営協議会(規則)	水道事業運営委員会(規則)

( 要綱等により設置しているもの )

高崎市	倉淵村	群馬町
老人ホーム入所判定委員会	老人ホーム入所判定委員会	老人ホーム入所判定委員会
中小企業小口資金融資審査会	小口資金融資斡旋審査委員会	小口資金融資斡旋審査委員会
農業振興地域調整協議会	農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域整備促進協議会
奨学生選考委員会	奨学資金運営委員会	奨学生選考委員会
適正就学指導委員会	心身障害児就学指導委員会	障害児就学指導委員会
生涯学習推進協議会		
	村誌編さん委員会	
		保育所運営審議会

新 町	箕郷町	備 考
総合計画審議会	総合計画審議会	
防災会議	防災会議	
	情報公開・個人情報保護審査会	
国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	
民生委員推薦会	民生委員推薦会	
介護認定審査会	介護認定審査会	
介護保険事業計画策定委員会（要綱）	介護保険運営協議会（規則）	
都市計画審議会	都市計画審議会	
青少年問題協議会	青少年問題協議会	
社会教育委員会議	社会教育委員会議	
文化財調査委員	文化財調査委員	
	公民館運営審議会	
	水道事業運営委員会（規則）	

新 町	箕郷町	備 考
老人ホーム入所判定委員会	老人ホーム入所判定委員会	
制度資金融資斡旋審査委員会	小口資金融資審査委員会	
	農業振興地域整備促進協議会	
奨学資金運営委員会		
障害児就学指導委員会	心身障害児就学指導委員会	
生涯学習推進協議会	生涯学習推進協議会	
	史跡箕輪城保存整備委員会（規則）	

## 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
		合併年月日		
群馬県	伊勢崎市	合併年月日	平成17年1月1日 (予定)	<p>4市町村に設置されていて、新市において引き続き必要のあるものは原則として統合し、1市町村ないし複数の市町村に設置されているものは、必要に応じて新市において設置する。</p> <p>委員数、任期、報酬等は現行の制度をもとに調整する。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	1市2町1村	
		人口	194,393人 (平成12年国勢調査)	
千葉県	柏市	合併年月日	平成17年3月28日	<p>附属機関は、市民参加による行政の透明性、公平性を確保し、住民の理解と信頼を高めることを目的に設置するものとし、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関に限るものとする。</p>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町	
		人口	373,778人 (平成12年国勢調査)	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成16年12月5日 (予定)	<p>大胡町、宮城村及び粕川村に置かれている附属機関等は、原則として前橋市に統合するものとする。</p> <p>なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。</p> <p>附属機関等の委員構成については、必要により大胡町、宮城村及び粕川村の地域性に配慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町2村	
		人口	320,465人 (平成12年国勢調査)	

合併協定項目 2 3

公共的団体等の取扱いについて

## 1 公共的団体とは

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも、私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

## 2 公共的団体等の取扱いについての考え方

### (1) 地方自治法

公共的団体の取扱いについては、地方自治法第157条第1項で、地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる」と規定されていることから、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の公共的団体等の現況を把握し、その統合に向けた基本的な考え方について協議することが必要である。

### (2) 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）

合併特例法第16条第8項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならないとしている。

## 3 公共的団体等の取扱いの例

### (1) 市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの

#### ア 市町村社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、1又は2以上の市町村に置かれると規定されていることから、合併に伴いその統合を行う必要がある。

#### イ シルバー人材センター

シルバー人材センターについては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第46条の規定により、市町村（必要と認められる場合は2以上の市町村）の区域ごとに一つを市町村が指定することとされていることから、その統合を行う必要がある。

## ウ 土地開発公社

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定により1地方公共団体又は複数の地方公共団体で1公社を設けることが原則とされているので、市町村の合併に伴って2以上の土地開発公社が存在する場合、その統廃合について検討する必要がある。

## エ 商工会議所及び商工会

商工会議所の地区は、原則として市の区域だが、商工会議所法第8条の2に市町村の廃置分合に伴う地区の特例が規定されており、商工会議所の地区を廃置分合後の新しい市の区域とするための定款変更までの間や解散までの間は、従前の区域とするものとされている。商工会についても同様商工会法第8条に特例が定めてある。

### (2) 関係市町村が出資している公益法人や第三セクター

ア 市町村の合併は、合併関係市町村が出資している公益法人や第三セクターの統廃合に直ちにつながるものではないが、市町村間で同様のものが設置されていて、効果的、効率的な管理を図る上で必要があると判断される場合には、統廃合を検討することも必要である。

イ 合併に伴って、公益法人や第三セクターに対する出資者、株主である地位は、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、市町村の地域が新たに属することとなった合併市町村に引き継がれるが、株主の名義変更等が求められるならば、合併市町村は速やかに所定の手続をとる必要がある。

### (3) その他の公共的団体

その他の公共的団体の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら統合に向け調整に努める必要がある。

#### 4 法的根拠

地方自治法（抄）

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3から4項（略）

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（国、都道府県等の協力等）

第16条 1項から7項（略）

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

社会福祉法（抄）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

（1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（4）前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

公有地の拡大の推進に関する法律（抄）

（設立）

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

商工会議所法（抄）

（地区）

第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ）の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村を合わせたものの区域とすることができる。

2 略

3 商工業の状況により、特に必要があるときは、第一項及び前項本文の規定にかかわらず、市町村の区域の一部を商工会議所の地区の全部又は一部とすることができる。ただし、1



又は2以上の村の区域の一部を商工会議所の地区の全部とすることはできない。

#### 4 略

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項から第3項までの規定は、適用しない。

#### 商工会法(抄)

(地区)

第7条 商工会の地区は、1の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、1の市又は2以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工業の状況により、特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず、市町村の区域の一部を商工会の地区の全部又は一部とすることができる。

3 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会が解散し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

#### 地方自治法施行令(抄)

(普通地方公共団体)

第5条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体はその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあっては総務大臣、市町村の廃置分合にあっては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

## 公共の団体等《 例 》

高崎市	倉渕村	群馬町	新 町	箕郷町	備 考
社会福祉法人 高崎市社会福祉協議会	社会福祉法人 倉渕村社会福祉協議会	社会福祉法人 群馬町社会福祉協議会	社会福祉法人 新町社会福祉協議会	社会福祉法人 箕郷町社会福祉協議会	
社団法人高崎市シルバ ー人材センター	倉渕村高齢者能力活用 センター	群馬町シルバー人材セ ンター	新町高齢者能力活用セ ンター	箕郷町シルバー人材セ ンター	
高崎市土地開発公社	群馬西部土地開発公社	群馬西部土地開発公社		群馬西部土地開発公社	
高崎商工会議所					
高崎市群南商工会	倉渕村商工会	群馬町商工会	新町商工会	箕郷町商工会	
社団法人 高崎観光協会	倉渕村観光開発協会				
社団法人 高崎市長寿会連合会	倉渕村老人クラブ連合 会	群馬町老人クラブ連合 会	新町老人クラブ連合会	箕郷町老人クラブ連合 会	
社団法人 高崎市医師会	社団法人 群馬郡医師会	社団法人 群馬郡医師会	社団法人 藤岡多野医師会	社団法人 群馬郡医師会	
社団法人 高崎市歯科医師会	社団法人 群馬郡歯科医師会	社団法人 群馬郡歯科医師会	社団法人 藤岡多野歯科医師会	社団法人 群馬郡歯科医師会	
社団法人群馬県薬剤師 会高崎支部	社団法人群馬県薬剤師 会高崎支部	社団法人群馬県薬剤師 会高崎支部	社団法人群馬県薬剤師 会藤岡支部	社団法人群馬県薬剤師 会高崎支部	
高崎市農業協同組合	はぐくみ農業協同組合	はぐくみ農業協同組合	多野藤岡農業協同組合	はぐくみ農業協同組合	
高崎市国際交流協会		群馬町国際交流協会	新町国際交流協会		
高崎市区長会	倉渕村区長会	群馬町区長会	新町区長会	箕郷町区長会	
高崎市地区婦人会連合 会			新町婦人会	箕郷町婦人会	
高崎市民生委員・児童 委員連絡協議会	倉渕村民生委員・児童 委員協議会	群馬町民生委員・児童 委員協議会	新町民生委員・児童委 員連絡協議会	箕郷町民生委員・児童 委員協議会	

高崎市	倉渕村	群馬町	新 町	箕郷町	備 考
高崎市学校保健会	群馬郡学校保健会	群馬郡学校保健会	多野藤岡学校保健会	群馬郡学校保健会	
高崎市小中学校PTA 連合会	倉渕村PTA連絡協議 会	群馬町小・中学校PT A協議会	新町小中学校PTA連 絡協議会	箕郷町PTA協議会	
高崎市子ども会育成団 体連絡協議会	倉渕村子ども会育成会 連絡協議会	群馬町子供会育成連絡 協議会	新町子ども会育成会連 合会	箕郷町子供育成会連絡 協議会	
財団法人 高崎市文化事業団					
財団法人 高崎市都市整備公社					
財団法人高崎市体育・ 公園施設管理公社					
	財団法人 倉渕ふるさと公社				
	相間川温泉株式会社				

先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
福岡県	宗像市	合併年月日	平成 15 年 4 月 1 日	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町共通の団体については、できる限り合併時に統合するよう調整に努める。</li> <li>・統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。</li> <li>・両市町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。</li> </ul>
		合併方式	新 設	
		市町村数	1 市 1 町	
		人 口	92,808 人	
三重県	四日市市	合併年月日	平成 17 年 3 月 31 日 ( 予 定 )	<p>四日市市、楠町の区域内を主な活動範囲とする公共的団体等の取り扱いについては、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的が同一又は類似し、両市町に並存している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。</li> <li>・統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。</li> <li>・独自の団体は、現行のとおりとする。</li> </ul>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町	
		人 口	302,102 人 (平成 12 年国勢調査)	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成 16 年 12 月 5 日 ( 予 定 )	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各種団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</li> <li>・統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</li> </ul>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町 2 村	
		人 口	320,465 人 (平成 12 年国勢調査)	

合併協定項目 25 - 1

各種事務事業の取扱いのうち、  
姉妹友好都市交流事業の取扱いについて

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い		詳細項目	1 姉妹友好都市交流事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目		現況					
		高崎市	倉渕村	群馬町	新町		
1	姉妹友好都市提携	<p>姉妹友好都市 バトルクリーク市 (アメリカ・ミシガン州) 昭和56年7月1日提携</p> <p>・提携経緯 バトルクリーク市の最大手企業(ケロッグ社)の子会社工場が高崎市にあることや、両市の市民性や文化、自然環境が類似していること、またバトルクリーク市が芸術文化の盛んな街で、教育文化都市を目指す高崎市にとって多くの教訓が得られることから提携。</p> <p>・H15 交流実績 交換学生(中学生・高校生) 交換教師、交換職員 スポーツ交流 ALTの受け入れ 5市間環境会議</p> <p>サントアンドレ市 (ブラジル・サンパウロ州) 昭和56年10月2日提携</p> <p>・提携経緯 群馬県とサンパウロ州の姉妹州県の提携を機に、双方の州県における第2の都市であること、また在ブラジル群馬県人会長、日本ブラジル議員連盟会長が高崎市の関係者であったことから提携。</p> <p>・H15 交流実績 5市間環境会議</p>	<p>姉妹友好都市 横須賀市 昭和56年12月14日提携</p> <p>・提携経緯 慶応元年、横須賀市発展の端緒となったとも言える横須賀製鉄所の建設を実現した小栗上野介と、その領地であり終焉の地となった倉渕村との歴史的つながりの中で、共に顕彰活動を続けながら友好関係を保ってきたが、今後さらに相互の理解を深め、協力し合い、福祉と文化の交流を図り、未永く両市村民の親交が続くことを念願し提携。</p> <p>・H15 交流実績 小栗上野介ゆかりの行事で交流 産業祭りや地域祭りなど、相互の祭り時にお互いに参加し合い、交流している。 ゲートボール大会での交流 ロードレース大会での交流 子ども会相互交流 小学生臨海学園</p>	<p>姉妹友好都市 モンテンルパ市 (フィリピン) 平成6年3月1日提携</p> <p>・提携経緯 群馬町出身で、フィリピンで海運会社等を経営する大澤清氏の仲立ちで開始された町商工会とモンテンルパ市との研修生受入れ事業などから、両市町の交流が深まり、事業発展のためにも、行政同士の交流の必要性が生まれ提携。</p> <p>・H15 交流実績 毎年、姉妹都市提携記念日となる3月1日に町長・議員・町民からなる訪問団を派遣 モンテンルパ市長・市議会議員友好使節団の受入れ ライオンズクラブを介して消防車を贈呈</p>	<p>姉妹友好都市 ローズビル市 (アメリカ・ミネソタ州) 平成8年8月8日提携</p> <p>・提携経緯 外国青年招致事業により受け入れたALTの出身地であることから、平成3年度から中学生の派遣事業を実施。平成5年度からは相互交流事業として外国青年受入事業を実施していたことを契機として提携。</p> <p>・H15 交流実績 テロ、SARS感染問題などにより平成15年度は事業中止</p>		

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目		1 姉妹友好都市交流事業	部会名		1 総務企画財政部会
項目		現況						
		高崎市	倉渕村	群馬町	新町			
1	姉妹友好都市提携	<p>承德市（中国・河北省） 昭和62年10月6日提携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提携経緯 昭和55年、高崎市日中友好協会訪中団が初めて承德市を訪れ、以後、数度にわたる相互訪問により両市の経済・文化交流が行われた。また、承德市から農業実習生が派遣されるなど具体的な交流が始まったため。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>H15 交流実績 人的相互交流 5 市間環境会議</li> </ul> <p>ブルゼニ市（チェコ） 平成2年8月1日提携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提携経緯 ブルゼニ市にあるピルスナーウルケル社はキリンビールと技術相互協力協定を結び、キリンビール高崎工場とは姉妹工場の関係にあり、それをきっかけに文化交流を要とした友好交流の話が提案された。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>H15 交流実績 文化交流（人形劇） 5 市間環境会議</li> </ul>						

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	1 姉妹友好都市交流事業	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況	備考			
		箕郷町				
1	姉妹友好都市提携	姉妹友好都市 なし				



## 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
兵庫県	篠山市	合併年月日	平成11年4月1日	姉妹都市については、新市に引き継ぐ。
		合併方式	新設	
		市町村数	4町	
		人口	47,426人	
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	姉妹都市交流については、新市に引き継ぐ。
		合併方式	新設	
		市町村数	2市	
		人口	176,959人	
香川県	さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	姉妹都市及び友好都市は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
		合併方式	新設	
		市町村数	5町	
		人口	57,773人	
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	姉妹都市縁組については、現行のまま新市に引き継ぐが、新市移行後、相手の姉妹都市縁組の意思を確認した後、改めて調印する方向で協議を進める。
		合併方式	新設	
		市町村数	2市2町	
		人口	158,609人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成16年12月5日 (予定)	大胡町の姉妹都市提携については、前橋市に引き継ぐものとする。
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町2村	
		人口	320,465人 (平成12年国勢調査)	



合併協定項目 25 - 2

各種事務事業の取扱いのうち、  
文化事業の取扱いについて

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況					
	高崎市	倉淵村	群馬町	新町		
23	芸術・文化関係事業 （委託事業）	<p>○委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高崎市民美術展覧会 （高崎市民美術展覧会実行委員会に委託） 美術に対する創作意欲と鑑賞力を高め、市民文化の向上を図る目的で、市民公募による展覧会を開催。 書道・洋画・日本画・彫刻・工芸を5月18日から28日まで展示 2,200,000円</li> <li>・高崎音楽祭 （ラジオ高崎に委託） 言葉や民族、ジャンルを超えた多様な音楽、良質な音楽との出会いを提供し「音楽のある街たかさき」を情報発信する。 25,000,000円</li> <li>・群馬交響楽団サマーコンサート （群馬交響楽団に委託） 草津夏期国際音楽アカデミー&amp;フェスティバル出演のソリストと、一足先に繰り広げる恒例の群響サマーコンサート 3,060,000円</li> </ul>	<p>○委託事業</p> <p>なし</p>	<p>○委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術文化祭（文化協議会の事業として開催） 展示、舞台部門に分かれて開催 135,000円</li> <li>・文化友好交流事業（文化協議会の事業として開催） 茨城県大洗町と文化友好の覚書を交わし、芸術文化の交流を深める。 お互いの文化祭時に作品の出展、ステージ発表等を行っている。 72,000円</li> </ul>	<p>○委託事業</p> <p>なし</p>	
	（自主事業）	<p>○自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化情報マガジン『劇場都市』発行 高崎での文化イベントや文化施設・文化人の情報を紹介。年4回 1,344,000円</li> <li>・市民いけばな展 参加者の出瓶料（1人3,000円）で運営する。前期・後期各2日間 応募者 162人 467,493円</li> </ul>	<p>○自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村民祭（村と教育委員会が主催） 文化協会加盟団体を中心に、村内各種団体により11/23を中心に開催。学習成果の発表と情報交換、伝統文化・産業祭的色彩をもたせ、明るく住みよい活力のある村づくりを目的に開催。</li> </ul>	<p>自主事業</p> <p>なし</p>	<p>自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術祭・美術展（教育委員会生涯学習課担当） 町民の文化・美術活動の推進を図る。</li> <li>・町民美術展 絵画・俳画・写真・書道・手工芸、計5部門の作品展 出品点数：絵画21点、俳画16点、写真30点、書道27点、手工芸70点 計164点 参観者 延べ396人 683,702円</li> <li>・芸能発表会 歌謡・民謡・ダンス・大正琴などの発表会 参加者 延べ470人、参観者 延べ650人 179,012円</li> </ul>	

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い		詳細項目	2 文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況		備考			
		箕郷町					
23	芸術・文化関係事業 （委託事業）	委託事業 なし					
	（自主事業）	自主事業 なし					

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況					
	高崎市	倉渕村	群馬町	新町		
23	芸術・文化関係事業 （文化賞）	高崎市文化賞 学術及び芸術文化活動の振興に努め、その功労が顕著であった市民の業績をたたえ、文化賞選考委員会の選考により授与する。 賞状及び副賞 20 万円 （高崎市文化賞条例）	教育功労者表彰 学校教育並びに社会教育に多大な功績があった者の功労を称え、教育の振興を図るため、倉渕村教育功労者規定に定めるところにより教育功労者及び特別教育功労者の表彰を行う。	文化賞 検討中	文化賞 なし	
	（芸術鑑賞事業・芸術文化育成事業）	○芸術鑑賞事業(企画文化事業) (高崎市、財団法人高崎市文化事業団の共催事業) 市民に芸術鑑賞の機会の提供を図る。 歳出予算 90,742,000 円 歳入見込 50,476,000 円 担当：文化課文化事業担当 市職員 4 名、派遣 3 名 群馬音楽センター 松竹大歌舞伎等恒例事業 3 本を含め約 10 本 高崎市文化会館 恒例事業新春市民寄席 1 本を含め約 10 本 高崎シティギャラリー 高崎五夜シリーズ等恒例事業 6 本。 メルヘンと遊びの世界展等恒例事業 3 本。 芸術文化活動育成事業 歳出予算 4,141,000 円 歳入見込 390,000 円 (高崎市、財団法人高崎市文化事業団の共催事業) 高崎市出身又は縁のある芸術家を市民に紹介し発信する事業。 担当：文化課文化事業担当 ・高崎シティギャラリーシリーズ音楽紀行等約 5 本 ・その他 * チェコ人形劇招聘事業 * 前橋高崎連携文化事業 * ロビーコンサート	○芸術鑑賞事業 なし	○芸術鑑賞事業 なし	○文化ホール主催事業 町民に芸術鑑賞の機会提供を図る。 歳出予算：13,722,000 円 歳入見込：2,825,000 円 ・文化ホールシネマ、おかあさんといっしょ「ぐ〜ちょコランタンとあそぼう」等恒例事業を含め 4 事業 ・ふれあいコンサート～ハーモニイ in 新町～ 文化ホールとふれあいコンサート実行委員会の共催 町内で活動している音楽団体の合同発表会 担当 教育委員会生涯学習課(文化ホール) 職員 館長(兼務) 町職員 2 名 友の会なし ・新町文化ホール運営委員会 文化ホールの効果的な運営に資するために設置。任期 2 年。 委員 10 名以内(町民 8 名・学識者 1 名)	

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2 文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況		備考			
	箕郷町					
23	芸術・文化関係事業 （文化賞）	<p>箕郷町文化奨励振興賞 芸術文化振興並びに発展において、その功績が顕著であった町民及び団体の功績をたたえ、文化奨励選考委員会の選考により授与する。 （箕郷町社会教育・文化奨励並びに振興表彰規定） 記念品(商品券・額) 45,000 円</p>				
	（芸術鑑賞事業・芸術文化育成事業）	<p>文化会館自主事業 町民に芸術鑑賞の機会提供を図る。 担当：町職員2名 嘱託1名 臨時2名 歳出予算：14,757,000 円 歳入見込：6,770,350 円</p> <p>・自主事業 アニメ映画大会 『ドラえもん』 開館記念事業 『都はるみ』コンサート 家族映画会 『たそがれ清兵衛』 ファミリーコンサート 『忍たま乱太郎』 アニメ映画大会 『名探偵コナン』 家族映画会 『男はつらいよ』 『新春演芸ショー』 柳家小せん、ケーシー高峰、あした順子ひろし、マギー審司 文化講演会 『橋幸夫』</p> <p>・箕郷町文化会館運営協議会 文化会館の円滑な運営を図るために設置。任期は2年定数15人以内</p>				

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2文化事業	部会名	1 総務企画財政部会	
項目	現況						
	高崎市	倉渕村	群馬町	新町			
23	芸術・文化関係事業 （補助金交付事業）	<p>○補助金交付事業 （開催補助金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリングフェスティバル （スプリングフェスティバル実行委員会） 自然や環境、里山の保護などをテーマに、高崎城址地区内で行われる憩いのイベント。 4,500,000円</li> <li>・森とオーケストラ （森とオーケストラ実行委員会） 群馬の森で森林浴を楽しみながら楽しめる群馬交響楽団の無料野外演奏会。 500,000円</li> <li>・高崎伝統民俗芸能まつり （高崎伝統民俗芸能まつり実行委員会） 市民の優れた伝統芸能・民俗芸能の保存活動の支援と鑑賞機会の提供のために行われる。 1,800,000円</li> <li>・高崎映画祭 （高崎映画祭運営委員会） 地方で観る機会が少ない文芸作品・秀作・埋もれた名作などを中心にボランティアグループにより運営・上映する。 8,000,000円</li> <li>・ストリートライブ （ストリートライブ実行委員会） 高崎のストリートで行う、アマチュア主体のジャズやポップス・フォルクローレなどのコンサート 1,500,000円</li> <li>・アマチュアバンドフェスティバル （高崎音楽祭ロッカーズ実行委員会） コンテスト形式のアマチュア音楽祭。 1,000,000円</li> <li>・高崎マーチングフェスティバル （高崎マーチングフェスティバル協会） 市民参加による手づくりのパレードやフィールドドリルによるマーチングの披露。「音楽文化都市・たかさき」のイメージを高めている。 14,000,000円</li> <li>・たかさき光のページェント （たかさき光のページェント実行委員会） 高崎城址地区を光で飾る。</li> </ul>	<p>○補助金交付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小栗上野介 135 年祭 （小栗上野介顕彰会） 小栗上野介忠順公の偉業をしのび、その業績を顕彰する会の主催により、行う追悼の祭り。講演会や演奏会、墓前祭などを行う。 1,100,000円</li> <li>・川浦獅子舞保存会（4月奉納） 50,000円</li> <li>・水沼神社獅子舞保存会（10月奉納） 50,000円</li> <li>・椿名神社太々神楽保存会（4・11月奉納） 50,000円</li> <li>・花若連八木節保存会（9月披露） 50,000円</li> <li>・三ノ倉山車囃子保存会（8月披露） 50,000円</li> </ul>	<p>○補助金交付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統文化保存団体育成支援 伝統芸能の伝承・保存のための補助金 1団体 72,000円 × 17団体</li> <li>獅子舞 3団体</li> <li>山車祭太鼓 11団体</li> <li>神楽 1団体</li> <li>八木節 1団体</li> <li>火渡り 1団体</li> </ul>	<p>○補助金交付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・獅子舞保存会 （2件 × 年額 60,000円 = 120,000円）</li> <li>・東音頭保存 （1件 × 年額 60,000円 = 60,000円）</li> </ul>		



行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2 文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況		備考		
		箕郷町				
23	芸術・文化関係事業 （補助金交付事業）	○補助金交付事業 ・生原獅子舞 70,000 円 ・東明屋諏訪神社獅子舞 70,000 円 ・十二階松くずし 35,000 円 ・今宮地藏祭 35,000 円 ・中善地盆踊り 35,000 円 ・上芝八木節 35,000 円  （町文化財保存事業費補助金） 補助対象経費の1/3以内、300,000 円 を上限として交付。 東明屋獅子舞保存会・生原獅子舞保存 会（11年度） 獅子頭の修復 各 300,000 円				

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目		現況				
		高崎市	倉淵村	群馬町	新町	
23	芸術・文化関係事業 （続き） （補助金交付事業）	<p>12月上旬から1月上旬まで 10,000,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本原画展 （時をつむぐ会） 絵本を通して親と子のつながりや文芸技術に親しむきっかけを作ることを目的とする展覧会。 700,000円</li> <li>・吉野秀雄顕彰高崎短歌大会 （吉野秀雄顕彰高崎短歌大会実行委員会） 平成14年度に開催された「吉野秀雄生誕100周年事業」をきっかけに、継続して短歌募集を行う。 300,000円</li> <li>（運営補助金）</li> <li>・群馬交響楽団 市の貴重な財産である群馬交響楽団の音楽文化の普及と技術向上のため補助。 47,720,000円</li> <li>・村上鬼城顕彰会 高崎で活躍した俳人、村上鬼城の遺業を顕彰し、全国俳句大会、小中学生俳句大会などを開催するための補助。 4,050,000円</li> <li>・高崎市獅子舞保存会連絡協議会 各地域や市の行事に出演し、伝統芸能を継承するための活動に対する補助。 936,000円</li> <li>・高崎市民音楽連盟 市内音楽団体の連絡調整と、各団体活動の発展、本市における音楽文化の振興発展のための補助。 285,000円</li> <li>・高崎市吹奏楽連盟 吹奏楽の普及や親睦を深めることを目的に、連盟で行う各演奏会の運営に対する補助。 190,000円</li> <li>・高崎市吟剣詩舞道連合会 詩吟、剣舞、詩舞によって心身を養い、健康を増進させ、伝統文化の振興に寄与するための運営補助。 108,000円</li> </ul>				

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		2 5 各種事務事業の取扱い		詳細項目	2 文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況		備考			
		箕郷町					
23	芸術・文化関係事業 （続き） （補助金交付事業）						

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2文化事業	部会名	1 総務企画財政部会	
項目	現況						
	高崎市	倉渕村	群馬町	新町			
23	芸術・文化関係事業 （文化協会）	<p>文化団体助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高崎市文化協会（事務局）</li> <li>設立 昭和60年4月1日</li> <li>目的 本会は各種文化団体の連絡調整を行うとともに、その活動の発展に努め、市民の文化意識の高揚及び芸術文化の向上を図ることを目的とする。</li> </ul> <p>平成15年度現況</p> <p>加盟団体数 30 団体 構成員数 12,146 人</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民文化祭の開催</li> <li>市文化会館、中央公民館を主な会場として、各団体が、主管して開催される。</li> <li>華道協会いけばな展・大正琴ふれあいコンサート・邦楽春の祭典・香に親しむ会・華扇流日本舞踊・謡と仕舞の会・郷土民謡祭・民謡民舞発表大会・香を聞くつどい・小倉百人一首かるた大会・邦楽と舞踊の会・高崎菊花連合大会・市民音楽のつどい・美術名刀展・詩吟・剣舞・詩舞のつどい・短歌大会・Elmミュージカリー・書道協会展・吹奏楽連盟新人演奏会・茶道会大会</li> <li>市民文化フェスティバルの開催</li> <li>日本文化体験教室の開催</li> <li>会報「ひじり」の発行（年1回）</li> <li>平成15年度補助金額 3,690,000 円</li> </ul>	<p>文化団体助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倉渕村文化協会</li> <li>（事務局 中央公民館内）</li> <li>設立 昭和53年8月</li> <li>目的 本会は倉渕村文化の振興、発展並びに伝承文化の維持を図ると共に、会員相互の親睦及び豊かな人間性の向上に努めることを目的とする。</li> </ul> <p>平成15年度現況</p> <p>加盟団体 22 団体 構成員数 421 人</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会報「せせらぎ」発行</li> <li>機関紙「やまなみ」発行</li> <li>姉妹観音追悼「流し舟」開催</li> <li>県外視察等開催</li> <li>村民祭の開催</li> <li>平成15年度補助金額 300,000 円</li> </ul>	<p>○文化団体助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>群馬町文化協議会（事務局）</li> <li>設立 昭和43年7月28日</li> <li>目的 本会は会員相互の親睦を図るとともに、豊かな人間性の向上に努力し、明るい地域社会を育てるに寄与することを目的とする。</li> </ul> <p>平成15年度現況</p> <p>加盟団体数 64 団体 構成員数 850 人</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>群馬町芸術文化祭の開催</li> <li>中央公民館、商工会議所を主な会場として各団体が主管して開催される。</li> <li>暮鳥、文明没日記念のつどい地域間交流事業（大洗町芸術文化祭参加）</li> <li>群馬郡合同文化祭・研修（隔年）</li> <li>機関紙「遠望」の発行（年1回）</li> <li>文化友好交流事業</li> <li>茨城県大洗町と文化友好の覚書を交わし、芸術文化の交流を深める。</li> <li>平成15年度補助金額 770,000 円</li> </ul>	<p>文化団体助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新町文化協会（事務局）</li> <li>設立 平成元年4月1日</li> <li>目的 本会は、新町芸術文化の普及と向上発展につとめるとともに、文化団体育成を目的とする。</li> </ul> <p>平成15年度現況</p> <p>加盟団体数 47 団体 構成員数 1,112 人</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第17回新町茶会</li> <li>第18回芸能発表会（教育委員会と共催）</li> <li>第14回カラオケ発表会及び作品展覧会</li> <li>ダンスパーティー</li> <li>会員視察研修</li> <li>平成15年度補助金額 230,000 円</li> </ul>		

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2 文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況	備考			
		箕郷町				
23	芸術・文化関係事業 (文化協会)	<p>文化団体助成 ・箕郷町文化協会 (事務局 中央研修館) 設立 昭和 45 年 11 月 目的 本会は箕郷町文化の振興を図り、 本町文化教養の向上を期すると共に、 相互の親睦を図ることを目的とする。</p> <p>平成 15 年度状況 加盟団体 79 団体 構成員数 1,028 人</p> <p>主な事業 ・町総合文化祭 ・春の文化祭 ・民舞発表会 ・山野草展 ・会員県外研修 ・総合文化祭(町文化協会が主催) 文化協会加盟団体を中心に、町内各種団体により 11/3 を中心に開催。学習成果の発表と情報交換。 ・平成 15 年度補助金額 300,000 円</p>				

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2 文化事業	部会名	1 総務企画財政部会																																			
項目	現況																																								
	高崎市	倉渕村	群馬町	新町																																					
24	染料植物園	<p>○高崎市染料植物園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 染料植物の保護育成等の管理及び染色工芸館での植物染織作品等の展示や各種講習会を通じ、植物とのふれあいや植物染色の認識、醸成に努める。 (高崎市染料植物園条例及び同条例施行規則)</li> <li>・使用料 平成9年4月1日改正 染色工芸館入館料(企画展中は別料金・団体は20人以上) 一般100円(団体80円) 高大学生80円(団体50円) 小中学生50円(団体30円) 65歳以上、身障者とその付添人1人及び土曜日のみ小中学生無料</li> <li>・施設使用料 平成10年4月1日 (単位:円)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室 (常設展示部分を除く)</td> <td>1週</td> <td>23,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">草木染 染色実習室</td> <td>10人未満1日</td> <td>2,110</td> </tr> <tr> <td>10人未満半日</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>10人以上1日</td> <td>4,230</td> </tr> <tr> <td>10人以上半日</td> <td>2,110</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">藍染 染色実習室</td> <td>10人未満1日</td> <td>1,310</td> </tr> <tr> <td>10人未満半日</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>10人以上1日</td> <td>2,620</td> </tr> <tr> <td>10人以上半日</td> <td>1,310</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">視聴覚室</td> <td>1日</td> <td>5,440</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>2,720</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的室</td> <td>1日</td> <td>2,590</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>1,180</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 半日とは9時から12時まで又は13時から16時までを、1週間とは火曜日から次の月曜日までの7日をいう。ただし、午前から午後にもたがる場合は、1日とする。</p>	施設名	利用単位	使用料	展示室 (常設展示部分を除く)	1週	23,700	草木染 染色実習室	10人未満1日	2,110	10人未満半日	1,050	10人以上1日	4,230	10人以上半日	2,110	藍染 染色実習室	10人未満1日	1,310	10人未満半日	710	10人以上1日	2,620	10人以上半日	1,310	視聴覚室	1日	5,440	半日	2,720	多目的室	1日	2,590	半日	1,180	染料植物園 なし	染料植物園 なし	染料植物園 なし		
施設名	利用単位	使用料																																							
展示室 (常設展示部分を除く)	1週	23,700																																							
草木染 染色実習室	10人未満1日	2,110																																							
	10人未満半日	1,050																																							
	10人以上1日	4,230																																							
	10人以上半日	2,110																																							
藍染 染色実習室	10人未満1日	1,310																																							
	10人未満半日	710																																							
	10人以上1日	2,620																																							
	10人以上半日	1,310																																							
視聴覚室	1日	5,440																																							
	半日	2,720																																							
多目的室	1日	2,590																																							
	半日	1,180																																							

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い		詳細項目	2 文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況		備考			
		箕郷町					
24	染料植物園	染料植物園 なし					

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2 文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況					
	高崎市	倉渕村	群馬町	新町		
25	美術館	高崎市美術館 ・建設年 平成2年1月～平成3年1月 ・開館年 平成3年7月 ・面積（美術館部分） <延べ面積 970.88 m <sup>2</sup> > 1階 281.75 m <sup>2</sup> 2階 257.70 m <sup>2</sup> 3階 242.45 m <sup>2</sup> 4階 20.81 m <sup>2</sup> 5階 57.07 m <sup>2</sup> 6階 111.10 m <sup>2</sup> ・展示壁長：94.64m 1階 第1展示室 10.75m 2階 第2展示室 31.19m ブリッジ 10.755m 3階 第3展示室 31.19m ブリッジ 10.755m ・展示床面積：337.54m <sup>2</sup> 1階 第1展示室 89.60 m <sup>2</sup> 2階 第2展示室 97.98 m <sup>2</sup> ブリッジ 25.99 m <sup>2</sup> 3階 第3展示室 97.98 m <sup>2</sup> ブリッジ 25.99 m <sup>2</sup> ・開館時間 午前10時～午後6時 午前10時～午後8時 （金曜日のみ） ・休館日 毎週月曜日 （祝日は開館、翌日休館） ・観覧料（平成13年9月28改定） 企画展 その都度設定。 16年度 一般 500（400） 大高生 300（250） 中小生 200（150） コレクション展 一般 100（80） 大高生 80（50） 中小生 50（30） ＊（ ）内は20名以上の団体割引料金	美術館 なし	美術館 なし	美術館 なし	



行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い		詳細項目	2 文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況		備考			
		箕郷町					
25	美術館	美術館 なし					

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2 文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目		現況				
		高崎市	倉淵村	群馬町	新町	
25	美術館 (続き)	<p>高崎市タワー美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設年 平成7年11月～平成10年2月</li> <li>・開館年 平成13年11月</li> <li>・面積(美術館部分) <ul style="list-style-type: none"> <li>延べ面積 2,252.39㎡</li> <li>3階 1,143.99㎡</li> <li>4階 1,108.40㎡</li> </ul> </li> <li>・展示壁長 137m <ul style="list-style-type: none"> <li>3階 76m</li> <li>4階 61m</li> </ul> </li> <li>・展示床面積 829.28㎡ <ul style="list-style-type: none"> <li>3階 432.89㎡</li> <li>4階 396.39㎡</li> </ul> </li> <li>・開館時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>午前10時～午後6時</li> <li>午前10時～午後8時</li> <li>(金曜日のみ)</li> </ul> </li> <li>・休館日 <ul style="list-style-type: none"> <li>毎週月曜日</li> <li>(祝日は開館、翌日休館)</li> <li>展示替期間(臨時休館)</li> <li>年末年始(12月28日～1月4日)</li> </ul> </li> <li>・観覧料(平成13年9月28日改定) <ul style="list-style-type: none"> <li>企画展 その都度設定。</li> <li>16年度 一般 500(400)</li> <li>          大高生 300(250)</li> <li>          中小生 200(150)</li> <li>          一般 200(160)</li> <li>          大高生 160(100)</li> <li>          中小生 100(60)</li> </ul> </li> </ul> <p>* ( )内は20名以上の団体割引料金</p> <p>【両館共通】</p> <p>* 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方および付き添いの方1名・65歳以上の方・未就学児は無料。</p> <p>* 市内に居住する小中学生は、毎週土曜日は無料。</p>	美術館 なし	美術館 なし	美術館 なし	

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い		詳細項目	2 文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況		備考			
		箕郷町					
25	美術館 (続き)	美術館 なし					

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目		現況				
		高崎市	倉淵村	群馬町	新町	
209	文化会館等 (事業団)	<p>文化会館等 (財)高崎市文化事業団に管理委託 ・財団設立 昭和59年2月20日 ・基本財産 20,000,000円 ・開館時間 午前9時～午後10時、ただし使用者が午後10時前に終了した場合は、終了時まで。平常時は午後5時までとする。 ・休館日 12月29日～1月3日</p> <p>*文化会館(少年科学館併設) ・建設年 昭和59年3月 ・規模 6,724.72㎡ ・定員 701席</p> <p>*少年科学館(文化会館と併設) ・開館時間 午前9時～午後5時 ・プラネタリウム 315席 ・科学展示室等 960㎡ ・創作室 84㎡</p> <p>*群馬音楽センター ・建設年 昭和36年6月 ・規模 5,935.79㎡ ・定員 1,932席</p> <p>*シティギャラリー ・建設年 平成6年2月 ・規模 5,312.50㎡ ・ホール 324席 ・フォーラム(広場) 1,500㎡</p> <p>*新ホール建設計画 音楽センターについては、総合計画で、芸術・コンサートホール整備検討事業の中で建設計画あり。</p>	文化会館等 なし	文化会館等 文化会館建設計画 (町第3次総合計画) 芸術鑑賞事業ホールとしてではなく、地域住民に密着した生涯学習機能に重点を置く方向も検討する。 ・総合計画の中で、文化会館の建設計画あり。	文化会館等 文化ホールの運営管理 ・運営 新町 ・管理 新町教育委員会 開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、夜間の貸し館がない場合は午後5時) 休館日 月曜日及び火曜日(祝日にあたる場合は翌日)、12月28日～1月4日 建設年 平成2年12月 延べ床面積 1,454.77㎡ ホール 399.51㎡ 収容人員 489名 研修室 53,36㎡ 諸会議室 25,30㎡	

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2 文化事業	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況	備考			
		箕郷町				
209	文化会館等 (事業団)	<p>文化会館等 文化会館の管理・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営 箕郷町</li> <li>・管理 箕郷町教育委員会</li> </ul> <p>ア 開館時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前9時～午後10時までとする（夜間の貸し出しが無い場合は午後5時）。</li> <li>・ただし館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</li> </ul> <p>イ 休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日、火曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日後、もっとも近い休日でない日</li> <li>・12月27日から翌年1月5日まで</li> <li>・館長は、必要があると認められた場合には、前項の規定に係わらずこれを変更し、又は臨時に休館することができる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設年 平成4年7月</li> <li>・規模 2,089.03 m<sup>2</sup></li> <li>・定員 ホール 371 m<sup>2</sup> 601席</li> <li>          集会室 119 m<sup>2</sup> 99席</li> <li>          和室 30畳</li> <li>          視聴覚室 57 m<sup>2</sup> 42席</li> <li>・使用受付期間 使用前1年から1週間前まで</li> <li>・使用料改定年 平成9年4月1日</li> <li>・職員 館長(兼務) 町職員2名</li> <li>・友の会なし</li> </ul>				

先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
三重県	亀山市	合併年月日	平成17年1月11日 (予定)	<p>歴史博物館事業、関宿旅籠玉屋歴史館及び関まちなみ資料館事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>また、伝統的芸能保存伝承活動支援及び文化財保護事業費補助の交付は方法を整合の上、明文化する。</p> <p>また、史跡などの経常的な維持管理は、委託・謝礼などをできるだけ統一できるように調整することとし、町並み保存事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	1市1町	
		人口	47,936人 (平成12年国勢調査)	
栃木県	南那須地域合併協議会	合併年月日	平成17年10月1日 (予定)	<p>国、県及び町の指定文化財は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>美術館、郷土資料館等は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>文化祭については、合併後、速やかに調整するものとする。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	4町	
		人口	53,789人 (平成12年国勢調査)	
島根県	益田市	合併年月日	平成16年11月1日	<p>文化振興事業補助金については、現行どおり新市に引継ぎ、3年を目途に段階的に調整する。</p> <p>記念館、資料館運營業務及び指定文化財の保護・管理については、現行どおり新市に引き継ぎ、また文化財管理補助金については、現行どおり新市に引継ぎ、3年を目途に段階的に調整し、文化財保存事業費については、益田市の例により統一する。</p>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市2町	
		人口	54,549人	

合併協定項目 25 - 3

各種事務事業の取扱いのうち、  
広報広聴事業の取扱いについて

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	3 広報広聴事業	部会名	1 総務企画財政部会	
項目	現況						
	高崎市	倉渕村	群馬町	新町			
24	広報紙等の発行	<p>広報たかさき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月2回発行</li> <li>・毎月1日・15日発行</li> <li>・100,000部</li> <li>・町内会区長を通じて、毎戸配布</li> </ul> <p>声の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月2回、年24回</li> <li>・32本配布</li> <li>・朗読ボランティアによる奉仕</li> <li>・盲人用袋で郵送</li> </ul> <p>点字広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月2回、年24回</li> <li>・業者委託により作成し、50部を配布</li> <li>・盲人用郵便で郵送</li> </ul>	<p>広報くらぶち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回発行</li> <li>・毎月15日発行</li> <li>・1,800部</li> <li>・班長、隣組長を通じて、毎戸配布</li> </ul> <p>声の広報</p> <p>なし</p> <p>点字広報</p> <p>なし</p>	<p>広報ぐんま</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回発行</li> <li>・毎月1日に近い木曜日発行</li> <li>・13,400部</li> <li>・町内会区長を通じて、毎戸配布</li> </ul> <p>声の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、年12回</li> <li>・10本配布</li> <li>・点訳・音訳奉仕会が作成</li> <li>・盲人用袋で郵送</li> </ul> <p>点字広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、年12回</li> <li>・5部を点訳・音訳奉仕会が作成</li> <li>・点訳奉仕会が配布</li> </ul>	<p>広報しんまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回発行</li> <li>・毎月1日発行</li> <li>・5,250部</li> <li>・町内区長を通じて、毎戸配布</li> </ul> <p>声の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、年12回</li> <li>・8本配布</li> <li>・朗読奉仕会が作成</li> <li>・盲人用袋で郵送</li> </ul> <p>点字広報</p> <p>なし</p>		



行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	3 広報広聴事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況		備考			
	箕郷町					
24	広報紙等の発行	<p>広報みさと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回発行</li> <li>・毎月1日発行</li> <li>・6,400部</li> <li>・行政区の区長を通じて、 毎戸配布</li> </ul> <p>声の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、年12回</li> <li>・12本配布</li> <li>・朗読ボランティアが作成</li> </ul> <p>点字広報 なし</p>				

行政制度等調整方針調書（その2 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	3 広報広聴事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目		現況				
		高崎市	倉淵村	群馬町	新町	
24	ホームページによる 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成8年3月開設</li> <li>市政情報、観光・イベント情報、議会情報、新着情報等を掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年8月開設</li> <li>村政情報、暮らしのサービス、観光、各施設紹介を掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年4月開設</li> <li>町政情報、観光、イベント情報、新着情報等を掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年7月開設</li> <li>町政情報、イベント情報、広報しんまち、意見箱等を掲載</li> </ul>	
25	広聴事業	<p>市民の声（市長への手紙）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>15年度は、手紙、ファクス、電子メールなど361件を処理</li> </ul> <p>アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2年に1回実施</li> <li>平成15年度実施</li> <li>対象者数4,800人</li> </ul>	<p>村民の声等</p> <p>なし （ただし、ホームページの電子メールで意見等を受け付け）</p> <p>アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて実施</li> <li>平成15年度実施</li> <li>全世界帯対象</li> </ul>	<p>町民の声</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>15年度は、手紙、電子メールなど169件を処理</li> </ul> <p>町民の声アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2年に1回実施</li> <li>平成14年度実施</li> <li>対象者数3,000人</li> </ul>	<p>町民の声等</p> <p>なし （ただし、ホームページの電子メールで意見等を受け付け。15年度37件を処理）</p> <p>アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて実施</li> <li>平成15年度実施</li> <li>対象者数1,000人</li> </ul>	

行政制度等調整方針調書（その2 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	3 広報広聴事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況		備考			
	箕郷町					
24	ホームページによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年3月開設</li> <li>・町政情報、観光・イベント情報、議会情報等を掲載</li> </ul>				
25	広聴事業	<p>町長への手紙等 なし (ただし、ホームページの電子メールで意見等を受け付け。15年度は50件処理)</p> <p>町民アンケート等 なし</p>				

## 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
兵庫県	篠山市	合併年月日	平成11年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙については統合し、毎月21日の月1回発行する。配布は、自治会を通じて行う。</li> <li>・ホームページについては、合併時にリニューアルする。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	4町	
		人口	46,557人	
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報については統合し、毎月1日と15日の月2回発行する。配布については自治会を通じて行う。</li> <li>・ホームページについては、合併時にリニューアルする。</li> <li>・広聴事業は、従来の各市のものを統一し、継続する。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	2市	
		人口	176,959人	
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成13年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報については統合し、毎月1日の月1回発行する。配布については自治会を通じて行う。</li> <li>・ホームページについては、合併時にリニューアルする。</li> <li>・広聴事業は、従来の各市のものを統一し、継続する。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	3市	
		人口	1,008,902人	
香川県	さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報については統合し、毎月20日の月1回発行する。配布については自治会を通じて行う。</li> <li>・ホームページについては、合併時にリニューアルする。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	5町	
		人口	57,773人	
熊本県	あさぎり町	合併年月日	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報については統合し、毎月第4木曜日に月1回発行する。配布については区長等を通じて行う。</li> <li>・ホームページについては、合併時にリニューアルする。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	1町4村	
		人口	18,222人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成16年12月5日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙については統合し、毎月1日15日の月2回発行する。配布については自治会を通じて行う。</li> <li>・ホームページについては、現在ある前橋市の項目に支所項目を増やして対応する。</li> <li>・広聴事業は、新市において調整する。</li> </ul>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町2村	
		人口	320,465人 (平成12年国勢調査)	

合併協定項目 25 - 4

各種事務事業の取扱いのうち、  
交通関係事業の取扱いについて

## 1 市町村乗合バスの運行について

市町村乗合バス（市町村営バス・代替バス）は、廃止された民間バス路線を補完するためのもので、住民の交通手段の確保や地域間の連携の強化という点からも重要な役割を担っている。

今後の、運行・運営に当たっての留意点は、路線の長さや運行時間、民間バス路線との競合、各市町村間の運行形態などに考慮していく必要がある。

また、既存の公共交通機関との連携なども十分に考慮した上で、随時見直しを行う必要がある。

### 5 市町村の市町村乗合バス一覧

路線名	系統キロ口 (km)	運行回数(回)	運行開始年月日	代表市町村	関係市町村
ぐるりん「少林山線」	25.2	20	H9.6.26	高崎市	
ぐるりん「高経大線」	21.8	20	H9.6.26	高崎市	
ぐるりん「大八木線」	28.6	20	H9.6.26	高崎市	
ぐるりん「京ヶ島線」	27.3	20	H9.6.26	高崎市	
ぐるりん「群馬の森線」	26.5	20	H9.6.26	高崎市	
ぐるりん「倉賀野線」	19.2	20	H9.6.26	高崎市	
ぐるりん「観音山線」	22.2	20	H9.6.26	高崎市	
高崎～新町線	14.1 18.1	群馬の森経由 4 ららん藤岡経由 6	H12.10.1	高崎市	藤岡市 新町
前橋～金古王塚台・群馬温泉線	26.2	7	H8.10.1	前橋市	群馬町
前橋～土屋文明文学館線	10.4	7	H12.4.1	前橋市	群馬町
権田～月並線	6.8	6	H4.10.1	倉渕村	
権田～清水線	16.4	8	H5.10.1	吾妻町	倉渕村
新町～砥根平線	66.9	急行 2 普通 6	H9.12.1	藤岡市 一部事務組合 で運行	新町 鬼石町 上野村 神流町
箕郷～渋川線	16.5	6	H8.9.1	箕郷町・榛東村・吉岡町・渋川市の持ち回り	
箕郷～松之沢線	7.5	5	H1.9.1	箕郷町	
箕郷～駒寄線	7.4	5	H1.9.1	箕郷町	

系統キロ口は片道の距離、循環線は1周の距離  
運行回数は往復で1回、循環線は1周で1回

## 2 放置自転車対策について

放置自転車対策については、現在、高崎市と新町のみが条例を設け放置防止の強化を行っているが、合併に伴い市域が拡大することから、全域的な実態の把握を行い、適切に対応していくことが必要といえる。

また、実施に当たっては住民の理解と協力が不可欠なことから、意識啓発策についても併せて検討していく必要がある。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（抄）

（目的）

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

高崎市自転車等の放置防止に関する条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、通行の障害等を除去するとともに、自転車等駐車場の整備について必要な事項を定め、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。

（放置禁止区域の指定）

第9条 市長は、第1条の目的を達成するため、特に自転車等の放置を防止する必要があると認められる区域を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定するときは、あらかじめ高崎市自転車等放置防止対策審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の放置禁止区域を指定したときは、速やかに告示をするとともに、別に定めるところにより当該区域である旨の標識を設置しなければならない。

5 放置禁止区域の指定は、前項に定める告示があった日から効力を生じる。

（放置禁止区域の変更及び廃止）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を変更し、又は廃止をすることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の放置禁止区域の指定の変更又は廃止について準用する。

(自転車等の放置の禁止等)

第11条 利用者等は、放置禁止区域内の公共の場所に自転車等を放置してはならない。

2 利用者等は、放置禁止区域外の公共の場所において、放置により公共の場所の機能に障害を生じさせてはならない。

(放置禁止区域内の措置)

第12条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、利用者等に対して当該自転車等を自転車等駐車場又は当該区域外の場所へ移動することを命ずることができる。

2 市長は、利用者等が前項に定める命令に従わないとき、又は当該利用者等を確認することができないときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

(放置禁止区域外の措置)

第13条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置されることにより、当該場所の機能に障害を生じさせるおそれがあると認められるときは、利用者等に対して、当該場所に自転車等を放置しないよう指導及び警告を行うことができる。

2 市長は、前項に定める指導及び警告を行ったにもかかわらず、別に定める期間経過後、移動されることなく放置されている自転車等について、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

3 市長は、第1項の規定による指導及び警告を行ったにもかかわらず、当該自転車等の放置により、当該場所の機能に著しく障害を生じる部分があり、かつ、その処理に緊急を要すると認めるときは、当該場所の部分に限り当該自転車等を撤去し、保管することができる。

#### 高崎市自転車駐車場条例(抄)

(設置)

第1条 市は、道路等における自転車等の放置を防止し、良好な生活環境を保持するとともに、自転車等の利用者の利便を図るため、自転車駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(放置自転車等の処分)

第11条 市長は、この条例又はこの条例に基づく諸規定に違反して放置してある自転車等(以下「放置自転車等」という。)を発見した場合は、当該放置自転車等を処分する旨14日間公告し、その後1月保管のうえ、当該使用者から申出のないときは、これを処分することができる。この場合において放置自転車等が使用にたえないと認められるときは、前段に定める手続を経ずに処分することができる。



行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	4 交通関係事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目		現況				
		高崎市	倉渕村	群馬町	新町	
30	<p>放置自転車対策 （放置自転車の撤去）</p> <p>（自転車駐車場）</p>	<p>高崎市自転車等の放置防止に関する条例に基づき通行の障害等を除去するとともに、良好な生活環境を確保するため自転車等放置防止禁止区域及び有料・無料自転車駐車場内の放置自転車を撤去・保管している。</p> <p>（処分の方法）</p> <p>所有者へ返還通知を送り、返還されず6ヶ月以上保管した自転車等については、再利用及び廃棄処分を行う。</p> <p>撤去保管手数料</p> <p>自転車 1,020 円 原付 1,530 円</p> <p>返還台数（H14） 自転車等 1,418 台</p> <p>処分台数（H14） 廃棄処分 426 台 再生 775 台</p> <p>放置自転車保管場所 収容台数 約 1,000 台</p> <p>高崎市自転車駐車場条例に基づき、市内主要駅周辺に有料無料の自転車等駐車場を設置し、施設の管理運営を行っている。</p> <p>有料 5 駅 7 施設 5,407 台 無料 1 駅 1 施設 250 台</p>	なし	なし	<p>新町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例に基づき自転車等が継続して置かれることにより利用に支障が生じないよう無料自転車等駐車場内の放置自転車に規定で定める注意・警告をした後、保管場所に移動し保管する。</p> <p>（処分の方法）</p> <p>保管した旨の告示後、自転車等の返還措置を講じ、それにもかかわらず引き取りの無い自転車等については、町で処分する旨の告示から 60 日経過後処分する。</p> <p>撤去保管手数料</p> <p>自転車 1,020 円 原付・自二 1,530 円</p> <p>返還台数（H14） 自転車等 23 台</p> <p>処分台数（H14） 廃棄処分 242 台</p> <p>放置自転車保管場所 収容台数 約 350 台</p> <p>新町自転車等駐車場（無料） 駅周辺 4 施設 1,235 台</p>	

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	4 交通関係事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況		備考			
	箕郷町					
30	放置自転車対策 （放置自転車の撤去）	なし				
	（自転車駐車場）					

先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
岐阜県	山県市	合併年月日	平成15年4月1日	<p>高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行するものとする。</li> <li>・料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて100円・200円・300円の3種類とする。</li> <li>・回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	3町村	
		人口	31,694人	
愛媛県	西予市	合併年月日	平成16年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全計画については、合併後速やかに策定する。</li> <li>・愛媛県市町村交通災害共済制度については、合併後も引き続き実施する。</li> <li>・放置自転車対策については、野村町の例により新市に引き継ぐ。</li> <li>・その他の交通安全対策推進事業については、合併時に調整する。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	5町	
		人口	47,286人	
広島県	廿日市市	合併年月日	平成15年3月1日	<p>佐伯町及び吉和村の生活交通路線バス、福祉バス、無料バスについては、当面、現行のとおり運行し、合併後2年以内に運行体系、料金等を検討し整理する。</p> <p>なお、整理に関しては、バス運行面で佐伯・吉和間の運行強化などの地域ニーズに応える交通の確保に向け、検討、努力することとする。</p>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町1村	
		人口	89,649人	
島根県	益田市	合併年月日	平成16年11月1日	<p>益田市生活バス運行事業、見都町乗り合いタクシー運行事業並びに匹見町過疎バス代替運行事業及び福祉バス運行事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、住民サービスの統一を図るよう、合併後3年を目途に調整する。</p>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市2町	
		人口	54,549人	



合併協定項目 25 - 5

各種事務事業の取扱いのうち、  
防災関係事業の取扱いについて

## 1 地域防災計画

### (1) 法的根拠

市町村防災会議は、防災に関する基本的な計画として国の中央防災会議が作成する防災基本計画に基づき、防災施設の整備、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生等の災害応急対策及び災害復旧に関する事項等の計画を作成しなければならないことになっている。

#### 災害対策基本法（抄）

##### （市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

(3～5 略)

### (2) 計画対象地域の拡大

市町村地域防災計画は、地域住民の生命の安全と財産の保全を目的に、災害に対する行政機関、住民、事業所等の一体的かつ総合的な体制及び対応について定めるものであり、県地域防災計画と整合性を持ったものでなければならず、また、必要に応じて見直しを行い修正していくことが求められている。

合併により計画の対象地域が拡大されるため、通信連絡体制や公的機関をはじめとした各事業所の協力・応援体制についても見直しが必要であり、また、計画策定の前提と

なる対象地域の自然的条件、地理的・地形的条件や気象上の特殊性等についても十分に配慮する必要がある。

## 2 災害対策本部

### (1) 設置の根拠

災害対策基本法では、市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るため市町村地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置することができる」とされている。

そして、市町村長を本部長として災害予防及び災害応急対策を実施することになっている。

#### 災害対策基本法（抄）

##### （災害対策本部）

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地において当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

（2.3及び6略）

### (2) 現在の役場の位置付け

合併により市域が拡大した場合、その規模に見合った災害対策本部のあり方について、現在の役場の活用を視野に入れて検討する必要がある。

## 3 災害時応援協定等

5 市町村においては、災害時に自治体間同士で相互に応援する協定や、情報提供、災害復旧等について公共的団体等と協定を結んでいる。

行政制度等の調整に当たっては、合併前の協定等については、新市に引き継ぐこととしており、合併後の市域の規模を勘案し、調整する必要がある。

#### 4 防災行政無線

防災行政無線は、災害時の連絡・通信手段として欠くことのできないものである。現在は設備がない町村もあるので、合併後においては、災害時の緊急体制が取れるよう、円滑な通信手段を確保しておくことが求められる。

##### 〔同報系防災行政無線〕

災害の発生が予測される時、また災害時には、県をはじめとした防災関係機関からの情報や市町村が独自に収集した情報が市町村役場に集約される。こうした情報やそれに基づく避難勧告などの当該市町村独自の判断を地域住民に知らせるのが「同報系防災行政無線」である。市町村役場から送信された情報は、役場の支所などの公共施設や避難場所などに設置された屋外拡声器や各家庭に設置された個別受信機を通して地域住民に伝達される。同報系防災行政無線は、平常時には住民への周知・広報活動や一般行政事務のための通信にも活用されている。

##### 〔移動系防災行政無線〕

災害時において現場から災害情報を市町村役場（災害対策本部）に伝えたり、市町村役場からの指示を現場に伝えたり、あるいは他の防災関係機関所属の移動系無線局との間で通信を行うために使用されているのが「移動系防災行政無線」である。平常時には、一般行政事務のための通信にも活用されている。



行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目	2 5 各種事務事業の取扱い	詳細項目	5 防災関係事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況				
	高崎市	倉淵村	群馬町	新町	
55 地域防災計画	<p>高崎市地域防災計画</p> <p>【目的】                      市民生活に最も密接している地帯に、大規模な災害発生に備え、被害の軽減を図るとともに、市民生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>策定：平成9年7月1日</p>	<p>倉淵村地域防災計画</p> <p>【目的】                      基本法第42条の規程に基づき、倉淵村の地域防災の事項を管轄する機関の防災業務の改善、災害対策の策定、防災教育及び訓練その他の防災に関する防除・警備・救助・輸送等、災害発生時の対応策の策定、災害の復旧に関する計画</p> <p>策定：平成12年3月30日</p>	<p>群馬町地域防災計画</p> <p>【目的】                      群馬町の地域に係わる災害対策を推進し、防災行政の整備を図るとともに、防災体制の強化を図ることを目的とする。</p> <p>策定：平成10年3月</p>	<p>新町地域防災計画</p> <p>【目的】                      市民生活に最も密接している地帯に、大規模な災害発生に備え、被害の軽減を図るとともに、市民生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>策定：平成元年5月26日                      （平成12年度に群馬県と修正協議をし、現在見直し中である）</p>	

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	5 防災関係事業	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況	備考			
		箕郷町				
55	地域防災計画	<p>箕郷町地域防災計画</p> <p>【目的】                      災害対策基本法第42条の規                      定に基づき箕郷町の地域に係る                      災害全般に關して定めもつての                      総合かつ計画的な防災行政の                      備及び推進を図り防災の万全                      期すことを目的とする。</p> <p>策定：平成10年3月</p>				

行政制度等調整方針調書（その2 - 1）

協定項目	25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	5 防災関係事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況				
	高崎市	倉渕村	群馬町	新町	
49 災害対策本部設置	<p>【高崎市災害対策本部】</p> <p>本部長 市長 副本部長 助役 本部員 収入役 教育長 上下水道事業管理 者室部長 消防局長 消防局次長</p> <p>災害対策本部設置基準 が、発生し、又は発生する おそれがある場合に、市長 が設置する。本部の設置は、基本 法第23条第1項の規定によるが、 市長が設置するも、そのとき （ア）救助法による救助を適用 する災害が発生したとき、 （イ）前号のほか、市区内に 災害が発生し、又は災害が 発生するおそれがある場 合、市長が市行政上特に 必要と認めるとき。</p>	<p>【倉渕村災害対策本部】</p> <p>本部長 村長 副本部長 助役 本部員 収入役 教育長 各課室長 消防団室長 交通指導隊長</p> <p>災害対策本部設置基準 が、発生し、又は発生する おそれがある場合に、市長 が設置する。本部の設置は、基本 法第23条第1項の規定によるが、 市長が設置するも、そのとき （ア）救助法による救助を適用 する災害が発生したとき、 （イ）前号のほか、市区内に 災害が発生し、又は災害が 発生するおそれがある場 合、市長が市行政上特に 必要と認めるとき。</p>	<p>【群馬町災害対策本部】</p> <p>本部長 町長 副本部長 助役 本部員 収入役 教育長 災害対策本部の各 部の長及び副</p> <p>災害対策本部設置基準 が、発生し、又は発生する おそれがある場合に、市長 が設置する。本部の設置は、基本 法第23条第1項の規定によるが、 市長が設置するも、そのとき （ア）救助法による救助を適用 する災害が発生したとき、 （イ）前号のほか、市区内に 災害が発生し、又は災害が 発生するおそれがある場 合、市長が市行政上特に 必要と認めるとき。</p>	<p>【新町災害対策本部】</p> <p>本部長 町長 副本部長 助役 本部員 収入役 教育長 各課室長</p> <p>災害対策本部設置基準 が、発生し、又は発生する おそれがある場合に、市長 が設置する。本部の設置は、基本 法第23条第1項の規定によるが、 市長が設置するも、そのとき （ア）救助法による救助を適用 する災害が発生したとき、 （イ）前号のほか、市区内に 災害が発生し、又は災害が 発生するおそれがある場 合、市長が市行政上特に 必要と認めるとき。</p>	

行政制度等調整方針調書（その2 - 2）

協定項目	25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	5 防災関係事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況 箕郷町	備考			
49 災害対策本部設置	<p>【箕郷町災害対策本部】</p> <p>本部長 町長                      副本部長                      本部員 助役、収入役、各課長及び本部員の指名する職員</p> <p>設置基準                      町長は、次の場合災害対策本部を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴風雨の警報が発令され町の地域に非常災害の発生のおそれがある場合及び発生した場合は、</li> <li>・ 前号のほか著しく激甚である災害により特に災害対策を必要とする場合は、</li> <li>・ 震度6弱以上の地震が発生した場合、</li> <li>・ 震度5弱以上の地震が発生し、町内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が及ぶおそれがあるとき</li> </ul> <p>(ア) 震度にかかわらず、町内に地震による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき</p> <p>設置場所                      町役場</p>				

行政制度等調整方針調書（その3 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	5 防災関係事業	部会名	1 総務企画財政部会
項目	現況					
	高崎市	倉淵村	群馬町	新町		
53 災害時応援協定等	<p>災害時における相互応援に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 埼玉県川越市、越谷市、長野県佐久市</li> </ul> <p>災害時における放送要請に関する覚書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 (株)ラジオ高崎</li> </ul> <p>災害時における協力に関する覚書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 高崎郵便局</li> </ul> <p>災害発生時における電気設備等の復旧の協力に関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 高崎設備協会</li> </ul>	<p>災害時における協力に関する覚書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 倉淵郵便局</li> </ul> <p>火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 高崎市等広域消防構成市町村 吾妻町</li> </ul>	<p>災害時における緊急生活物資供給等に関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 群馬町建設業協会</li> </ul> <p>火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 高崎市等広域消防構成市町村 群馬県中央生コンクリート協同組合</li> </ul> <p>災害時における協力に関する覚書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 群馬郵便局</li> </ul>	<p>災害時における相互応援に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 藤岡市、鬼石町、吉井町、神流町、上野村</li> </ul> <p>災害時における協力に関する覚書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 新町郵便局、新町堂場郵便局</li> </ul> <p>災害時における新町防災行政無線システムの使用に関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 東京電力株式会社群馬支店</li> </ul> <p>災害発生時における交通指導員の運用に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 藤岡警察署、群馬県防犯航空隊</li> </ul> <p>災害発生時における群馬県防災航空隊の応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先 群馬県</li> </ul>		

行政制度等調整方針調書（その3 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	5 防災関係事業	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況	備考			
		箕郷町				
53	災害時応援協定等	消防相互応援協定 ・相手先 榛東村  災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 ・相手先 箕郷町商工会 箕郷町建設協会  災害時における協力に関する覚書 ・相手先 箕輪郵便局				

行政制度等調整方針調書（その４ - １）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い		詳細項目	5 防災関係事業		部会名	1 総務企画財政部会	
項目	現況								
	高崎市		倉淵村		群馬町		新町		
50	防災行政無線	防災行政無線 (移動系) ・周波数 466.075 MHz ・局数 54局 (基地局1・陸上移動局53) 防災行政無線保守点検委託料 283,500 円		なし		なし		防災行政無線 (固定系) ・周波数 68.520 MHz ・局数 1局 (親局1局・屋外受信26局・戸別受信26台・遠隔装置1台) 防災行政無線保守点検委託料 1,939,035 円	

行政制度等調整方針調書（その４－２）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	5 防災関係事業	部会名	1 総務企画財政部会
	項目	現況	備考			
		箕郷町				
50	防災行政無線	防災行政無線 (固定系) ・周波数 69.45 MHz ・局数 16局 (親局1局・アンサーバック子局 15局・戸別受信5,523台・遠隔制御装置1台)  防災行政無線 (移動系) ・周波数 466.6375 MHz ・局数 23局 (基地局1・車載型9台・可搬型3台・携帯型10台)  防災無線保守点検委託料 1,827,000円				



## 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
兵庫県	篠山市	合併年月日	平成11年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。</li> <li>・水防協議会については、新町において、新たに設置し、水防計画を作成する。</li> <li>・災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	4町	
		人口	47,426人	
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画は、新市において新たに作成する。</li> <li>・総合防災訓練は、合併後も現行の内容を統一して実施する。</li> <li>・防災行政無線の運用については、合併後も現行の内容を統一して実施する。</li> <li>・緊急初動態勢については、新市に移行後、速やかに調整する。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	2市	
		人口	176,959人	
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成13年5月1日	<p>防災事業については、災害時の対応に支障をきたさないよう、合併までに基本的な方針を確立する。</p> <p>また、合併後速やかに事業の根幹となる地域防災計画を策定する。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	3市	
		人口	1,008,902人	
熊本県	あさぎり町	合併年月日	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。</li> <li>・地域に係る災害予防または災害応急対策については、合併時に調整する。</li> <li>・水防協議会については、設置しない。</li> </ul>
		合併方式	新設	
		市町村数	1町4村	
		人口	18,198人	



合併協定項目 2 5 - 2 0

各種事務事業の取扱いのうち、  
建設関係事業の取扱いについて

## 1 道路整備等について

道路は都市構造の骨格を形成し、他市町村との交流・産業活動の推進・生活の利便性・快適性のため安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、市民のコミュニケーションの場でもあり、火災を遮断する防災空間、電話・電気・ガス・水道などの公共施設の埋設空間といった多機能を保有したその公共性・重要性からして代替性のない最も基本的な社会資本である。

こうしたことから道路の整備については国又は地方公共団体が直接行うべきものであり、これらの本質・機能を損なうことの無いよう整備を進めていかなければならない。

近年では自動車交通の円滑・快適を図るだけでなく「人にやさしい道づくり」を基本理念とした整備手法が取り入れられ、歩行者・自転車利用者、特に身体の不自由な方々への配慮を重視し、ユニバーサルデザインを多く活用したバリアフリーに対応した道路整備がすすめられてきている。

また、市民の通勤通学・健康増進・余暇の有効活用、さらには地球環境の保全として自転車利用の促進を図るためサイクリングロードの整備が図られている。

道路に付属する安全施設・水路の整備についても同様に整備を進め、市民が安心して生活できるまちづくりを推進していく必要がある。

さらに、災害の多い我が国において地震や浸水などの災害から市民生活の安全を守るため橋梁整備・河川整備・雨水対策等、防災事業の推進も図らなければならない。道路整備及びそれに付随する事業の積極的な推進に対する要望に答えるため、安全で快適な都市環境の創造、高齢化社会に備えた効率的で機能的な整備を行う必要がある。

## 2 市町村営住宅について

各自治体により整備・供給されている賃貸住宅(公共賃貸住宅)であり、下記により分類できる。

公営住宅とは、公営住宅法に基づき、国の補助を受けて整備した低所得者向け賃貸住宅

特定公共賃貸住宅、改良住宅とは、公営住宅法以外の法律に基づいた補助を受けた特定目的の賃貸住宅

単独住宅とは、特定の補助を受けずに市町村の政策により独自に整備された賃貸住宅

### 公営住宅法(抄)

#### (目的)

第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (公営住宅の供給)

第3条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

#### (家賃の決定)

第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者から収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。

#### (入居者資格)

第23条 公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者にあつては、第2号及び第3号)の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が政令で定める金額を超えない範囲内であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取り扱い		詳細項目		20 建設関係事業		部会名		7 都市計画建設部門		
項目	現況											
	高崎市			倉渕村			群馬町			新町		
19 道路整備	市道整備率			村道整備率			町道整備率			町道整備率		
	総延長	1,641,495m		総延長	179,139m		総延長	395,751m		総延長	57,831m	
	舗装延長	1,440,982m		舗装延長	113,367m		舗装延長	271,218m		舗装延長	54,712m	
	整備率	87.8%		整備率	63.3%		整備率	68.5%		整備率	94.6%	
	サイクリングロード整備率			サイクリングロード整備率			サイクリングロード整備率			サイクリングロード整備率		
	計画延長	31,130m		計画延長	m		計画延長	m		計画延長	4,285m	
	施工延長	21,560m		施工延長	2,661m		施工延長	1300m		施工延長	4,285m	
	整備率	69.3%		整備率	%		整備率	%		整備率	100%	

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取り扱い		詳細項目	20 建設関係事業		部会名	7 都市計画建設部門													
	項目	現況		備考																	
		箕郷町																			
19	道路整備	<p>町道整備率</p> <table border="1"> <tr> <td>総延長</td> <td>352,607m</td> </tr> <tr> <td>舗装延長</td> <td>243,394m</td> </tr> <tr> <td>整備率</td> <td>69.0%</td> </tr> </table> <p>サイクリングロード整備率</p> <table border="1"> <tr> <td>計画延長</td> <td>6,500m</td> </tr> <tr> <td>施工延長</td> <td>2,600m</td> </tr> <tr> <td>整備率</td> <td>40.0%</td> </tr> </table>		総延長	352,607m	舗装延長	243,394m	整備率	69.0%	計画延長	6,500m	施工延長	2,600m	整備率	40.0%						
総延長	352,607m																				
舗装延長	243,394m																				
整備率	69.0%																				
計画延長	6,500m																				
施工延長	2,600m																				
整備率	40.0%																				

行政制度等調整方針調書（その2 - 1）

協定項目	25 各種事務事業の取扱い		詳細項目	20 建設関係事業		部会名	7 都市計画建設部会	
項目	現況							
	高崎市		倉淵村		群馬町		新町	
119	市町村営住宅		市町村営（公営）住宅		市町村営（公営）住宅		市町村営（公営）住宅	
	団地数	54 団地	団地数	1 団地	団地数	2 団地	団地数	15 団地
	管理戸数	3,420 戸	管理戸数	8 戸	管理戸数	22 戸	管理戸数	254 戸
	<p>入居申込資格</p> <p>現在住宅に困窮している (土地・建物を所有していない) 同居予定親族がいる (一定の条件で単身でも可) 国の定める収入基準に当てはまる 市町村税の滞納がない</p> <p>入居者選考・決定</p> <p>希望団地に空きが出た時に、申込受付順で部屋を紹介する (入居者選考委員会は H12 年に廃止)</p> <p>納入方法</p> <p>納入通知書は市営住宅管理人を経由し、年 1 回 4 月に送付 口座振替 各金融機関、農協、郵便局</p>		<p>入居申込資格</p> <p>現在住宅に困窮している 同居予定親族がいる 国の定める収入基準に当てはまる</p> <p>入居者選考・決定</p> <p>困窮度の高い者から入居者を決定する 順位を定め難い場合には抽選</p> <p>納入方法</p> <p>納入通知書は毎月入居者宛に送付 役場出納室及び指定金融機関で現金で納付</p>		<p>入居申込資格</p> <p>現在住宅に困窮している 同居予定親族がいる 国の定める収入基準に当てはまる 市町村税の滞納がない 群馬町に在住または勤務している 外国人の場合は永住権がある</p> <p>入居者選考・決定</p> <p>審議会に諮問し、入居順位を決定</p> <p>納入方法</p> <p>納入通知書は市営住宅管理人を経由し、毎月送付 口座振替 各金融機関、農協</p>		<p>入居申込資格</p> <p>現在住宅に困窮している 同居予定親族がいる (一定の条件で単身でも可) 国の定める収入基準に当てはまる 市町村税の滞納がない</p> <p>入居者選考・決定</p> <p>希望団地に空きが出た時に、申込受付順で部屋を紹介する (入居者選考委員会は廃止済)</p> <p>納入方法</p> <p>納入通知書は市営住宅管理人を経由し、年 2 回 4・10 月に送付 口座振替 指定金融機関、収納代理金融機関、農協</p>	



行政制度等調整方針調書（その2 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い		詳細項目	20 建設関係事業		部会名	7 都市計画建設部会	
	項目	現況		備考					
		箕郷町							
119	市町村営住宅	なし							

行政制度等調整方針調書（その3 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い		詳細項目		20 建設関係事業		部会名		7都市計画建設部会																																															
項目		現況																																																							
		高崎市		倉渕村		群馬町		新町																																																	
119	市町村営住宅	連帯保証人要件 群馬県内在住 独立した生計を営んでいる者、2名 市町村税の滞納がない  団地駐車場 <table border="1"> <tr><td>区画数</td><td>2,967 台 (充足率 86.75%)</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>月額 2,700 円</td></tr> <tr><td>納入方法</td><td>家賃に合算</td></tr> <tr><td>管理人</td><td>入居者の中から委嘱</td></tr> </table>  家賃算定係数 <table border="1"> <tr><td>市町村立地係数</td><td>0.95</td></tr> <tr><td>利便性係数</td><td>0.7 ~ 1.0</td></tr> </table>		区画数	2,967 台 (充足率 86.75%)	使用料	月額 2,700 円	納入方法	家賃に合算	管理人	入居者の中から委嘱	市町村立地係数	0.95	利便性係数	0.7 ~ 1.0	連帯保証人要件 倉渕村内在住 独立した生計を営んでいる者 入居者と同等以上の収入がある 村長が適当と認める者  団地駐車場 <table border="1"> <tr><td>区画数</td><td>なし</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>なし</td></tr> <tr><td>納入方法</td><td>なし</td></tr> <tr><td>管理人</td><td>なし</td></tr> </table>  家賃算定係数 <table border="1"> <tr><td>市町村立地係数</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>利便性係数</td><td>0.8075</td></tr> </table>		区画数	なし	使用料	なし	納入方法	なし	管理人	なし	市町村立地係数	0.7	利便性係数	0.8075	連帯保証人要件 群馬町内在住 独立した生計を営んでいる者、2名 入居者と同等以上の収入がある 町長が適当と認める者  団地駐車場 <table border="1"> <tr><td>区画数</td><td>充足率 100.00%</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>なし</td></tr> <tr><td>納入方法</td><td>なし</td></tr> <tr><td>管理人</td><td>なし</td></tr> </table>  家賃算定係数 <table border="1"> <tr><td>市町村立地係数</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>利便性係数</td><td>0.8918 ~ 1.0</td></tr> </table>		区画数	充足率 100.00%	使用料	なし	納入方法	なし	管理人	なし	市町村立地係数	0.8	利便性係数	0.8918 ~ 1.0	連帯保証人要件 新町内在住 独立した生計を営んでいる者 入居者と同等以上の収入がある  団地駐車場 <table border="1"> <tr><td>区画数</td><td>164 台 (充足率 64.57%)</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>月額 1,570 円</td></tr> <tr><td>納入方法</td><td>家賃に合算</td></tr> <tr><td>管理人</td><td>なし</td></tr> </table>  家賃算定係数 <table border="1"> <tr><td>市町村立地係数</td><td>0.75</td></tr> <tr><td>利便性係数</td><td>1.0</td></tr> </table>		区画数	164 台 (充足率 64.57%)	使用料	月額 1,570 円	納入方法	家賃に合算	管理人	なし	市町村立地係数	0.75	利便性係数	1.0
区画数	2,967 台 (充足率 86.75%)																																																								
使用料	月額 2,700 円																																																								
納入方法	家賃に合算																																																								
管理人	入居者の中から委嘱																																																								
市町村立地係数	0.95																																																								
利便性係数	0.7 ~ 1.0																																																								
区画数	なし																																																								
使用料	なし																																																								
納入方法	なし																																																								
管理人	なし																																																								
市町村立地係数	0.7																																																								
利便性係数	0.8075																																																								
区画数	充足率 100.00%																																																								
使用料	なし																																																								
納入方法	なし																																																								
管理人	なし																																																								
市町村立地係数	0.8																																																								
利便性係数	0.8918 ~ 1.0																																																								
区画数	164 台 (充足率 64.57%)																																																								
使用料	月額 1,570 円																																																								
納入方法	家賃に合算																																																								
管理人	なし																																																								
市町村立地係数	0.75																																																								
利便性係数	1.0																																																								

行政制度等調整方針調書（その3 - 2）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い		詳細項目	20 建設関係事業		部会名	7 都市計画建設部会	
	項目	現況		備考					
		箕郷町							
119	市町村営住宅	なし							

## 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成13年5月5日	<p>道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。</p> <p>住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適切な維持管理に努めるものとする。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	3市	
		人口	1,008,902人	
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	<p>市道、認定外、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。</p> <p>2市の認定基準を基本に、新たに制度等を制定する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については、市道とする。</p> <p>認定外道路指定基準及び生活道路については、徳山市の例により調整する。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	2市2町	
		人口	158,606人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成16年12月5日 (予定)	<p>「新市建設計画」 6都市基盤(1)道路 新市の速やかな一体化と市内間の交流を促進するため、前橋・大胡・宮城・粕川地域間を結ぶ都市内幹線道路の整備を推進します。</p> <p>また、都市間幹線道路等の利便性・連続性の向上を図るため、アクセス道路の整備を合せて推進します。</p> <p>生活関連道路の整備では、人と環境に優しい道づくりを基本として、安全で快適な生活を支えるため、地域の要望に即した道路の新設と狭あい道路の拡幅等を進めます。</p> <p>また、都市間幹線道路等については、国及び県と連携して積極的に整備促進に取り組みます。</p>
		合併方式	編入	
		市町村数	1市1町2村	
		人口	320,465人 (平成12年国勢調査)	

合併協定項目 2 5 - 2 4

各種事務事業の取扱いのうち、  
上・下水道事業の取扱いについて

## 【上・下水道事業の目的】

上水道は良質の水を安定して安価に供給すること、及び下水道は市街地における浸水を防除すると共に公共用水域の水質の保全を図り、安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。

## 【住民生活への影響】

- ・ 水道料金については、現在の市町村における事業の実施状況や施設・設備等が異なり、これらに基づいた財政計画により、それぞれの市町村が独自の料金体系をとっている。これを合併時に統一することは住民の負担に急激な変化を及ぼすことになるため、段階的な調整が必要である。
- ・ 下水道使用料については、下水道の普及率や国の認可を踏まえた事業計画による財政計画により決定されてきたものであるため、段階的な調整が必要である。
- ・ 公共下水道事業計画については、合併時は現認可計画及び全体計画を遵守するものの、合併後の認可区域拡大や整備優先度などにおいては、地域バランスなどを考慮する必要がある。

## 【水道事業】

### 1 水道事業について

水道事業とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業である。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものは除かれている。

水道事業等の区分と経営・管理主体は次のとおりである。

事業の区分		項目	定義	経営・管理主体	実施の手続き
水道事業	上水道事業		一般の需要に応じて水を供給する事業で給水人口5,001人以上のもの	原則として市町村	厚生大臣の認可が必要（給水人口が5万人を超え、かつ特定水源水道事業を除く事業については都道府県知事に委任）
	簡易水道事業		一般の需要に応じて水を供給する事業で給水人口5,000人以下のもの		

#### 群馬県条例による小水道

小水道事業	一般の需要に応じて水を供給する事業で給水人口50人以上100人以下のもの	事業者	県知事の認可
	一般の需要に応じて水を供給する事業で給水人口30人以上49人以下のもの		県知事への届出

### 2 水道料金のしくみ

#### (1) 料金体系（2部料金制）

使った水の量にかかわらず負担する基本料金と、使用水量に従って負担する従量料金の2部料金制が標準的な方式であり、5市町村もすべてこの方式を採用している。

##### 基本料金

浄水場や水道管などの施設の建設及び維持管理のための固定的な費用に充てるための料金。

##### 従量料金

使った水の量の多少にかかわらず1m<sup>3</sup>当たりの料金が同額である単一従量料金、使った水の量が多くなるほど1m<sup>3</sup>当たりの料金が段階的に高くなる<sup>ていそ</sup>増従量料金（消費抑制型）がある。

#### (2) 加入金

水道料金のほか、給水装置の新設や水道メーターの口径を大きくする場合に徴収しているもの。

#### (3) 量水器使用料

量水器（メーター）の使用に際して、徴収するもの。

### 3 事業形態

地方自治体が経営する水道事業（簡易水道事業を除く。）は、地方公営企業を設置して行う。簡易水道事業は、地方公営企業法が非適用となるため特別会計を設置して行う。（地方公営企業法第2条第1項1号、地方自治法第209条第2項）

### 4 主な項目の比較

市町村名	方式		基本料金		従量料金		加入金	量水器使用料
	水道事業	簡易水道事業	用途別	口径別	用途別数/逦増・単一	口径別数/逦増・単一		
高崎市	企業会計	-	-		-	11 / 逦増		-
倉渕村	-	特別会計		-	3 / 単一	-		
群馬町	企業会計	-		-	2 / 単一	-		-
新 町	企業会計	-		-	2 / 単一	-		
箕郷町	企業会計	特別会計		-	3 / 単一	-		-

用途別とは、一般用、業務用などの区分数をさす。  
逦増とは、料金が段階的に高くなる料金の設定方式をさす。  
口径別とは、メーターの口径に応じた料金の設定方式をさす。

### 5 上水道の状況

#### (1) 給水人口

市町村名	上水道 (人)	簡易水道 (人)	合計 (人)	上水道等 普及率(%)
高崎市	246,502	-	246,502	99.9
倉渕村	-	4,258	4,258	88.5
群馬町	36,266	-	36,266	99.9
新 町	12,753	-	12,753	100.0
4市町村計	295,521	4,258	299,779	
箕郷町	18,436	454	18,890	98.8
高崎箕郷計	264,938	454	265,392	
5市町村計	313,957	4,712	323,381	

平成15年度決算

上水道普及率・・・{上水道給水人口合計 / (住民基本台帳 + 外国人登録人口) × 100}

#### (2) 予算決算状況

##### 企業会計

( 税込み 単位：千円 )

市町村名	水道事業収益		水道事業費用		資本的収入		資本的支出	
	16年度予算	15年度決算	16年度予算	15年度決算	16年度予算	15年度決算	16年度予算	15年度決算
高崎市	5,588,307	5,444,822	5,248,007	5,088,737	1,664,124	1,404,465	3,609,441	3,096,941
倉渕村	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬町	534,000	520,916	534,000	502,535	15,502	10,021	152,213	165,705
新 町	179,123	158,838	169,042	141,280	37,562	278,841	81,990	378,481
箕郷町	254,154	277,735	254,154	223,148	74,800	146,551	173,299	275,565



特別会計

(単位：千円)

市町村名	歳入		歳出	
	15年度予算	14年度決算	15年度予算	14年度決算
高崎市	-	-	-	-
倉渕村	124,018	87,083	124,018	78,990
群馬町	-	-	-	-
新町	-	-	-	-
箕郷町	2,555	2,556	2,555	707

(3) 企業債の状況

(単位：千円)

市町村名	上水道分				簡易水道分			
	14年度末残高	15年度借入額	15年度償還額	15年度末残高	14年度末残高	15年度借入額	15年度償還額	15年度末残高
高崎市	28,943,080	1,250,000	933,659	29,259,421	-	-	-	-
倉渕村					48,500	0	0	48,500
群馬町	789,955	0	51,023	738,932	-	-	-	-
新町	917,073	268,200	24,005	1,161,268	-	-	-	-
箕郷町	404,956	0	24,664	380,292	-	-	-	-

(4) 水道料金体系の比較(月額)

(単位：円)

市町村名	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> 単価)						
		1~8m <sup>3</sup>	9~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~40m <sup>3</sup>	41~70m <sup>3</sup>	71~100m <sup>3</sup>	101~超
高崎市	715	0	117		148		180	
倉渕村	600	0		60				
群馬町	800	0		90				
新町	750	0		105				
箕郷町	781	0	110					

水道料金は、一般家庭用の税抜きの月額料金です。口径は13mmのもの。

新町の料金は平成16年4月1日以降の使用分からのもの。

新町、倉渕村については、別にメーター使用料が13mmで50円/月かかる。

(参考) 1か月の平均的な使用量で試算した場合の比較(13mmで1か月20m<sup>3</sup>使用した場合)

	高崎市	倉渕村	群馬町	新町	箕郷町
水道料金月額(税込み)	2,224円	1,312円	1,780円	1,942円	2,200円
高崎市を100とした場合の割合	100	59.0	80.0	87.3	98.9

(5) 水道加入金

(単位：円) 箕郷町のみ税込金額。

市町村名	メーター口径								備考 管理者等が別に定める
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
高崎市	40,000	80,000	160,000	-	600,000	900,000	2,300,000	4,000,000	150mm以上
倉渕村	70,000	140,000	210,000	280,000	-	-	-	-	40mm "
群馬町	100,000	150,000	200,000	300,000	600,000	1,000,000	2,000,000	3,000,000	150mm "
新町	70,000	100,000	150,000	450,000	750,000	1,100,000	2,250,000	-	100mm "
箕郷町	75,000	200,000	350,000	600,000	1,300,000	2,200,000	4,500,000	-	100mm "

## 【下水道事業】

### 1 下水道事業等について

下水道とは、汚水や雨水を排除し、又は処理する施設のことである。汚水は下水処理場に集め、きれいな水に処理し川や海に放流し、雨水は速やかに排除し浸水を防除するなど、下水道は公共水域の水質保全や快適な生活環境の向上を図るためには欠かすことのできない都市基盤整備である。

#### (1) 下水道事業

事業の区分		項目	定義	経営・管理主体	規模（計画人口）
公共下水道	公共下水道		主として市街地の汚水を集めて下水処理場で処理し、雨水は水路や川に排除するもの	市町村	制限なし
	特定環境保全公共下水道		市街化区域以外の区域において、集落の生活環境改善や自然公園の水質の保全を目的としたもの	市町村	1,000～ 10,000人
流域下水道			2以上の市町村の下水を排除する下水道で、原則として都道府県が下水道処理場やポンプ場の根幹的施設の設置管理を行い、河川等の流域単位で整備されるもの	都道府県	・10万人以上 ・5万人以上10万人未満の場合は3以上の市町村の下水を排除

高崎市だけにある施設。

その他として特定公共下水道と都市下水路がある。

#### (2) 下水道事業以外の生活排水処理施設

事業の区分		項目	定義	経営・管理主体	規模（計画人口）
農業集落排水施設			農業振興地域での水質保全と機能維持を図るために集落排水整備されるもの	市町村 (農業振興地域)	1,000人以下

### 2 下水道使用料のしくみ

#### (1) 下水道使用料の徴収

下水道の役割のうち雨水処理は行政の役割であるため使用料の対象とはせず、汚水処理について汚水を排出する使用者から使用料を徴収している。

#### (2) 2部料金制

下水道使用料は、水道料金と同様に使用水量に基づく基本料金と、汚水の排出量に応じた従量料金を組み合わせた2部料金制が、下水道事業を行う3市町で採用されている。

汚水の排出量は、水道の使用量とすることを原則としている。

### 3 下水道受益者負担金

#### (1) 下水道負担金とは

下水道整備に要する費用の一部に充てるため、下水道排水区域の土地所有者等の受益者から徴収する金銭が受益者負担金である。箕郷町、群馬町及び新町がこの制度を採用している。

#### (2) 負担金の算出方法

箕郷町及び群馬町は建物を単位として算出し、新町は土地の面積で算出している。

### 4 下水道分担金

#### (1) 下水道分担金とは

公共下水道事業のうち都市計画事業でないものに要する費用の一部に充てるため、その事業により利益を受ける者から徴収する。高崎市がこの制度を採用している。徴収対象は事業認可区域内の市街化調整区域の建物の所有者である。

#### (2) 分担金の算出方法

建物の床面積より算出している。

### 5 事業形態

水道事業とは異なり、地方公営企業法の適用は任意である。

地方公営企業を設置して下水道事業を行っているのは、高崎市と新町であり、群馬町は特別会計で運営している。なお、倉淵村は下水道事業を行っていない。

### 6 下水道の状況

#### (1) 下水道処理区域内人口

市町村名	公共下水道 現在処理区域内人口(人)	公共下水道 普及率(%)	公共下水道 現在水洗便所設置済人口(人)
高崎市	205,913	83.6	193,141
倉淵村	-	-	-
群馬町	7,570	21.0	5,999
新町	12,725	99.7	11,644
4市町村計	226,208		210,784
箕郷町	4,341	22.8	2,823
高崎箕郷計	210,254		195,964
5市町村計	230,549		213,607

平成16年3月31日現在

公共下水道現在処理区域内人口・・・供用を開始している処理区域内の住民基本台帳及び外国人登録人口  
公共下水道普及率・・・{公共下水道現在処理区域内人口 / (住民基本台帳 + 外国人登録人口)} × 100

## (2) 予算決算状況

## 企業会計

(税込み 単価：千円)

市町村名	下水道事業収益		下水道事業費用		資本的収入		資本的支出	
	16年度予算	15年度決算	16年度予算	15年度決算	16年度予算	15年度決算	16年度予算	15年度決算
高崎市	6,583,593	5,738,729	6,443,050	6,144,198	3,662,377	3,575,859	6,346,576	6,118,851
倉渕村	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬町	-	-	-	-	-	-	-	-
新町	440,572	446,870	440,572	439,942	36,369	80,204	217,216	259,619
箕郷町	-	-	-	-	-	-	-	-

## 特別会計

(単位：千円)

市町村名	歳入		歳出	
	16年度予算	15年度決算	16年度予算	15年度決算
高崎市	-	-	-	-
倉渕村	-	-	-	-
群馬町	799,550	676,262	799,550	661,370
新町	-	-	-	-
箕郷町	355,179	332,246	355,179	332,246

## (3) 企業債の状況

(単位：千円)

市町村名	下水道分			
	14年度末残高	15年度借入額	15年度償還額	15年度末残高
高崎市	56,288,480	2,684,900	1,848,747	57,124,633
倉渕村	-	-	-	-
群馬町	2,766,412	162,300	98,890	2,829,822
新町	3,530,122	41,600	145,929	3,425,793
箕郷町	1,935,229	92,500	61,211	1,966,518

## (4) 下水道使用料体系の比較 (消費税抜月額)

(単位：円)

市町村名	基本料金	従量料金 (1 m <sup>3</sup> 単価)							
		1~10 m <sup>3</sup>	11~20 m <sup>3</sup>	21~40 m <sup>3</sup>	41~50 m <sup>3</sup>	51~60 m <sup>3</sup>	61~100 m <sup>3</sup>	101~200 m <sup>3</sup>	201 m <sup>3</sup> 超
高崎市	680	108		143		187		210	
倉渕村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬町	900	0	100		110		120		
新町	900	0	30 m <sup>3</sup> まで 100		110		120		
箕郷町	781	110							

高崎市は8 m<sup>3</sup>まで基本料金のみ 箕郷町は8 m<sup>3</sup>まで基本料金のみ 用途区分は一般用  
高崎市の使用料は平成16年7月分からのもの。

(参考) 1か月の平均的な使用量で試算した場合の比較 (1か月20 m<sup>3</sup>使用した場合)

	高崎市	倉渕村	群馬町	新町	箕郷町
下水道使用料月額 (税込み)	2,074 円	-	1,995 円	1,995 円	2,200 円
高崎市を100とした場合の割合	100	-	96.2	96.2	106.1

(5) 下水道受益者負担金の比較

市町村名	算出根拠	分納方法	一括納付時の報奨金
高崎市	-	-	-
倉渕村	-	-	-
群馬町	1 単位あたり 90,000 円 アパートは、1 世帯収容につき 1 単位とする。 店舗、事業所等は延べ面積に応じ次の単位とする。 300 m <sup>2</sup> 未満 1 単位 300 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満 2 単位 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満 5 単位 1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満 20 単位 3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満 30 単位 5,000 m <sup>2</sup> 以上 50 単位	一括	なし
新 町	負担金単価 × 土地面積 負担区の 1 m <sup>2</sup> あたり単価 393 円	5 年分割で 年 4 回	納付額に対し次の率を乗じた額 1 年 3 % 2 年 6 % 3 年 9 % 4 年 12 % 5 年 15 % (納期が到来している期の納付額は対象外。10 円未満の端数は切り捨て)
箕郷町	1 単位あたり 250,000 円 アパートは、1 世帯収容につき 1 単位とする。 店舗、事業所等は延べ面積に応じ次の単位とする。 300 m <sup>2</sup> 未満 1 単位 300 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満 2 単位 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満 3 単位 1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満 10 単位 3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満 15 単位 5,000 m <sup>2</sup> 以上 20 単位	5 年分割で 年 4 回	なし

負担区とは負担金の額を算出する単位となる土地の区域をいう。

(6) 下水道分担金の比較

市町村名	算出根拠	分納方法	一括納付時の報奨金
高崎市	1 単位あたり 200,000 円 建物の延べ床面積 ÷ 500 m <sup>2</sup> を 1 単位(小数点以下切り上げ)とする	1 回	なし
倉渕村	-	-	-
群馬町	-	-	-
新 町	-	-	-
箕郷町	-	-	-

行政制度等調整方針調書（その1 - 1）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	25 上・下水道事業	部会名	9 上下水道部会
項目	現況					
	高崎市		倉淵村	群馬町		新町
7	管網整備事業	<p>石綿管整備 耐用年数により、破損率が高く破損漏水の多い石綿管を、耐震・耐久性に優れたダグ タイル鑄鉄管に布設替えを行う。（平成 11 年度から平成 12 年度まで国庫補助の採択を 受ける） 整備事業計画期間 昭和52～平成 14 年度 ・整備計画延長 約 356.0 km ・整備済み延長 約 353.5 km ・石綿管残延長 約 2.5 km （他の事業計画に沿って布設替） ・布設替え管種 75mm～ 150mm ダグタイル鑄鉄管 T 型 3 種 200mm 以上 ダグタイル鑄鉄管 K 型 3 種</p> <p>老朽管布設替 明治・大正・昭和前期の鑄鉄管や民間開発 により布設された塩ビ管の布設替えを行 う。 整備事業計画期間 平成 15～平成 24 年度 ・整備計画延長 210 km ・印籠継手鑄鉄管 32 km ・普通鑄鉄管 100 km ・塩ビ管 78 km ・布設替えの管種 75mm～ 150mm ダグタイル鑄鉄管 T 型 3 種 200mm 以上 ダグタイル鑄鉄管 K 型 3 種 75mm～ 250mm（使用区域限定） NS 型 3 種</p>	<p>石綿管整備 なし</p> <p>老朽管布設替 なし</p>	<p>石綿管整備 耐用年数により、破損率が高く破損漏 水の多い石綿管を、末端、漏水の多い箇 所及び他事業関連箇所を中心に、耐震、 耐久性に優れたダグタイル鑄鉄管に布設 替えを行う。</p> <p>・整備計画延長 約 88.6 km ・年間整備延長 約 1.5 km</p> <p>・布設替え管種 75mm ゴム輪形耐衝撃性硬質塩ビ管 100mm 以上 ダグタイル鑄鉄管 K 型 3 種</p> <p>老朽管布設替 なし</p>	<p>石綿管整備 耐用年数により、破損率が高く破損漏 水の多い石綿管を、耐震・耐久性に優れ たダグタイル鑄鉄管及び塩化ビニル管に 布設替えを行う。（平成 10 年度国庫補助 の採択を受ける） ・整備事業計画期間 平成 5 年度～平成 17 年度 ・整備計画延長 約 28.4 km ・整備済み延長 約 25.4 km ・石綿管残延長 約 3.0 km （他の事業計画に沿って布設替） ・布設替え管種 75mm～ 150mm ダグタイル鑄鉄管及び塩化ビニル管 200mm 以上 ダグタイル鑄鉄管 老朽管布設替 なし</p>	

行政制度等調整方針調書（その1 - 2）

協定項目	25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	25 上・下水道事業	部 会 名	9 上下水道部会
項目	現 況 箕 郷 町		備 考		
7	管網整備事業	<p>石綿管整備                      破損率が高く破損漏水の多い石綿管を、VP及びDCIPに布設替えを行う。                      （平成15年度から防衛庁・国庫補助『補助率60%』の採択を受け、事業実施中）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備事業計画予定期間 平成16年度～平成17年度</li> <li>・整備計画延長 約23.7km</li> <li>・石綿管残延長 （平成15年度末） 約23.7km</li> </ul> <p>○老朽管布設替なし</p>			

行政制度等調整方針調書（その2 - 1）

協定項目		2 5 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2 5 上・下水道事業	部 会 名	9 上下水道部会
項目	現 況					
	高 崎 市	倉 淵 村	群 馬 町	新 町		
11	浄水施設	浄水場 5 箇所 ・ 緩速ろ過方式 ・ 急速ろ過方式 （PAC 注入） ・ 急速ろ過方式 （凝集剤注入なし） 水源 2 箇所	なし	浄水場 2 箇所 ・ 急速ろ過方式 （凝集剤注入なし）	浄水場 1 箇所 ・ 急速ろ過方式 （現況使用不能）	
12	受水施設	配水場 3 箇所	なし	なし	なし	
13	取水施設	表流水取水 2 箇所 井戸水取水 21 箇所	水源 12 箇所	湧水取水 2 箇所 貯水場 1 箇所	井戸水取水 5 箇所	
14	配水施設 （浄水場内は除く）  （管理体制）	配水池 14 箇所  若田浄水場で集中監視 ・ 職員 13 名 ・ 宿日直あり（職員2名） ・ 平日は2班で施設巡視	簡易水道 7 箇所 配水池 11 箇所 調整池 4 箇所  庁舎で監視 ・ 施設巡視 ・ 宿日直なし	浄水施設に含む  第三浄水場 ・ 職員 1 名 第二浄水場 ・ 庁舎で監視  ・ 施設巡視 ・ 宿日直なし	高架水槽 1 箇所  庁舎で監視 ・ 施設巡視 ・ 宿日直なし （職員 1 名の携帯電話による自宅待機）	



行政制度等調整方針調書（その2 - 2）

協定項目		2 5 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2 5 上・下水道事業	部 会 名	9 上下水道部会
項目	現 況		備 考			
	箕 郷 町					
11	浄水施設	浄水場 3 箇所 ・急速ろ過方式 (凝集剤注入 2 箇所) (凝集剤注入なし 1 箇所)				
12	受水施設	配水場 1 箇所				
13	取水施設	表流水取水 1 箇所 井戸水取水 3 箇所				
14	配水施設 ( 浄水場 内 は 除 く )  (管理体制)	配水池 7 箇所  庁舎で監視 ・施設巡視 ・宿日直なし				

行政制度等調整方針調書（その3 - 1）

協定項目		2 5 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2 5 上・下水道事業	部 会 名	9 上下水道部会
項目	現 況					
	高 崎 市		倉 淵 村		群 馬 町	
31	公共下水道事業 ・基本計画 ・認可計画	<p>汚水</p> <p>1 利根川上流流域関連公共下水道（県央処理区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場 1 箇所（県央水質浄化センター）</li> <li>・計画処理区域 4,722ha</li> <li>・計画処理人口 128,340 人</li> <li>・計画汚水量（日最大）127,420 m<sup>3</sup>/日</li> <li>・計画目標年次 H27 年</li> </ul> <p>2 単独公共下水道（高崎処理区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場 2 箇所（阿久津水処理センター）（城南水処理センター）城南は廃止予定</li> <li>・計画処理区域 2,560ha</li> <li>・計画処理人口 110,800 人</li> <li>・計画汚水量（日最大）104,900 m<sup>3</sup>/日</li> <li>・計画目標年次 H27 年</li> </ul> <p>県央処理区と高崎処理区を合計した普及率と水洗化率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及率（平成 15 年度末）83.6%</li> <li>・水洗化率（平成 15 年度末）93.8%</li> </ul> <p>雨水 都市浸水対策達成率（平成 15 年度末）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水対策整備対象区域面積 4,046ha</li> </ul>	なし	<p>汚水</p> <p>1 利根川上流流域関連公共下水道（県央処理区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場 1 箇所（県央水質浄化センター）</li> <li>・計画処理区域 1,060ha</li> <li>・計画処理人口 36,000 人</li> <li>・計画汚水量（日最大）22,020 m<sup>3</sup>/日</li> <li>・計画目標年次 H27 年</li> <li>・普及率（平成 15 年度末）21.0%</li> <li>・水洗化率（平成 15 年度末）84.4%</li> </ul> <p>雨水 なし</p>	<p>汚水</p> <p>1 利根川上流流域関連公共下水道（県央処理区）</p> <p>平成 16 年 11 月予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場 1 箇所（県央水質浄化センター）</li> <li>・計画処理区域 288ha</li> <li>・計画処理人口 11,000 人</li> <li>・計画汚水量（日最大）7,840 m<sup>3</sup>/日</li> <li>・計画目標年次 H27 年</li> <li>・普及率（平成 15 年度末）99.7%</li> <li>・水洗化率（平成 15 年度末）91.5%</li> </ul> <p>雨水 都市浸水対策達成率（平成 15 年度末）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水対策整備対象区域面積 288ha</li> <li>・雨水対策整備済区域面積 14.3ha</li> <li>・都市浸水対策達成率 5.0%</li> </ul>	

行政制度等調整方針調書（その3 - 2）

協定項目		2 5 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2 5 上・下水道事業	部 会 名	9 上下水道部会
	項 目	現 況		備 考		
		箕 郷 町				
31	公共下水道事業 ・基本計画 ・認可計画	汚水 1 利根川上流流域関連公共下水道（県中央処理区） ・処理場 （県中央水質浄化センター） ・計画処理区域 444ha ・計画処理人口 17,600 人 ・計画汚水量（日最大） 8,920 m <sup>3</sup> /日 ・計画目標年次 H27 年 ・普及率（平成 15 年度末） 22.8% ・水洗化率（平成 15 年度末） 65.0%				
		雨水 なし				

行政制度等調整方針調書（その４ - １）

協定項目		25 各種事務事業の取扱い	詳細項目	25 上・下水道事業	部会名	9 上下水道部会
項目	現況					
	高崎市	倉淵村	群馬町	新町		
35	水洗便所普及奨励措置	条例で行っている 融資あっせん額は5万円から50万円 利子補給は3年以内全額。 3年を超え5年は2分の1補給	制度がない	条例で行っている 融資あっせん額は30万円まで 利子補給は1年以内全額。1年を超え3年は2分の1補給	規則で行っている 融資あっせん額は5万円～60万円 利子補給は1年以内全額。1年を超え3年は2分の1補給	

行政制度等調整方針調書（その４ - ２）

協定項目		2 5 各種事務事業の取扱い	詳細項目	2 5 上・下水道事業	部 会 名	9 上下水道部会
項目	現 況		備 考			
	箕 郷 町					
35	水洗便所普及奨励措置	条例 補助金の額 ・ 供用開始日と公示された日から1年以内に水洗便所の使用を開始した場合 3万6千円 ・ 供用開始日と公示された日から2年以内に水洗便所の使用を開始した場合 2万4千円 ・ 供用開始日と公示された日から3年以内に水洗便所の使用を開始した場合 1万2千円				

先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
山口県	周南市	合併年月日	平成 15 年 4 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金（上水道、簡易水道料金）、下水道使用料は新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>水道事業は当分の間現行どおり（届出処理）とし、随時調整する。</li> <li>上水道及び簡易水道事業の水道加入金は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>下水道受益者負担金は現行のまま新市に引き継ぐが、将来的には賦課についての検討を行う。</li> </ul>
		合併方式	新 設	
		市町村数	2 市 2 町	
		人 口	158,609 人	
埼玉県	熊谷市 大里町 江南町 妻沼町 合併協 議会	合併年月日	平成 17 年 3 月 31 日 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金については、合併後新水道事業計画を策定の上再編する。それまでの間は現行のとおりとする。</li> <li>水道加入者分担金は原則として、合併時に熊谷市の例により統合する。</li> <li>下水道使用料は合併時まで調整する。</li> <li>受益者負担金の額については、現行のとおりとする。</li> </ul>
		合併方式	新 設	
		市町村数	1 市 3 町	
		人 口	206,446 人 (平成 12 年国勢調査)	
新潟県	新発田 市	合併年月日	平成 15 年 7 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道事業については、現行どおりとする。水道料金は、現行どおりとする。下水道使用料に新発田市の制度を適用するが、豊浦町については次期使用料改定まで現行料金体系とする。</li> <li>下水道受益者負担金は、新発田市の制度を適用する。</li> </ul>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町	
		人 口	91,816 人	
群馬県	前橋市	合併年月日	平成 16 年 12 月 5 日 ( 予 定 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金は前橋市の制度に統一する。ただし、料金の高くなる使用量区分については 3 年で段階的に調整する。</li> <li>宮城村の簡易水道は現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>加入金は前橋市の制度に統一する。</li> <li>下水道使用料は前橋市の制度に統一する。</li> <li>受益者負担金及び分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</li> </ul>
		合併方式	編 入	
		市町村数	1 市 1 町 2 村	
		人 口	320,465 人 (平成 12 年国勢調査)	

